

平成31年第1回美里町議会定例会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第1日	3	5	火	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・町長提出議案の一括上程 ・平成31年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決）
第2日		6	水	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・議案審議（内容説明）
第3日		7	木	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会
第4日		8	金	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各常任委員会報告及び質疑 ・議案審議（内容説明・質疑・討論・採決） ・閉会

第 1 号

3 月 5 日 (火)

平成31年第1回美里町議会定例会会議録（第1号）

平成31年3月5日（火）

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名 11番 濱田 憲治 議員 1番 高田 美千子 議員

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告 (1)議長

(2)町長

(3)監査委員

(4)美里町議会改革調査特別委員会委員長

(5)宇城広域連合議会議員

(6)熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員

自治功勞者に対する表彰状の伝達

日程第4 町長提出議案の一括上程（議案第3号から議案第24号及び同意第1号から同意第3号）

日程第5 平成31年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明

日程第6 議案第3号 美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第4号 美里町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第5号 フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第6号 美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第7号 平成30年度美里町一般会計補正予算（第7号）

日程第11 議案第8号 平成30年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第9号 平成30年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第13 議案第10号 平成30年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第14 議案第11号 平成30年度美里町砥用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

日程第15 議案第12号 平成30年度美里町生活排水特別会計補正予算（第4号）

日程第16 議案第13号 平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

2. 出席議員（12名）

1番	高田美千子君	2番	光井博幸君
3番	今田政行君	4番	坂田竜義君
5番	上田孝君	6番	松永正憲君
7番	中川政司君	8番	吉田起登君
9番	上村則幸君	10番	福田秀憲君
11番	濱田憲治君	12番	吉田美好君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君		
教育長	吉永公力君	総務課長	吉住慎二君
企画情報課長	下田幸輔君	税務課長	中嶋春彦君
住民課長	山田輝臣君	福祉課長	中村武志君
健康保険課長	松永栄作君	経済課長	宮寄幸仁君
林務観光課長	高田浩幸君	建設課管理係長	立道誠君
水道衛生課長	北島浩徳君	会計課長	田上和則君
学校教育課長	坂村浩君	社会教育課長	中川幸生君

5. 事務局職員出席者

事務局長	倉田辰実君	書記	津田里美子君
------	-------	----	--------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉田美好君） おはようございます。

ただいまから、平成31年第1回美里町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

皆さんにお知らせします。説明員の上田副町長並びに長井建設課長より、本定例会への欠席届が提出されております。なお、長井建設課長の代理として、立道管理係長が説明員として出席をされております。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員指名

○議長（吉田美好君） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番、濱田憲治君、1番、高田美千子君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（吉田美好君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

2月21日に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、濱田憲治君。

○議会運営委員長（濱田憲治君） 改めまして、おはようございます。

平成31年第1回議会運営委員会委員長の報告をいたします。

去る2月21日、午後2時より、中央庁舎議会委員会室において、平成31年第1回議会運営委員会を開催しましたので、その報告をいたします。

出席者は議会より、吉田美好議長、今田総務常任委員長、上田経済建設常任委員長、坂田社会文教常任委員長と私、執行部より、上田町長、上田副町長、吉住総務課長、事務局より、倉田事務局長と津田参事出席のもと開会をいたしました。

議題としまして、（1）執行部提出議案について、（2）議案提出議案（請願・陳情・意見書等）について、（3）一般質問について、（4）日程・会期等について、（5）その他を議案といたしました。

まず、（1）の執行部提出議案について。内容は条例改正4件、平成30年度補正予算7件、平成31年度当初予算7件、その他7件、合計25議案の説明を受けております。

次に、（2）議員提出議案（請願・陳情・意見書等）について。受付番号1、平成31年1月21日受付、住所、大阪府豊能郡能勢町稲地128-3、提出者、日米地位協定を見直す会協同代表、難波希美子より、全国知事会の「米軍基地負担に

関する提言」の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情書が提出されております。受付番号2番、平成31年2月12日受付、住所、兵庫県西宮市分銅町1-4、一般財団法人日本熊森協会会長、室谷悠子より、奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境贈与税（仮称）で、順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書が提出されております。受付番号3番、平成31年2月19日受付、住所、熊本市中央区九品寺1丁目5-3、熊本第2ビル102、提出者、特定非営利活動法人ワーカーズユープ熊本、支部長、小林啓示より、「協働労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書が提出されています。

以上、3本の案件を議会運営委員会としては、いずれも不受理とし、受付番号3、「協働労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書は、全議員に資料の配布するように決定しております。資料を配布しておりますので、議員さんにおかれましてはご覧いただきたいと思っております。

次に、（3）一般質問について。受付順で、吉田起登議員、坂田竜義議員、高田美千子議員から通告があっており、質問順については抽選の結果、最初に坂田竜義議員、次に吉田起登議員、最後に高田美千子議員の順番に決定しました。

次に、日程・会期等について議論しました。執行部提出議案25件と一般質問者3名、平成31年度当初予算の審議のために、常任委員会を1日間設けたことにより、会期予定表（案）のとおり、3月5日より3月8日までの4日間と決定しております。日程の内容につきましては、議案集の平成31年第1回美里町議会定例会会期予定表（案）のとおりです。

議会初日、本日3月5日は、平成31年第1回美里町議会定例会議事予定表（案）より、日程第3、諸般の報告、次に自治功労者に対する表彰状の伝達をし、日程第4、町長提出議案一括上程（議案第3号から議案第24号及び同意第1号から同意第3号）をし、次に日程第5、平成31年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由の説明を受け、日程第6、議案第3号「美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」から日程第16、議案第13号「平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について、内容説明、質疑・討論・採決を行います。

3月6日、開会2日目は、一般質問を行います。質問順につきましては、坂田竜義議員、吉田起登議員、高田美千子議員の順番で実施します。

次に、日程第17、議案第14号「平成31年度美里町一般会計予算」から日程第23、議案第20号「平成31年度美里町簡易水道事業特別会計予算」までの内容説明を行います。質疑・討論・採決は議会最終日3月8日に行います。

3月7日、開会3日目は休会とし、各常任委員会を実施します。

3月8日、議会最終日は、各常任委員会の委員長の報告及び質疑を実施します。

その後、日程第17、議案第14号「平成31年度美里町一般会計予算」から日程第23、議案第20号「平成31年度美里町簡易水道事業特別会計予算」を再度上程し、内容説明は既に終わっていますので、質疑・討論・採決を行います。

その後、日程第24、議案第21号「町道路線（大野原下田線）の廃止について」から日程第27、議案第24号「災害工事発注土捨て場用地取得契約の締結について」内容説明を受け、質疑・討論・採決を実施します。

次に、日程第28、同意第1号「美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき同意を求めることについて」から日程第30、同意第3号「美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき同意を求めることについて」内容説明を受け、質疑・討論・採決を実施します。

次に、日程第31号、発議第1号「美里町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」の内容説明を受け、質疑・討論・採決を行います。

以上が、2月21日に行われた議会運営委員会の委員長の報告といたします。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

皆さんにお諮りします。ただいま議会運営委員長の報告のとおり、会期は、本日3月5日から3月8日までの4日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日3月5日から3月8日までの4日間に決定をいたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（吉田美好君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議長から12月定例会以降の報告を行います。

平成30年12月14日、平成30年度美里町老人クラブ大会、文化交流センターで、ひびきで行われまして出席をいたしております。

同日、園田代議士のお別れの会が嘉島町町民会館で行われまして、これには全議員が参加ということ、参列をしております。

12月16日、あぜみち会の創立40周年祝賀会がさかぐちで行われまして出席をいたしております。

同じく、12月21日、平成30年第3回宇城広域連合議会臨時会が広域連合で

行われまして、私と光井議員が出席をいたしております。

明けまして、31年1月1日、第48回美里町新春霊台橋マラソン大会が、総合運動公園グラウンドで行われまして出席をいたしております。

1月2日、平成31年美里町成人式、文化交流センターひびきで行われまして、全議員さんとともに出席をいたしております。

1月4日、議会・執行部合同の新年会があ助で行われまして、全議員さんと出席をいたしております。

1月10日、公有財産管理運用等審議会が中央庁舎で行われまして、私と今田議員が出席をいたしております。

1月11日、新春の集い、これは自民党県連主催であります、ニュースカイホテルで行われまして出席をいたしております。

1月13日、第20回みどりかわ湖どんと祭りが緑川ダム（補助ダム）で行われまして出席をいたしております。

1月15日、中園橋渡り初め式が現地で行われまして出席をいたしております。

1月16日、平成31年第1回議会臨時会が議場で行われまして、全議員出席でございます。

同じく16日、平成31年第1回議会全員協議会、これは委員会室で行われまして全議員出席でございます。

1月25日、美里町地域婦人会の新年会がいわやで行われまして出席をいたしております。

それから、2月の1日、熊本県町村議会第5回理事会が自治会館で行われまして出席をいたしております。

2月5日、美里町社会福祉協議会の理事会が湯の香苑で行われまして出席をいたしております。

2月9日、平成30年度宇城植樹祭が、宇城市屋内多目的広場、これは豊野町にありますが行われまして出席をいたしております。

2月12日、平成31年第2回議会全員協議会が委員会室で行われまして、全議員出席でございます。

2月15日、熊本県町村議会第69回定期総会、これが熊本テルサで行われまして出席をいたしております。

2月21日、平成31年第1回議会運営委員会が委員会室で行われまして、議会運営全員と私が出席をいたしております。

2月22日、平成30年度防衛セミナーが熊本テルサで行われまして出席をいたしております。

2月24日、第39回宇城地区中学生新人駅伝競走大会が町営球技場周辺で行われまして、開会式に出席をいたしております。

同じく24日、第31回美里町小学生バレーボール大会が砥用中学校体育館で行われまして、開会式に出席をいたしております。

同じく24日、土地改良区遠野事業部総会、大遠多目的集会所で行われまして、議長として出席をいたしております。

2月25日、美里町新規振興作物美里かぼちゃ栽培反省会、いわやで行われまして出席をいたしております。

3月1日、美里町英霊顕彰会の理事会が老人福祉センターで行われまして、副議長とともに出席をいたしております。

3月3日、平成30年度野生の会発表会が文化交流センターで行われまして出席をいたしております。

以上でございます。

以上で議長の報告を終わります。

次に、町長に行政報告を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） それでは、12月議会後の諸般の報告をさせていただきます。大変長くなりますので、要約してご報告を申し上げます。

まず、平成30年12月14日、美里町老人クラブの大会。その後、園田代議士のお別れの会に出席をしております。

12月16日、あぜみち会の設立40周年の記念祝賀会。その後、土地改良区の東部事業部の忘年会。その後、美里町の少年野球クラブの懇親会に出席をいたしております。

12月18日、嘱託員・嘱託補の会議。その後、嘱託員・嘱託補会議のあとの懇親会に出席をいたしております。

12月19日、サクラ化学工業が来庁されましたのでその対応をし、夜には商工会の青年部の忘年会に出席しております。

12月20日、佐俣の湯の取締役会。夜には、遺族会の孫、ひ孫の会の忘年会に出席をしております。

12月21日、宇城広域連合議会の臨時会に出席をし、その後、宇城広域連合議会の懇親会に出席をしております。

12月25日、教育委員の辞令交付を行っております。

12月28日、社会福祉協議会の仕事納め式。その後、砥用庁舎の仕事納め式。その後、中央庁舎の仕事納め式をし、夜は消防団の年末特別警戒の本部巡視を行っております。

1月1日、新春霊台橋マラソン大会の開会式に出席をし、

1月2日は、成人式に出席をいたしております。

1月4日、中央庁舎の仕事始め式。砥用庁舎の仕事始め式。その後、社会福祉協議会の仕事始め式。夜には、議会・執行部合同の新年会に出席をいたしております。

1月5日、西山のツツジの会の新年会。夜は堅志田班、消防の堅志田班の初会に出席をいたしております。

1月6日、下中郡区の初会。その後、涌井時原区の初会。そのあと、永富津留区の初会に出席をいたしております。

1月10日、公明党熊本県本部2019年賀詞交歓会に出席をし、午後から、健康長寿社会づくりトップセミナーに出席をし、夜は、美里町商工会の賀詞交歓会に出席をいたしております。

1月11日、自由民主党熊本県支部連合会の新春の集い。そのあと、町村会のトップセミナー。その後、国会議員との意見交換会。そのあと、美里町PTA連合会の新年会に出席をいたしております。

1月13日、書初め書道展の表彰式。その後、上中郡区の初会。そのあと、白石野区の初常会。そのあと、緑川湖のどんど祭りに出席をいたしております。

1月15日、中園橋の渡り初め。

1月16日、第1回の臨時議会に出席をし、その後、全員協議会に出席をいたしております。そのあと、椎葉矢部砥用線の整備要望及び意見交換会に出席をいたしております。

1月17日、復旧・復興会議を行っております。そのあと、川越老人会の新年会。そのあと、宇城広域連合の正副連合長会議に出席をいたしております。

1月19日、砥用音楽幼稚園設立40周年の記念式典。そのあと、消防団の幹部研修で鹿児島に行っております。

次の日は朝から帰りまして、萱野区の初会。そのあと、岩下区の初会に出席をし、夜は、元不知火町の消防団長の叙勲祝賀会に出席をいたしております。

次の日、1月22日、B&G全国サミットに出席をするため上京をいたしております。

1月24日、商工会の商業部会、工業部会の合同講演会に出席をし、そのあと、民生委員児童員協議会の新年会に出席をいたしております。

1月25日、たばこ振興会の播種祝い。

1月26日、うきうき地域づくりフォーラムに出席をいたしております。

1月27日、西山区の通常総会。夜には、鷲山啓氏の叙勲祝賀会に出席をいたしております。

1月28日、熊本連携中枢都市圏の連絡会議。

1月29日、J A熊本うきアスパラガス専門部会の通常総会。

1月31日、後期高齢者医療広域連合の定期監査に出席をいたしております。

2月1日、建設業協会の新年名刺交歓会。

2月3日、消防団の訓練視察。そのあと、砥用町簡易水道組合の通常総会に出席をいたしております。

2月4日、農家小組合長初会議。

2月5日、自衛官募集相談員の委嘱状交付式。そのあと、社会福祉協議会の理事会に出席をいたしております。

2月7日、日赤熊本県支部評議委員会。そのあと、どんど祭りのフォトコンテストの審査。そして夜は、よかボス倶楽部の交流会、よかボス宣言をしたあとのこの倶楽部の交流会に出席をいたしております。

2月8日、宇土人権擁護委員協議会の研修が美里町で行われまして出席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2月9日、宇城植樹祭。その後、J A熊本うきの女性正組合員大会に出席をいたしております。

2月12日、第2回の議会全員協議会に出席をいたしております。

2月13日、嘱託員・嘱託補の会議。そのあと、熊本県社会福祉功労者、功労章受章表敬訪問ということで、表彰を受けられましたので、その表敬訪問にお見えになりましたので対応をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2月16日、職員採用試験の二次試験。

2月18日、前の日から大阪に出張しまして、2月18日月曜、朝から大阪事務所を訪問。そのあと、サクラ化学工業を訪問いたしております。

2月20日、中央地区農作業受託組合の通常総会。

2月21日、議会運営委員会に出席をいたしております。

2月23日、お手玉大会 i n 美里の発表会に出席をいたしております。そのあと、夜は美里町中央南園会の総会に出席をいたしております。

2月24日、朝から宇城中学校新人駅伝競走大会の開会式に出席をし、その後、美里町小学生バレーボール大会の開会式。そのあと、土地改良区の遠野事業部の総会。その後、木村仁ご夫妻の感謝の集いに出席をいたしております。

2月25日、課長会議を行っております。夜は、美里かぼちゃの反省会に出席をいたしております。

2月26日、国保運営協議会の委員の辞令交付。夜には、宇城地区消防団長、消防長のOB会に出席をいたしております。

2月27日、宇城広域連合正副連合長研修ということで、東京都の調布市を27、28で訪れております。

3月1日、英霊顕彰会の理事会。その後、美里町土地改良区の理事会。

3月3日、野生の会の発表会に出席をし、その後、嘱託会の研修に合流するため、長崎県の平戸市に行っております。3日、4日と長崎県の平戸市に出張をいたしております。

以上で、12月定例会以後の行政報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

次に、監査委員の例月現金出納検査報告を求めます。

4番、坂田竜義君。

○監査委員（坂田竜義君） 監査委員から、例月現金出納検査の結果についての報告をいたします。

美里監第43号、平成30年12月26日。美里町議会議長、吉田美好様。美里町監査委員、遠山史朗、同、坂田竜義。

例月現金出納検査の結果に関する報告書の提出について。

地方自治法第235条の2第1項により、平成30年11月分の出納検査を行ったので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告をします。

記。

1、検査対象、会計管理者所管の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金に関する現金、一時借入金（計算書は別紙のとおり）であります。

2、検査の時期、平成30年12月25日。

検査の結果、諸帳簿及び提出された諸表の計算は正確であり、不正、不当な出納はなく確実なものと認める。

以上。11月分が以上でございますが、12月分については、1月の24日、1月分については、平成31年2月25日に行いまして、同じく諸帳簿、計算は正確で不正、不当な出納はなく、確実なものと認めました。

以上です。

○議長（吉田美好君） 以上で、監査委員の例月現金出納検査報告を終わります。

次に、美里町議会改革調査特別委員会委員長の報告を求めます。

11番、濱田憲治君。

○11番（濱田憲治君） 平成31年第1回美里町議会改革調査特別委員会委員長の報告をいたします。

去る1月16日午後1時より、中央庁舎委員会室において、平成31年第1回美里町議会改革調査特別委員会を開催をいたしました。

出席者は、議長を除く委員11名全員、事務局より、倉田局長、津田参事、合計13名の参加者であります。

議題としまして、美里町議会改革調査特別委員会の取組みについて協議をしました。

内容としまして、美里町議会広報調査特別委員会（仮称）の設置に係る議員発議の件について、事務局長より説明を受けております。説明の中で、「美里町議会広報調査特別委員会（仮称）」について、多数の委員より、「美里町議会広報調査特別委員会」の名称に違和感があるとの意見がありました。再度、事務局より、議員発議に諮る必要性と、「美里町議会広報調査特別委員会」で提案した経緯について説明を受けております。

事務局より説明のあと、委員より、特別委員会とは性質が違うので、議員発議として議会に諮る必要があるのか。また、活動内容から名称をつけるとすれば、「美里町議会広報委員会」や「美里町議会広報編集委員会」等の名称でよいのではないかと発言がっております。

このような意見を取りまとめ、委員会の名称について、「美里町議会広報委員会」と「美里町議会広報編集委員会」のいずれかで検討し、議員発議の必要性についても事務局で再度確認を行うこととしました。

次に、広報委員会の設置規定等について、他の自治体の規定等を基に、事務局より説明を受けました。

規定での委員の定数については、前回までの特別委員会において、当面は議員全員の12名で構成することを再度確認し、決定しております。

次の議題としまして、議会基本条例について、北海道の栗山町の資料・栗山町議会基本条例の誕生と展開を配布し、次回以降の会議に向けて資料の読み込みをお願いをいたしましたところです。また、議会改革PDCAシートを今後活用しながら進めていくことを説明しております。

最後に、2月の特別委員会の開催日を、予定されている議員全員協議会の日程に合わせて開催することを申し合わせて閉会といたしました。

以上が、平成31年第1回議会改革調査特別委員会の報告とします。

引き続きまして、平成31年第2回美里町議会改革調査特別委員会委員長の報告をいたします。

2月12日、午後3時より、中央庁舎委員会室において、平成31年第2回美里町議会改革調査特別委員会を開催しております。

出席者は、議長を除く委員11名全員、事務局より倉田局長、津田参事出席のもと、合計13名であります。

議題としましては、美里町議会広報委員会設置について。

事務局長より、美里町議会広報委員会の設置について、地方自治法第100条第12項に基づく美里町議会会議規則の一部を改正の必要性の説明を受けております。

説明のあと、各委員の意見の集約を行い、地方自治法とのつながりを持ち、広報委員会の活動に万全を期すため規則の一部改正が必要との見解に至り、3月議会定例会において、美里町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての議員発議を行うことに決定しております。

なお、議員発議の提出者は、総務常任委員会委員長今田委員長とし、賛成者には、総務常任委員会副委員長の吉田起登委員と決定しております。

次に、美里町議会広報委員会（案）について、各委員の意見を集約し、事務局が示された原案を、原案どおりでの決定に至っております。

次に、美里町議会広報誌の名称について、各委員より提案を受け、無記名投票を行い、結果としまして、美里町議会だより「きらり」と決定に至っております。次点としまして、ひらがなで「いしばし」であります。そのほかに、「石段」や「さくら」、「輝き」、「365」という案が提案されております。

次に、議員の成り手不足について、県町村議長会理事会での資料に基づき、議会の考え方、方向性等を一つにすることが重要である旨の内容について、事務局長より説明を受けております。

次に、議会改革の今後の取組みについて、各委員より意見の集約を行い、前回の特別委員会で配布した資料、「議会改革PDCAシート」を参考にしながら、作業部会（各常任委員会）ごとに検討し、方向性を集約し、次回の議会改革調査特別委員会に持ち寄って協議することに決定しております。

以上が、平成31年第2回議会改革調査特別委員会の報告といたします。

以上です。

○議長（吉田美好君） 以上で、美里町議会改革調査特別委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんからの補足はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

以上で、美里町議会改革調査特別委員会委員長の報告を終わります。

次に、宇城広域連合議会議員の報告を求めます。

2番、光井博幸君。

○2番（光井博幸君） 平成30年、第3回宇城広域連合議会臨時会の報告をいたします。

宇城広域連合議会議員、光井博幸。

日時、平成30年12月21日、金曜日、16時から。

場所、宇城広域連合2階交流プラザ。

出席者、宇城広域連合議会議員10名、正副連合長3名、事務局から9名、傍聴者1人で行いました。

吉田議長の開会宣告後に守田連合長の挨拶があり、日程に入りました。

日程第1、会議録署名議員の指名。

日程第2、会期の決定。当日1日間に決定しております。

日程第3、議案第18号、専決処分の報告及び承認を求めることについて。

専決第3号、損害賠償額の決定について。

概要をお知らせします。

宇城市松橋町萩尾において発生した消防署の公用車の事故に伴う人身事故について、和解し損害賠償の額を決定するというもの。

和解の内容は、本事故に伴う人身事故に係る損害賠償の額は113万772円。相手方の損害賠償金については、すべて全国自治協会自動車事故共済保険の保険金で賄う予定でございます。

審議・採決の結果、原案どおり承認されました。

日程第4、議案第19号、宇城広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第5、議案第20号、熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について。

日程第6、議案第21号、平成30年宇城広域連合一般会計補正予算（第4号）について。

議案第19号から第21号については、すべて原案どおり可決されました。

以上です。

○議長（吉田美好君） 以上で、宇城広域連合議会議員の報告を終わります。

次に、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を求めます。

9番、上村則幸君。

○9番（上村則幸君） それでは、平成31年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が行われておりますので報告をいたします。

平成31年2月14日、午後2時より、熊本県KKRホテルで開催されました平成31年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会及び全員協議会について、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を今からいたします。

2月14日、午後2時より開催されました全員協議会では、第1回定例会の議案等について事務局より説明がっております。議案に関する質問等もなく、午後2

時 30分に全員協議会は終了いたしました。

全員協議会后、2時40分、仮議長の朽木議長（熊本市議会議長）の会議宣告に引き続き、日程第1、会議議席の指定を行ったあと、熊本県後期高齢者広域連合、大西連合長の挨拶が行われております。

そのあと、日程第2、議長選挙が行われ、朽木議長（熊本市議会議長）が当選されております。

日程第3、議席の指定につきましては、仮議席と同じ議席で決定をいたしております。

続きまして、日程第4、会議録署名議員では、柴田議員（宇土市議会議長）、桑原議員（上天草市議会議員）が指名され、

日程第5、諸般の報告においては、熊本県後期高齢者医療広域連合北川代表監査委員より、平成30年10月実施分から平成31年1月実施分までの例月現金出納検査の報告がなされております。

なお、日程第6、会期の決定では、2月14日、一日限りと決定したあと、

日程第7、副議長の選挙が行われております。工藤議員（山都町議会議長）が副議長に当選されております。

日程第8、議案第1号、熊本県後期高齢者医療広域連合副連合長の選任同意については、荒木嘉島町長、副連合長選任に原案どおり同意されております。

また、日程第9、議案第2号、熊本県後期高齢者医療広域連合議選監査委員の選任同意について、及び日程第10、議案第3号、熊本県後期高齢者広域連合識見監査委員の選任同意については、福永議員（長洲町議会議員）及び石原元熊本市代表監査員の選任については、原案のとおり同意されております。

日程第11、議案第4号、専決処分の報告及び承認について。

日程第12、議案第5号、熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2案件につきましては、原案どおり賛成多数で可決いたしております。

日程第13、議案第6号、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、小林議員（菊陽町議会議員）の質疑のあと、原案どおり可決をいたしております。

日程第14、議案第7号、平成30年度熊本県後期高齢者医療広域連合高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

日程第15、議案第8号、平成31年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、原案どおり賛成多数で可決いたしております。

日程第16、議案第9号、平成31年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢

者医療特別会計予算については、小林議員（菊陽町議会議員）の質疑、反対討論のあと、賛成多数で可決いたしております。

日程第17、熊本県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙も行われております。

日程第18、一般質問では、小林議員（菊陽町議会議員）から、保険料の負担増について、医療費の一部負担金、減免免除について、保健事業についての質問が行われております。

一般質問終了後、朽木議長の閉議の宣告により、午後3時40分に、平成31年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が閉会されております。

以上で、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を終わりますが、資料については事務室のほうに置いてありますので、見たい方は各自見ていただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

次に、自治功労者に対する表彰状の伝達を行います。

去る、2月15日に開催されました「熊本県町村議会議長会第69回定期総会」におきまして、福田秀憲議員並びに上村則幸議員が自治功労者として表彰をされましたので、お二人に表彰状の伝達を行います。

ここで、表彰伝達補助のため、議会事務局、津田参事が議場内に入ることを許可します。

福田秀憲君並びに上村則幸君におかれましては、答弁席前までお進みください。

表彰状。

下益城郡美里町議会、議員、福田秀憲殿。

貴殿は、23年以上の長きにわたり、町村議会議員として、よくその職責を遂行され、もって地方自治の振興発展に尽くされた功績は誠に顕著であります。よって、ここにそれを表彰します。

平成31年2月15日。

熊本県町村議会議長会、会長、田上更生。

代理授与でございます。

おめでとうございます。

（拍手）

○議長（吉田美好君） 表彰状。

下益城郡美里町議会、議員、上村則幸殿。

貴殿は、23年以上の長きにわたり、町村議会議員として、よくその職責を遂行され、もって地方自治の振興発展に尽くされた功績は誠に顕著であります。よって、ここにそれを表彰します。

平成31年2月15日。

熊本県町村議会議長会、会長、田上更生。

代理授与でございます。

おめでとうございます。

(拍手)

○議長（吉田美好君） ここで、表彰されましたお二人に、ご挨拶をお願いいたします。まず、福田秀憲君よりお願いします。

○10番（福田秀憲君） 皆さん、おはようございます。ただいま表彰していただきまして、本当に有難いなと思っております。あつという間に何十年も過ぎてしまいましたが、まだ若いつもりで町政に励んでいるところでもあります。これもやはり町民の皆さん、それと同志の議会議員の皆さん、それと町の町長はじめ執行部、職員の皆さんのお陰ではないかなというふうに思っております。本当にありがとうございました。

やはり20年以上もやっておりますと、どうしてもやはり自分では思っていないんですけども、おごりというのがやっぱ出てきてるんじゃないかなという思いがしております。ので、いつもやはり原点に戻って、自分を戒めながらこうやっているつもりであります。これからもですね、町民のために一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、皆さんのご指導をまたよろしく願いをいたします。

ありがとうございました。

(拍手)

○議長（吉田美好君） 次に、上村則幸君よりお願いします。

○9番（上村則幸君） おはようございます。先ほどの議場内において、本当こう表彰していただきまして本当に感謝いたします。これも本当皆さん方のお陰、議員の皆様方また執行部の皆様、町民の皆様方のお陰でこうやって23年間もやってこられました。やっぱり長年やってくると、先ほど言われましたようにやっぱりおごりとか何とか出てくることもあるかと思えますけれども、これからも気を引き締めて、初心に戻ったつもりで精一杯やっていきますので、どうか皆様方の更なるご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本当に皆さん、ありがとうございました。

(拍手)

○議長（吉田美好君） ありがとうございます。

お二人には、長年の功績に対する受賞、誠におめでとうございます。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分とします。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第4 町長提出議案の一括上程

○議長（吉田美好君） 日程第4、町長提出議案の一括上程を行います。

議案第3号から議案第24号及び、同意第1号から同意第3号までの案件を一括して上程し、案件のみ議会事務局長に朗読させます。倉田議会事務局長。

○事務局長（倉田辰実君） それでは、議案書の2枚目をお開きください。それでは読み上げます。

議案第3号 美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 美里町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 平成30年度美里町一般会計補正予算（第7号）

議案第8号 平成30年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第9号 平成30年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）

次のページをお開きください。

議案第10号 平成30年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第11号 平成30年度美里町砥用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第12号 平成30年度美里町生活排水特別会計補正予算（第4号）

議案第13号 平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第14号 平成31年度美里町一般会計予算

- 議案第 15 号 平成 31 年度美里町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 16 号 平成 31 年度美里町土地取得特別会計予算
- 議案第 17 号 平成 31 年度美里町介護保険特別会計予算
- 議案第 18 号 平成 31 年度美里町生活排水特別会計予算
- 議案第 19 号 平成 31 年度美里町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 20 号 平成 31 年度美里町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 21 号 町道路線（大野原下田線）の廃止について
- 議案第 22 号 町道路線（大野原下田線）の認定について
- 議案第 23 号 町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の締結について
- 議案第 24 号 災害・工事発注土捨て場用地取得契約の締結について
- 同意第 1 号 美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき同意を求めることについて
- 同意第 2 号 美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき同意を求めることについて
- 同意第 3 号 美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき同意を求めることについて

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議会事務局長の朗読を終わります。

-----○-----

日程第 5 平成 31 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明

○議長（吉田美好君） 日程第 5、平成 31 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明を行います。

町長に、平成 31 年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由の説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 平成 31 年第 1 回美里町議会定例会の開会にあたり、美里町長として町政運営に関する施政方針の一端を述べさせていただきます。

平成 28 年の熊本地震と豪雨災害の発生から間もなく 3 年を迎えます。町内全域の甚大な被害に対し、一刻も早く被災前の暮らしを取り戻すため復旧・復興を最優先に取り組んできたところではありますが、平成 31 年度におきましても、復旧・復興の加速化を図り、社会基盤整備と経済基盤の復旧、被災者への住宅再建支援、恒久住宅への移行支援、生活再建支援などを引き続き行う必要があります。

しかし、このような状況におきましても、地方自治体を取り巻く環境や行政に対する住民ニーズは大きく変化し、少子高齢化、人口減少社会への対応、産業の活性化や雇用の創出、自然災害に対する危機管理など、多くの課題に直面しております。

このような課題から目をそらすことなく、災害からの復旧・復興及び第2次振興計画で示す施策への取り組みを着実に実行し、美里町復旧・復興計画でも示しているとおり、「オール美里で再スタート&再チャレンジ」の理念もと、議会並びに町民の皆様とともに、町民一人ひとりが幸せに暮らせる町づくりを進めてまいります。

それでは、町づくりの基本目標に沿って、主な取り組みについて述べさせていただきます。

第1に「協働のまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

最初に、「町民や地域との協働とコミュニティの推進」におきましては、自治公民館再建支援事業補助や地区公民館改修費補助により、地域コミュニティの核となる施設の充実・整備を支援してまいります。

「行政運営の推進」におきましては、今後も住民目線に立った行政サービスの提供と、コストを意識した行政運営を確実に推進してまいります。

また、職員個々のスキルや意識向上のために、従来の職員研修、若手職員を対象とした研修に加えて、職員の資質・能力向上に寄与する取り組みを実施いたします。

第2に「健康福祉のまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

最初に、「子育て支援の充実」におきましては、保育園、認定こども園の第2子の利用料の半額、第3子以降の利用料の無料化、第3子以降出生時祝金の支給、特定不妊治療の助成、子ども医療費の助成により、手厚い支援を行ってまいります。

近年増加傾向にある児童虐待につきましては、関係機関と連携を図り、児童虐待防止の支援体制の強化に努めてまいります。

次に、「高齢者福祉の充実」におきましては、高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な介護サービス及び地域支援事業を提供してまいります。

「障がい者福祉の充実」におきましては、必要な施策、サービス量等を確保し、積極的に支援してまいります。

また、地域で安心した暮らしの実現のために、サービス拠点としての地域生活支援拠点と児童発達支援センターを中核とした「新地域療育支援体制」の整備に向けて検討を行ってまいります。

「地域福祉の推進」におきましては、社会福祉協議会と連携して、地域見守りネットワークの充実を図り、支援者の広がりを推進してまいります。

また、震災等被災者の自立支援とともに、住民相互が地域で支え合う活動を推進し、地域支え合いの仕組みづくりに取り組んでまいります。

「健康づくり・医療機関との連携強化」におきましては、がん検診や特定健診等の受診率向上に努め、その健診データをもとに、多くの町民が自らの健康状態を把

握した上で、健康づくりに取り組めるよう、きめ細やかな保健指導を実施してまいります。

また、健康増進計画・データヘルス計画・糖尿病性腎症重症化予防プログラムに沿って、医療費高騰の原因疾患である、心疾患・腎疾患・脳血管疾患の発症予防のため、高血圧・糖尿病等の生活習慣病の保健指導を実施してまいります。

次に、「社会保険制度の適正な運営」における国民健康保険事業につきましては、被保険者の年齢が高いこと等により、医療費は高水準であるのに対し、所得が低水準という構造的な課題を抱えている状況にあります。

そのような状況の中でも、国民健康保険制度は医療のセーフティネットであるため、適正な運営をする必要がありますので、今後も収納率の向上に努めるとともに、データヘルス計画に基づく生活習慣病の予防、ジェネリック医薬品の推奨、効果的なレセプト点検等により、引き続き医療費の適正化に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療費事業であります。運営主体の熊本県後期高齢者医療広域連合と連携して、国民健康保険事業と同様に、適切な保険料の徴収と、医療費の適正化等に努めてまいります。

第3に「教育・文化のまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

「学校教育の充実」におきましては、「第2次教育振興基本計画」の更なる推進に取り組み、「確かな学力、豊かな心、健やかな体」を育成する教育の充実を図り、生きる力の定着に向けたきめ細やかな取り組みを行い、地域全体で育てる教育を推進するため、よりよい教育の環境づくりを進めてまいります。

また、昨年実施しました中学校統合の計画に関するアンケートの結果から、保護者や児童生徒の意識が違うことがわかり、意見の差異や不安を少しでも減らすために、学校間の交流を積極的に進めてまいります。

また、2020年度からの新学習指導要領実施を見据え、教育の情報化の推進を図るため、本年度から学校ICT教育の整備を促進してまいります。

「社会教育の充実」におきましては、高度化、多様化する学習ニーズに対する機会の充実を図り、人材育成、学校と地域との連携に努めてまいります。

また、青少年の健全育成に向けた取り組みを進めてまいります。

社会教育施設につきましては、公共施設等マネジメント計画に基づき、早急に取り組んでいくとともに、町民の災害時の安全確保のため、施設の耐震診断や改修を図ってまいります。

「スポーツ活動の充実」におきましては、各関係機関と連携協力し、指導者の育成並びに体育施設の環境整備など、スポーツ振興体制の構築を図り、誰もが生涯にわたってスポーツに親しめる社会の実現を目指してまいります。

また、平成31年度に熊本県民体育祭が宇城地域で開催されますので、宇城市、宇土市と協力し、大会に向け準備を進めてまいります。

次に、「人権の尊重」におきましては、あらゆる場面において、人権教育活動を展開し、人権に対する意識の高揚を図っていくとともに、人権を大切にすまちづくりを推進してまいります。

「文化財の保護と活用」におきましては、今後も貴重な資料や文化財の調査、保存に努め、理解と関心が高まるよう学習機会の提供にも努めてまいります。

「文化・芸術活動の充実」におきましては、芸術・文化活動の成果発表機会の充実を図りながら、文化祭など自主的に行う文化活動に対して、積極的な支援を行ってまいります。

また、文化交流センターの利便性を高める整備を行ってまいります。

第4に、「産業・観光のまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

「農業の振興」におきましては、まず、平成28年発生 of 熊本地震並びに豪雨災害による農地及び農業施設の復旧事業につきまして、未だに復旧できていない箇所も多く、被災から4年目となることから、国・県及び関係機関の協力も得ながら、全力で推し進めてまいります。

農業経営の核となる担い手の確保・育成につきましては、農地の集積や営農資機材の整備等を進め、経営基盤の確立・強化を図るとともに、各種研修や営農組織づくり等を推進・支援することで、法人や集落営農組織等多様な担い手が意欲的に農業へ取り組める体制の確立を目指してまいります。

美里かぼちゃをはじめとする地域特産物の生産につきましては、これまでの結果を踏まえ、更なる栽培技術の周知徹底、栽培品種の比較検討のほか、栽培農家の組織化等を進め、高品質で均一化された地域ブランドの確立に努めてまいります。

また、地域農業の持続的発展・振興及び集落機能の維持を図るために、自立的かつ継続的な農業生活活動の体制整備に向けた取り組みを推進してまいります。

野生鳥獣による農産物被害につきましては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、ソフト事業の推進及び防護柵等の設置を行ってまいります。併せて、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金を活用し、捕獲による有害獣の個体数減少を図るなど、農作物被害の防止対策に積極的に取り組んでまいります。

農業の基盤づくりにつきましては、県営事業として取り組んでおります砥用地区特定農業用管水路等特別交付対策事業による老朽化した用水管の更新と、美里地区中山間地域総合整備事業による農業基盤整備につきましては、災害復旧工事の増加に伴う入札の不調等により、事業進捗が遅れている状況でありましたが、ほ場整備工区につきましては、平成31年度で全工区の工事が完了予定となっております。

今後も熊本県と連携を深め、農業の耕作条件の改善、作業負担の軽減を目指し、農業生産基盤の整備を図ってまいります。

次に、「林業の振興」におきましては、林業担い手の確保と技術向上を図るための各種活動に対する支援を行い、農林施業の団地化の奨励、町、森林組合、森林所有者との推進体制を整備し、地域ぐるみで間伐等の森林整備を計画的に推進してまいります。

林道や作業道につきましては、森林環境保全整備事業、間伐等森林整備促進対策事業等により、その整備を図り、森林管理道洞岳線と早楠線、大窪線の開設推進などにより、合理的な林業経営、林業生産性の向上に取り組んでまいります。

さらに、平成31年度より町内の私有林人工林面積に対し、森林環境譲与税が配分されます。新たな財源が生じることで、森林を支える仕組みが構築され、森林整備を中心に、人材育成など林業振興に努めてまいります。

町民の財産である町有林につきましては、戦後植林された高齢級の山林が大半を占めることから、森林経営計画に基づき、計画的な間伐、皆伐、植林を進め、素材生産を行ってまいります。

「商工業の振興」におきましては、去年は5件の新規創業があり、こうした新しい力を確実に芽吹かせるためにも、引き続き、商工会や各種団体と連携して、創業希望者に対する支援などに努めてまいります。

また、被災事業者の復興支援及び消費喚起による経営の安定化と、平成31年10月の消費税増税に伴う駆け込み需要と反動減対策を図るため、商工会が発行を計画している「地域通貨さくら」に関する補助金を交付し、事業意欲の向上を図ってまいります。

また、事業主に対しては、商工会を通じて近代化事業資金利子補給費補助金や公的機関が実施する研修会への参加に対する中小企業人材育成補助金を交付し、事業意欲の高揚を図ってまいります。

「観光の振興」におきましては、フォレストアドベンチャーも開場から4年が経過し、順調に入場者を伸ばしてきました。去年は猛暑の影響で約5%の減で推移しておりますが、引き続きフォレストアドベンチャーを核とし、周辺施設を含めた観光資源の開発を行い、県内外からの誘客を図ります。

また、緑川流域4町の連携で行う広域連携プロジェクト事業や、宇城管内の連携で行う観光推進連絡協議会事業により、より集客力の高いコンテンツを創出し、リピーターの確保や滞在時間の延長につなげるとともに、新たな観光客層の呼び込みのため、広域で連携し、新しく体験型旅行商品造成を図ります。

さらに、日本一の石段や佐俣の湯を中心とした観光資源をこれまで以上にプロモ

ーション活動を強化し、本町観光の魅力を最大限に発信してまいります。

第5に、「住みよく快適なまちづくり」への取り組みについて申し上げます。

「防災対策の充実」におきましては、引き続き、防災体制の強化と充実、町民や地域における防災力の向上、防災拠点の強化と非常時の避難所の充実を図り、防災力の強化の向上へつなげてまいります。

また、自主防災組織の育成と地区との連携、または関係機関等の広域連携を図りながら、防災体制の強化を進めてまいります。消防団員の確保につきましては、消防団員協力事業所制度等の活用により、引き続き団員確保を進め、消防車両の更新も併せて、消防団員の活動環境を整え、地域防災力の向上を図ります。

「防犯対策の充実」におきましては、犯罪や交通事故等を未然に防止するために、地域と協力して、防犯灯の整備を進めてまいります。

また、消費者トラブルに対応するために、昨年から消費生活相談員を配置し、今後も消費者行政の強化に取り組んでまいります。

「交通安全対策の充実」におきましては、高齢者を対象とした交通安全教室等の継続的な実施、幼稚園から小中学校及び各地区の交通安全キャンペーンなど、啓発活動を引き続き展開するとともに、交通安全施設の整備を進め、地域の実情の即したきめ細やかな交通安全対策に取り組んでまいります。

「環境保全・整備・美化の推進」におきましては、広報誌や防災無線等により周知を行い、環境美化に対する住民意識の醸成を図って、清潔で美しいまちづくりを目指してまいります。

「循環型社会の推進」につきましては、分別収集を徹底することにより、ごみの削減「リデュース」、再利用「リユース」、再生利用「リサイクル」の3R理念の浸透やグリーン購入の推進を図るとともに、ごみの減量意識の醸成に努めてまいります。また、電動式生ごみ処理機設置補助により、処分にかかるコストが大きい生ごみの減量化も推進してまいります。地域のごみ収集所に対しましては、ごみステーション整備費補助金を交付することにより、清掃業務の円滑化と環境美化を図ってまいります。

不法投棄や不法焼却につきましては、保健所、警察と協力し、監視パトロールの強化や、広報やチラシ、立て看板等を活用し、環境保全意識の醸成に努めてまいります。

「移住・定住の促進と良好な住宅形成」におきましては、これまで取り組んできた空き家バンクによる空き家の利活用、移住先として選ばれるような情報発信、都市部での移住相談会、空き家の改修費・家賃・購入費・家財撤去費の補助による移住者への支援を実施するなど、移住・定住を促進する取り組みを引き続き実施いた

します。

県産材を活用した住宅建設の推進であります。熊本県内において生産、製材、加工された木材を使用した住宅の新築に対する補助制度を設けており、町内の製材業及び建築業の活性化と、木のぬくもりのある生活空間の推進に努めてまいります。

次に、時代に対応した公営住宅のストック改善についてであります。地区30年を超える住宅が大半をしめる中、老朽化による補修箇所が増える一方であります。昨年度は災害公営住宅を10戸及び応急仮設住宅34戸を町有住宅として追加しており、計画的な改修工事を継続してまいります。

また、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修事業を推進し、地震による人的被害及び経済的被害の防止・軽減に取り組んでまいります。

特定空き家対策につきましては、危険で景観を損ねるものに対しましては、老朽危険空き家等除去推進事業により除去を促進し、住民生活の安全、安心及び生活環境の保全、改善に取り組んでまいります。

「道路の整備促進」における生活道路の整備につきましては、町民住民生活の利便性や通学路の安全確保及び災害時の安全性を確保するために、社会資本整備総合交付金事業及び道整備交付金事業により、生活道路の計画的な整備を推進してまいります。道路の維持管理の面におきましても、継続的に路面の傷みや危険箇所等を調査・点検し、安全確保を第一に改修・補修を行ってまいります。

また、橋梁やトンネル・舗装等におきましても、老朽化対策として、点検の実施及び結果に基づく補修、補強対策を行ってまいります。

国・県道の整備促進につきましては、県事業の積極的な推進を国・県に要望してまいります。

「生活交通手段の充実」につきましては、町民の利便性を確保するために、路線バス事業者への運行費の補助を継続して行ってまいります。

また、昨年10月から運行を開始したデマンド交通美里バスの利用促進・啓発を行うとともに、更に利用しやすいものになるよう、問題点の把握、改善に努めてまいります。

「上水道の整備」におきましては、簡易水道事業統合計画書に基づき、砥用西部地区簡易水道事業と砥用東部地区簡易水道事業の事業統合を行い、美里町簡易水道事業として運営を行ってまいります。

また、熊本地震に伴い、水源の水量減少と水質悪化等の問題を抱える鶴木野地区につきましては、本年度拡張工事を実施いたします。

なお、今後は未普及地区の水源確保のため、水源の調査検討も行ってまいります。既存の施設につきましては、老朽化した施設から計画的に改修を行い、組合及び

地区が行う水道事業についても、被災施設の復旧や老朽施設の改修等への補助金を交付してまいります。

また、水質に問題ある飲料水を浄化するため、「家庭用浄水器設置費補助」を行い、安心・安全な飲用水の確保を推進し、生活に欠くことができないライフラインの保全に努めてまいります。

「生活排水処理対策」におきましては、計画的に浄化槽の設置を促進してまいります。

また、老朽化した単独浄化槽撤去費用についても、町単独で補助を行い、合併処理浄化槽への転換を推進してまいります。地域の水環境の保全を図るため、町内17カ所の河川について、年2回水質検査を実施し、安心して住める環境整備点検に努めてまいります。

最後に、「情報発信と情報共有化の推進」におきましては、光ファイバーケーブルによる高速で安定した情報通信基盤が整備され、町民の利便性向上や情報化の推進、企業誘致や移住・定住促進等への波及効果が期待されますが、この利活用につきましては、本町に適した町民が公平で利用しやすいサービスを、町民のご意見も交えて検討してまいります。

併せて、スマートフォン向け無料アプリケーション「LINE」の公式アカウントを開設し、観光やイベントに関する情報、防災情報、町からのお知らせの配信を開始し、町ホームページ、データ放送、LINEを活用し、更なる情報提供に取り組んでまいります。

以上が、平成31年度に向けた施政方針となります。

次に、引き続きまして、提案理由をご説明申し上げます。

今定例会に提案しております議案は、条例4件、補正予算7件、当初予算7件、その他7件の計25件でございます。

初めに、議案第3号、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定及び議案第4号、美里町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、法令の一部改正に伴い、関係規定を定めるものでございます。

続きまして、議案第5号、フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、指定管理者による管理運営を行うため、指定管理者選定審議会の規定を追加するものでございます。

続きまして、議案第6号、美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団員の減少に伴い、団員の定数を改めるものでございます。

続きまして、議案第7号、平成30年度美里町一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,714万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を86億3,812万6,000円とするものでございます。

歳入の主なものでございますが、国庫支出金の国庫補助金では、学校施設環境改善交付金を2,569万1,000円、県支出金の県補助金では、熊本地震災害廃棄物処理基金事業補助金を2,695万9,000円それぞれ計上し、農用地等災害復旧事業費補助金を2,904万円、繰入金の財政調整基金繰入金を3,783万9,000円それぞれ減額いたしております。

また、諸収入では、抵用地区特定管水路等特別対策事業負担金返還金を3,100万円計上し、町債を3,630万円減額いたしております。

次に、歳出の主なものでございますが、総務費の財政調整基金費では、減債基金積立金を4,995万9,000円、企画費では、宮の前定住住宅団地水道施設改修工事費を1,480万円計上し、生活交通路線維持補助金を1,475万円減額いたしております。

衛生費の水道施設整備費では、水道事業基金積立金を3,000万円、農林水産業費の農地費では、抵用地区特定管水路等特別対策事業分担金返還金を930万円、土木費の土木総務費では、単県工事負担金を652万1,000円、住宅管理費では、応急仮設住宅整備設計業務委託料を800万円、消防費の災害対策費では、耐震性貯水槽整備工事費を1,500万円それぞれ増額し、被災宅地復旧支援事業補助金を2,387万円減額いたしております。

また、教育費の学校管理費では、抵用小学校屋内運動場トイレ等改修工事費を750万円増額し、災害復旧費の農用地等災害復旧費では、農用地等災害復旧工事費を4,400万円減額いたしております。

続きまして、議案第8号、平成30年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から、議案第13号、平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までにつきましては、収入実績並びに支出実績等に基づき補正を行っております。

続きまして、議案第14号、平成31年度美里町一般会計予算につきましては、予算総額を前年度当初予算比6億570万円増の77億1,300万円といたしております。

歳入の主なものでございますが、新たに創設されました森林環境譲与税を832万5,000円、環境性能割交付金を734万1,000円それぞれ計上し、地方交付税では、普通交付税を27億4,968万8,000円、特別交付税を1億3,0

〇〇万円計上いたしております。

国庫支出金の国庫負担金では、公共土木施設災害復旧費負担金を１億３，１０２万円計上し、国庫補助金では、プレミアム付商品券事務費補助金を４０９万２，０００円、木造仮設住宅利活用事業に係る社会資本整備総合交付金を５，７９２万４，０００円計上いたしております。

また、県支出金の県補助金では、農用地等災害復旧事業費補助金平成２８年災を２億４，９７７万円計上いたしております。

繰入金では、財政調整基金繰入金を４億２，５００万円、平成２８年熊本地震復興基金繰入金を２，９８６万４，０００円、公共施設整備基金繰入金を３，７４４万円計上いたしております。

町債では、臨時財政対策債１億３，９４３万円など、総額１０億５，７３３万円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものでございますが、議会費では、議会議場音響設備等改修工事費を２，１２０万円計上し、総務費の財政管理費では、地域振興基金積立金を２億２１３万１，０００円、財産管理費では、中央庁舎非常用電源整備工事費を５，５４０万円、企画費では、第２期総合戦略策定支援業務等委託料を６０９万４，０００円計上いたしております。

民生費の障害者福祉費では、宇城圏域基幹相談支援事業委託料を１，３７６万８，０００円、プレミアム商品券事業費では、事務費を４０９万２，０００円計上いたしております。

衛生費の保健衛生総務費では、骨髄等移植ドナー支援助成金を１４万円、予防費では、緊急風しん対策事業費を４０４万６，０００円、農林水産業費の造林事業費では、町有林造成事業委託料を６１０万円計上いたしております。

商工費の商工振興費では、地域通貨補助金を６００万円、土木費では、道路維持費、道路新設改良費及び橋梁維持費の工事費を合わせて４億２，３５０万円、住宅管理費の応急仮設住宅利活用事業工事費を１億２，８７２万円それぞれ計上いたしております。

消防費の非常備消防費では、消防車両購入費を６，２４８万円、災害対策費では、備蓄品購入費を１３２万円計上いたしております。

教育費の事務局費では、励徳小学校ＩＣＴ関連事業費を１，５０５万５，０００円、学校管理費では、砥用中学校スクールバス購入費を７４０万円、社会教育総務費では、文化交流センター駐車場整備工事費を１，１００万円、公民館費では、中央公民館給水設備改修工事を８００万円計上いたしております。

災害復旧費では、農用地等災害、林業施設災害及び公共土木施設災害の工事費を、

合わせて5億60万円計上いたしております。

また、公債費では、町債の元利償還金を9億8,756万9,000円計上いたしております。

続きまして、議案第15号、平成31年度美里町国民健康保険特別会計予算から、議案第20号、平成31年度美里町簡易水道事業特別会計までにつきましては、事業運営のための必要額をそれぞれ計上いたしております。

続きまして、議案第21号、町道路線（大野原下田線）の廃止及び議案第22号、町道路線（大野原下田線）の認定につきましては、起点の位置変更及び終点の地番変更に伴うものでございます。

続きまして、議案第23号、町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の締結及び議案第24号、災害・工事発注土捨て場用地取得契約の締結につきましては、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決に付すものでございます。

続きまして、同意第1号から同意第3号の美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき同意を求めることにつきましては、3名の委員の任期が平成31年3月31日で満了するため、地方自治法施行規程に基づき議会の同意を求めるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、慎重なるご審議をいただき、速やかなるご議決をお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、平成31年度町長施政方針及び町長提出議案の提案理由説明を終わります。

-----○-----

日程第6 議案第3号 美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第6、議案第3号、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第3号について、ご説明を申し上げます。

議案第3号、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等のものとして取り扱う学校教育法の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

次のページをお願いいたします。

美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年美里町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別紙、議案第3号の資料をお願いいたします。新旧対象表です。左の欄が改正前、右の欄が改正後です。

改正前の第10条第3項第5号中、「卒業した者」の次に、改正後、下線部分「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加えるものです。なお、今回の改正につきましては、学校教育法が改正されたことに伴い、条例を改正するものです。

再度改正条文をご覧ください。

附則でございます。この条例は、平成31年4月1日から施行するものとします。

以上、議案第3号についてのご説明といたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第6、議案第3号、美里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、日程第6、議案第3号、美里町放課後児童健全育成事業の設備

及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第4号 美里町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第7、議案第4号、美里町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第4号につきましてご説明申し上げます。

議案第4号、美里町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

美里町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。児童福祉法の改正に伴い、関係条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

次のページをお願いいたします。

美里町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

美里町重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成16年美里町条例第104号）の一部を次のように改正する。

別表、議案4号資料をお願いいたします。新旧対象表です。左の欄が改正前、右の欄が改正後です。

改正前の題名及び本則条文中の重度心身障害者の漢字表記の「害」の字を、改正後はひらがな表記の「がい」に改めるものです。また、改正前の第2条、第1項、第1号中、アの下線部分「障害の程度」、同じくイの「障害の程度」、同じくエ、次ページをお願いいたします。2段目にあります「障害の程度」の漢字表記、「害」の字を、改正後はひらがな表記の「がい」に改めるものです。

続きまして、改正前の第2条、第1項、第5号中、ウの下線部分を、改正後、「第21条の5の29の規定による肢体不自由児通所医療及び」を加えるものです。同じく、改正前のウの下線部分、「及び第21条の5の28の規定による肢体不自由児通所医療」を改正後削るものです。再度改正条文をご覧ください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものとします。

以上、議案第4号についてのご説明といたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第7、議案第4号、美里町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、日程第7、議案第4号、美里町重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を午後1時とします。

-----○-----

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

-----○-----

日程第8 議案第5号 フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第8、議案第5号、フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） 議案第5号について説明いたします。

議案第5号、フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。フォレストアドベンチャー・美里について、指定管理者による管理運営を行うため、関係条例を改正したいので提案するものであります。

次のページをお開きください。

フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例（平成27年美里町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（審議会）

第11条、町にフォレストアドベンチャー・美里指定管理者選定審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2、審議会は、町長の諮問に応じ、指定管理者の指定に関し審議する。

3、審議会の委員の定数は、6人以内とし、次に掲げる者のうち町長が必要な期間を定めて委嘱する。

（1）町議会の代表者

（2）商工業関係の代表者

（3）緑川ダム管理所の代表者

（4）地域の代表者

（5）学識経験者

4、委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いたあとも同様とする。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第8、議案第5号、フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、日程第8、議案第5号、フォレストアドベンチャー・美里設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第6号 美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第9、議案第6号、美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容説明を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 議案第6号につきましてご説明申し上げます。

美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。消防団の現状に即した団員数の確保及び消防等活動の維持を図るため提案するものでございます。

次のページをお開き願います。

美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年美里町条例第145号）の一部を次のように改正する。

第2条中「550人」を「400人」に改める。

本年3月1日現在の消防団の実人員につきましては、364名となっております。現在の条例定数550人と大きく乖離している状況にありますので、平成31年度から条例定数を見直し、400人とするものでございます。

以上で、議案第6号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第9、議案第6号、美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、日程第9、議案第6号、美里町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第7号 平成30年度美里町一般会計補正予算（第7号）

○議長（吉田美好君） 日程第10、議案第7号、平成30年度美里町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

内容説明を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 議案第7号につきましてご説明申し上げます。

別冊の一般会計補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第7号、平成30年度美里町一般会計補正予算（第7号）。

平成30年度美里町の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,714万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億3,812万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。第4条、地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

6ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費でございます。

一番上から、款2総務費、項1総務管理費の宮の前定住住宅団地水道施設改修事業1,480万円から、10ページの一番最後です。款10災害復旧費、項の2公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業（平成30年災害分）7,772万4,000円まで、合計の30事業、総額15億1,267万9,000円を翌年度へ繰り越すことといたしております。

次のページをお開き願います。

第3表、債務負担行為補正でございます。

はじめに、債務負担行為の追加でございます。中央庁舎デマンド監視装置運用手数料、期間、平成31年度から平成31年度まで、限度額9万9,000円から、次のページの一番最後でございます。災害復旧工事発注者支援業務委託料、期間、平成31年度から31年度まで、限度額1,800万円まで、合計18事項、限度額の総額4,514万8,000円を追加いたしております。

次のページをお開き願います。

債務負担行為の変更でございます。地域おこし協力隊員報奨金の限度額を2,320万円から2,440万円に変更いたしております。

14ページをご覧願います。

第4表、地方債補正でございます。

はじめに、地方債の追加でございます。学校教育施設等整備事業債、限度額7,990万円を追加いたしております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

地方債の変更でございます。過疎対策事業（美里バス運行事業）から、次のページの一番最後でございます。農地農林施設等単独災害復旧事業債まで、合計23事業の地方債を変更いたしております。補正前、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

地方債の廃止でございます。辺地対策事業（林業施設整備事業）につきましては、旧合併特例債への振り替えに伴い廃止をいたしております。

次に、旧合併特例事業（商工振興事業）につきましては、旧合併特例債による起

債が不適当と判断いたしましたので、廃止したものでございます。

20ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。

下から2つ目の枠でございます。款9地方交付税の普通交付税につきましては、調整率の決定に伴う追加分といたしまして368万2,000円を計上いたしております。

次のページをお開き願います。

2つ目の枠でございます。款12使用料及び手数料、項1使用料、目4観光使用料の森林体験公園施設使用料につきましては、実績の見込みにより320万円を計上いたしております。

22ページをご覧願います。

3つ目の枠でございます。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目5消防費国庫補助金の都市防災総合推進事業補助金につきましては、耐震性貯水槽工事費の補助対象経費の2分の1の額、600万円を計上いたしております。次に、目6教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金につきましては、小中学校の空調機設置に係る追加交付分といたしまして2,569万1,000円を計上いたしております。

23ページをお開き願います。

3つ目の枠でございます。款14県支出金、項2県補助金、目3衛生費補助金の熊本地震災害廃棄物処理基金事業補助金2,695万9,000円につきましては、熊本地震におきまして廃棄物処理に過大な負担が生じた自治体に交付されるものでございます。

25ページをお開き願います。

一番下の枠でございます。款17繰入金の財政調整基金繰入金3,783万9,000円の減額につきましては、財源調整のため繰り入れておりましたものを基金に戻し入れるものでございます。

26ページをご覧願います。

2つ目の枠でございます。款19諸収入、項5雑入の、下から3つ目です。抵用地区特定管水路等特別対策事業負担金返還金3,100万円につきましては、県の事業の進捗遅れに係る返還金でございます。

27ページをお開き願います。

27ページは町債でございます。町債につきましては、科目ごとの増減はございますけれども、総額3,630万円の町債を減額いたしておるところです。

29ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。

30ページをご覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費の節15工事請負費の宮の前定住住宅団地水道施設改修工事につきましては、水質改善のための経費といたしまして1,480万円を計上いたしております。次に、節19負担金、補助及び交付金の生活交通路線維持費補助金につきましては、国の負担軽減措置により1,475万円を減額をいたしております。

31ページをお開き願います。

一番上の枠でございます。款2総務費、項1総務管理費、目11財政調整基金費の減債基金積立金4,995万9,000円につきましては、後年度の起債の償還に充てるため積み立てるものでございます。

35ページをお開き願います。

上の枠でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目7水道施設整備費の節25積立金の水道事業基金積立金につきましては、水道施設整備及び公会計の導入等の経費に充てるため3,000万円を積み立てるものでございます。

36ページをご覧ください。

款5農林水産業費、項1農業費、目6農地費の節23償還金、利子及び割引料の砥用地区特定管水路等特別対策事業分担金返還金930万円につきましては、県の事業の進捗の遅れに伴い、土地改良区に返還するものでございます。

39ページをお開き願います。

上から2つ目の枠でございます。款7土木費、項1土木管理費の単県工事負担金652万1,000円につきましては、県の事業費の確定に係るものでございます。

40ページをご覧ください。

一番上の枠でございます。款7土木費、項4住宅費、目1住宅管理費の節13委託料の仮設住宅、応急仮設住宅整備設計業務委託料800万円につきましては、中央庁舎、それからくすのき平仮設住宅に係るものでございます。

次に、2つ目の枠でございます。款8消防費、項1消防費、目4災害対策費の節15工事請負費の耐震性貯水槽整備工事1,500万円につきましては、下中郡の下原地区に設置するものでございます。次に節19負担金、補助及び交付金の被災宅地応急復旧事業補助金につきましては、実績の見込みにより2,387万円を減額するものでございます。

41ページをお開き願います。

1つ目の枠でございます。款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費の節15工事請負費の砥用小学校屋内運動場トイレ等改修工事750万円につきましては、男女兼用トイレの解消及び洋式化に係るものでございます。

43ページをお開き願います。

1つ目の枠でございます。款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目1農用地等災害復旧費の節15工事請負費につきましては、農用地等災害復旧工事の平成28災害分、それから29災害分、30災害分を合わせまして4,400万円を減額をいたしております。

以上で、議案第7号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。本案の質疑は逐条で行いますか、一括で行いますか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） それでは、本案は一括質疑で行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。本案は一括質疑で行います。

質疑はありませんか。

10番、福田議員。

○10番（福田秀憲君） ただいま上程中の議案第7号について質問をいたします。

10ページ、10ページの公共土木施設の災害復旧費ということで、災害工事発生土捨て場用地購入事業というのがあります。これの繰り越しが2,211万2,000円になっておりますが、もともとこれは用地購入費には3,800万ぐらいの予算を組んであります。ということは、用地の一部は取得もされたのか。されてないところが繰り越しになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 立道管理係長。

○建設課管理係長（立道 誠君） ご説明申し上げます。

本年度の用地取得に関しまして、のちに議題に上がっておりますけども、説明会を行いまして、そのうちの本年度中に用地取得、契約、あと支払いまでできる部分につきましては本年度執行しますけども、来年度までまたがる部分につきましてはこういった感じで繰り越しをしているところです。

以上です。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） えっと、この差が1,600万ぐらいありますので、その部分はもう用地を取得されたということで理解して、いや、したいと思います。

よろしいですね。

○建設課管理係長（立道 誠君） はい。

○10番（福田秀憲君） 終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

はい、上村君。

○9番（上村則幸君） はい、9番、上村です。平成30年度の美里町一般会計補正予算（第7号）についてちょっと伺います。

43ページの農用地等災害復旧費の工事請負のところ、4,400万減額になっています。これは28年度から30年度までの工事、これがもう工事が終わってこれが減額になったのか、どうなったのかちょっとお聞きしたいと思います。あまり金額が大きかったので、見積もりが安易だったのかなんか。

○議長（吉田美好君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 説明申し上げます。

この30年の当初に組みました分については、明許繰り越し及び事後繰り越し分とは別に、当初でも国の配分の関係で、二重に上げさせていただいたところがございます。繰り越し分で契約までできた分についてはこの中には入っておりませんので、精査しまして、不用額を今回落とさせていただいたというところがございます。以上です。

○9番（上村則幸君） そすと、さっきの28年と29年は。

○議長（吉田美好君） 上村君。

○9番（上村則幸君） はい。28年と29年度分はやっぱり一緒ですか。

○議長（吉田美好君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） 一緒といいますと、30年度予算の中に28災分、29災分というのを組んでおりました。で、30年災は30年に発生した分を補正で組んでおりますので、その分の中で30年にもう不用な額、この分を落とさせていただいたというところがございます。

○9番（上村則幸君） はい、わかりました。はい、終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

11番、濱田君。

○11番（濱田憲治君） 議長、11番、濱田です。

30ページについてお尋ねをいたします。

15の工事請負費、宮の前定住住宅団地水道施設改修工事1,480万ということで、全員協議会等でも説明をいただいておりますし、早く改修していかなければいけないというような思いで議員のほうも思っておられますので、こういう形で出てきておると思っております。

内容的もつまってからここに出してあると思いますので、内容的にご説明をいた

だきたいと思います。

○議長（吉田美好君） 下田企画情報課長。

○企画情報課長（下田幸輔君） ご説明申し上げます。

ただいまご質問の予算の件でございますけれども、議員おっしゃいますように、内容を1月に全員協議会の中でご説明申し上げまして、取り組み方針をある程度お話をしたところで、その内容についてどの内容の方法でやった方がいいかというところで協議をして、町の執行部のほうで協議をしましてまいりました。その中でいろいろ精査をいたしまして、まず今のこの住宅団地の地域の中にある施設でございますので、住宅団地の中で対応できるような方式ということで、問題はその一つの課題としまして、マンガンが発生しておりましたので、その対応としてこのマンガンの除去に対する除去機を、一応その施設内に設置するところで考えております。それがこの金額になっておりますけれども、設備を発注して生産まで大体3ヶ月ぐらいかかるかと思っておりますので、今回繰り越しのほうにも上げさせていただいたところでございます。

なお、この内容につきましては、いろいろなその他の水源等も検討してまいりましたけれども、最終的に精査したところでこの金額が、低価格でありましたので、この予算で計上したところでございます。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） 施設内に1カ所のような形で設備を据えられるような形になったというふうに解釈したんですけれども、各家庭じゃなくて一つということによろしいのでしょうか。

○議長（吉田美好君） 下田企画情報課長。

○企画情報課長（下田幸輔君） はい。各家庭の負担を極力減らすためと、その後の管理の関係も考えまして、一つの機器で全家庭に安定した水を供給するという方法で考えております。

○11番（濱田憲治君） 議長、以上でございます。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第10、議案第7号、平成30年度美里町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、日程第10、議案第7号、平成30年度美里町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第8号 平成30年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（吉田美好君） 日程第11、議案第8号、平成30年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

内容説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第8号についてご説明申し上げます。

別冊の議案第8号、美里町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）の1ページをご覧ください。

議案第8号、平成30年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度美里町の国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ661万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億958万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

まず、歳入歳出予算補正予算事項別明細書の、2、歳入でございますが、第7款、第1項の第1目一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金を208万7,000円増額、財政安定化支援事業繰入金を452万4,000円増額しております。それぞれの繰入金の額の確定に伴うものでございます。

次に、5ページをお開き願います。

3、歳出でございます。第3款国民健康保険事業納付金、第1項医療給付費分の第1目一般被保険者医療給付費分につきましては、歳入の補正に伴う財源組み替えでございます。

次に、第5款保険事業費、第2項保険事業費の第2目疾病予防費につきましては161万5,000円を減額しております。非常勤職員の離職に伴う関係経費を減額し、また節目ドッグ補助金につきまして事業が完了しましたので減額するものでございます。

第9款予備費につきましては、歳入歳出予算の調整により822万6,000円を増額しております。

以上で、議案第8号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。本案の質疑については、一括質疑で行いたいと思っておりますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括で行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第11、議案第8号、平成30年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、日程第11、議案第8号、平成30年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第9号 平成30年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（吉田美好君） 日程第12、議案第9号、平成30年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

内容説明を求めます。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第9号につきましてご説明申し上げます。

別冊、平成30年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）の1ページをお開きください。

議案第9号、平成30年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度美里町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ258万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,241万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

6ページをお願いいたします。

2の歳入について、ご説明いたします。

最初の枠をお願いいたします。款1、項1、目1第1号被保険者保険料につきまして、歳入見込みにより500万円を減額するものです。現年度分普通徴収保険料550万円の減額、滞納繰越分普通徴収保険料50万円の増額としております。

次の枠をお願いいたします。款3国庫支出金でございます。項2、目4介護保険事業費補助金118万9,000円を新たに計上しております。これは、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業として、一般管理費へ充当し事業を行います。同じく、目9保険者機能強化推進交付金168万4,000円につきましては、平成30年度からの新たな交付金です。一般介護予防事業等へ充当し事業を行います。

款7、項1、目4低所得者保険料軽減繰入金につきまして、実績見込みにより24万1,000円を減額するものです。

次の枠をお願いいたします。同じく、目5その他一般会計繰入金につきまして、事務費繰入金の実績見込みにより79万7,000円を減額しております。

次の枠をお願いいたします。款9、項2、目1雑入につきましては、説明欄にあります各使用料等の実績見込みにより58万円を減額しております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

3、歳出につきまして、ご説明いたします。

款1、項1、目1一般管理費につきまして、財源の組み替え及び実績見込みにより10万5,000円を減額しております。詳細につきましては、説明欄のとおりでございます。

次の枠をお願いいたします。款1、項2、目1賦課徴収費につきまして、実績見込みにより8万円を減額しております。

次の枠をお願いいたします。款1、項3、目1介護認定調査費につきまして、実績見込みにより61万2,000円を減額しております。詳細につきましては、説明欄のとおりでございます。

次の枠をお願いいたします。款2、項1、目1介護サービス等給付費、節19負担金、補助及び交付金につきまして、居宅介護福祉用具購入費等の実績見込みにより130万円を減額しております。詳細につきましては、説明欄のとおりでございます。

次の枠をお願いいたします。款2、項2、目1介護予防サービス等給付費、節19負担金、補助及び交付金につきまして、介護予防住宅改修費等の実績見込みにより280万円を減額しております。詳細につきましては、説明欄のとおりでございます。

8ページをお願いいたします。

款2、項3、目1高額介護サービス等費につきましては、財源の組み替えを行っております。同じく、目2高額医療合算介護サービス等につきましては、実績見込みによる200万円を減額するものです。

次の枠をお願いいたします。款3、項1、目1介護予防・生活支援サービス事業費、節19負担金、補助及び交付金につきまして、通所型サービス費の実績見込みにより255万円を増額するものです。

次の枠をお願いいたします。款3、項2、目1一般介護予防事業費につきましては、財源の組み替えを行っております。

次の枠をお願いいたします。款3、項4、目1審査支払手数料につきまして、説明欄にあります総合事業審査支払手数料の実績見込みにより3万円の減額をします。

9ページをお願いいたします。

款4、項1、目1介護給付費基金積立金につきましては2,000円の減額をするものです。

次の枠をお願いいたします。款6、項1、目1予備費につきましては179万4,000円を増額しております。

以上、議案第9号につきましての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。本案の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括で行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第12、議案第9号、平成30年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、日程第12、議案第9号、平成30年度美里町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第10号 平成30年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（吉田美好君） 日程第13、議案第10号、平成30年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第10号についてご説明いたします。

別冊、補正予算書1ページをお開き願います。

議案第10号、平成30年度美里町砥用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成30年度美里町の砥用西部地区簡易水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,425万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

次に、4ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、年度末の決算見込みによる補正でございます。

まず、歳入についてご説明いたします。

使用料の水道使用料につきましては、決算見込みにより現年度分100万円の減額。滞納繰越分として20万3,000円を増額しております。手数料の総務手数料につきましては、決算見込みにより5万3,000円を減額しております。

一般会計繰入金につきましては35万4,000円を増額。

諸収入の給水工事受託事業収入では7万5,000円減額しております。

次に、5ページをお開きください。

歳出について、ご説明いたします。

一般管理費の需用費につきましては、消耗品費50万2,000円を減額、光熱水費25万円を増額しております。役務費につきましても、不用額合計25万3,000円を減額しております。委託料につきましては、西部水道及び東部水道の統合に伴い、収納消込システムの改修業務が必要となり、合計46万円の増額としております。使用料及び賃借料につきましては5万円、工事請負費につきましては7万4,000円、公課費につきましては40万円を不要額としてそれぞれ減額しております。

また、公債費の元金につきましては、財源の組み替えとなっております。

以上で、議案第10号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。本案の質疑については、一括質疑で行いたいと思いましたがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括で行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第13、議案第10号、平成30年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、日程第13、議案第10号、平成30年度美里町砵用西部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第11号 平成30年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（吉田美好君） 日程第14、議案第11号、平成30年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第11号についてご説明いたします。

別冊、補正予算書1ページをお開き願います。

議案第11号、平成30年度美里町砵用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成30年度美里町の砵用東部地区簡易水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億139万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

次に、4ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。

使用料の水道使用料につきましては、決算見込みにより現年度分200万円の減額、滞納繰越分15万1,000円を増額しております。現年度分の使用料の減額につきましては、給水区域内の病院におきまして、自家水源の使用により町営水道の使用料が減少したためでございます。水道加入金現年分におきましては25万円減額しております。

総務手数料におきましては、督促手数料など合計5万5,000円を減額しております。

次に、繰入金につきましては、一般会計繰入金を192万5,000円の増額としております。

また、諸収入、遅延損害金につきましては8,000円増額しております。

次に、5ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

一般管理費の職員手当等につきましては、不用額5万5,000円の減額、共済費につきましては1万4,000円の増額としております。需用費におきましては、消耗品費18万4,000円の減額、光熱水費21万5,000円の増額としております。役務費につきましては20万円、委託料につきましては4万1,000円それぞれ不用額を減額しております。公課費の消費税及び地方消費税につきましては3万円の増額としております。

また、公債費の元金につきましては、財源の組み替えとなっております。

以上で、議案第11号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。本案の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括で行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第14、議案第11号、平成30年度美里町砦用東部地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、日程第14、議案第11号、平成30年度美里町砦用東部地区

簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第12号 平成30年度美里町生活排水特別会計補正予算（第4号）

○議長（吉田美好君） 日程第15、議案第12号、平成30年度美里町生活排水特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

内容説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第12号について、ご説明いたします。

別冊、補正予算書1ページをお開き願います。

議案第12号、平成30年度美里町生活排水特別会計補正予算（第4号）。

平成30年度美里町の生活排水特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ266万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,448万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

次に、5ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。

浄化槽市町村整備推進事業受益者負担金につきましては、決算見込みにより52万円増額しております。

次に、使用料の浄化槽使用料現年分につきましては、決算見込みにより43万1,000円を減額し、滞納繰越分につきましては8万6,000円を増額しております。

また、手数料では浄化槽市町村整備推進事業手数料3万1,000円を増額しております。

国庫補助では、決算見込みにより83万7,000円減額しております。

次に、6ページをご覧ください。

県補助金につきましても、決算見込みにより10万9,000円を減額しております。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、歳出の減少等により318万4,000円を減額し、諸収入、雑入では消費税還付金の決算見込みにより126万2,000円を増額しております。

次に、7ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

総務費、一般管理費におきましては、節の3職員手当等の時間外勤務手当から節の16原材料費までの不用額合計29万9,000円を減額しております。公課費の消費税及び地方消費税につきましては、決算見込みにより155万1,000円を減額しております。

また、事業費の浄化槽推進事業費の委託料、工事請負費につきましても、事業実績見込みにより、委託料1万1,000円、工事請負費80万円を減額しております。

公債費の元金及び利子につきましては、財源の組み替えとなっております。

以上で、議案第12号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。本案の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括で行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第15、議案第12号、平成30年度美里町生活排水特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、日程第15、議案第12号、平成30年度美里町生活排水特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第13号 平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）

○議長（吉田美好君） 日程第16、議案第13号、平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

内容説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第13号についてご説明申し上げます。

別冊の議案第13号、美里町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）の1ページをご覧ください。

議案第13号、平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度美里町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ322万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,867万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

まず、歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございますが、第4款、第1項一般会計繰入金の第2目保険基盤安定繰入金につきましては、額の確定により322万5,000円減額しております。

次に、同ページの3、歳出でございますが、第2款、第1項の第1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、同様に322万5,000円を減額しております。

以上で、議案第13号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。本案の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括で行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第16、議案第13号、平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、日程第16、議案第13号、平成30年度美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（吉田美好君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

皆さんにお諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

明日6日水曜日は、午前10時より会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午後2時07分

第 2 号

3 月 6 日 (水)

平成31年第1回美里町議会定例会会議録（第2号）

平成31年 3月 6日(水)

午前10時00分開会

1. 議事日程

日程第1 一般質問

順 番

(1) 4番 坂田 竜義 議員

(2) 8番 吉田 起登 議員

(3) 1番 高田 美千子 議員

日程第2 議案第14号 平成31年度美里町一般会計予算

日程第3 議案第15号 平成31年度美里町国民健康保険特別会計予算

日程第4 議案第16号 平成31年度美里町土地取得特別会計予算

日程第5 議案第17号 平成31年度美里町介護保険特別会計予算

日程第6 議案第18号 平成31年度美里町生活排水特別会計予算

日程第7 議案第19号 平成31年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

日程第8 議案第20号 平成31年度美里町簡易水道事業特別会計予算

2. 出席議員（12名）

1番 高田 美千子 君

2番 光井 博幸 君

3番 今田 政行 君

4番 坂田 竜義 君

5番 上田 孝 君

6番 松永 正憲 君

7番 中川 政司 君

8番 吉田 起登 君

9番 上村 則幸 君

10番 福田 秀憲 君

11番 濱田 憲治 君

12番 吉田 美好 君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町	長	上田泰弘君			
教	育	長	吉永公力君	総務課長	吉住慎二君
企画情報課長		下田幸輔君	税務課長	中嶋春彦君	
住民課長		山田輝臣君	福祉課長	中村武志君	
健康保険課長		松永栄作君	経済課長	宮寄幸仁君	
林務観光課長		高田浩幸君	建設管理係長	立道誠君	
水道衛生課長		北島浩徳君	会計課長	田上和則君	
学校教育課長		坂村浩君	社会教育課長	中川幸生君	

5. 事務局職員出席者

事務局長	倉田辰実君	書	記	津田里美子君
------	-------	---	---	--------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉田美好君） おはようございます。本日の会議を開きます。

一般質問の広報掲載のため、広報担当者、那須主事の議場内での写真撮影を許可いたします。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（吉田美好君） 日程第1、一般質問を行います。

通告がっておりますので、順次発言を許します。なお、発言時間は申し合わせ事項により、答弁を含め1時間以内となっておりますので申し添えます。

4番、坂田竜義君の一般質問を行います。坂田竜義君。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 4番、坂田竜義でございます。通告にしがいまして質問を行います。

一応、今回は31年度当初予算について、2点目がフォレストアドベンチャーの民間委託のあり方について、3点目が森林環境譲与税について、4点目が地籍調査のあり方について、最後に骨髄バンクについて、以上5点、質問をいたしたいと思っております。

まず、第1点は平成31年度当初予算についてでございますが、一応ご承知のように、国の予算におきましては史上初の100兆円を超える101兆円の台にのったところでございますが、歯止めが効かない歳出拡大と。特に消費税増税に対応する2019年度の政府予算であろうというふうに考えておりますが、国の予算についてはさて置きまして、それに関連するところの地方財政計画に基づいていくつか質問を申し上げたいと思っております。

2018年の12月21日に政府予算が閣議決定されましたのと併せて、地方財政対策も公表をされました。地方財政計画におきましては、2001年度に迫る規模になっておりまして、財源不足は大幅に縮小されまして、地方財政の健全度が進展したと、こういうところが特徴点であろうというふうに思います。地方財政計画は国の予算編成に併せて策定する地方財政の収支見通しということでございますが、消費税増税でこの地方財政もかさ上げされまして89兆2,500億円ということになりましたし、地方交付税については16兆1,809億円と、臨時財政対策債が19兆4,397億円ということで、これはずっと少しずつ減少気味になっておるのが特徴であろうというふうに思います。また地財対策におきましては、折半対象の財源不足が解消をいたしまして、また一般会計の加算の解消、一般会計以外の

加算の解消にも近づいていると、こういうところが特徴であろうというふうに思いますが、本年度のこの地方財政計画に基づきまして、本町の予算について、予算の重点、特徴点、これはどういう点を重点に進めようとされておるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 平成31年度予算（案）につきましては、予算総額を前年度当初予算比6億570万円増の77億1,300万円とさせていただいたところでございます。予算規模から申し上げますと、災害復旧事業を中心に、投資的経費の割合が高く推移している状況でございます。熊本地震から3年を迎え、復旧・復興の歩みは着実に進んでいる反面、住宅や宅地が被災し、生活再建に時間を要する被災者の方々がおられます。農地災害、町道等の災害復旧工事につきましても、町民の皆様には大変ご不便をおかけいたしておりますが、もうしばらく時間を要します。

このようなことから、震災からの復旧・復興を美里町といたしましては、第1の重点と位置づけて取り組んでまいりたいと考えております。復旧・復興関連事業費につきましては、平成31年度予算（案）に5億8,000万円、繰り越し事業と合わせまして8億3,500万円の予算を計上させていただいたところでございます。

2つ目は、教育環境の改善でございます。最近、県内のICT教育に関して、新聞等で報道がっておりますが、本町におきましても励徳小学校をモデルといたしまして、ICTを活用し、子どもの情報活用能力の育成や学習活動の充実を図ってまいりたいと考えております。そのほかの学校につきましても、パソコンの更新など情報教育の充実を努めてまいりたいと考えております。また、情報関連事業以外にも、施設整備やスクールバスの購入など、教育環境の改善に努めてまいりたいと考えております。教育環境の改善事業費につきましては、平成31年度予算（案）に6,500万円、繰り越し事業と合わせまして3億8,100万円の予算を計上させていただいたところでございます。そのほか、子育て支援、移住・定住、公共交通につきましても、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） そういう、内容的にはわかりましたけれども、続きまして、この地方財政計画の中の歳出の特徴の一つといたしまして、給与関係経費の中に、いわゆる政府がつくっております児童虐待防止体制総合強化プランという計画が立てられておりますが、その中にこの児童福祉等の充実ということで、この虐待防止の体制づくりということで、全国的に2022年度までにこの児童福祉士の職員を2,890人増やすと、こういうような対策が盛られておりますが、この虐待防止の件、

非常に最近大きな話題になっておりますけれども、この虐待防止の関連についてはどのように予算上組んでおられるのかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明申し上げます。

平成31年度の新年の予算におきましては、特別な予算措置はしておりませんが、美里町の現状としてご説明させていただいてよろしいでしょうか。

○4番（坂田竜義君） はい。

○福祉課長（中村武志君） はい。要保護児童として、進行管理しているケースは十数件ございます。また、このうち平成30年度に相談・通報の件数、及び他市町村から引き継いだ件数につきましては十数件ございます。過去のケースに比べ、年々増加傾向にあると考えられます。

また、平成30年度に個別ケース検討会10回、実務担当者会議3回を開催しております。

また、児童虐待の取り組みにつきましては、美里町要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所及び関係機関、保育所、幼稚園、小中学校、教育委員会、教育事務所、福祉事務所、警察、医療機関、保健所等と連携し課題に取り組んでおります。

また、相談、通告があった場合、当該児童の状況の把握をし、その情報をもとに関係機関等と協議し、初期の対応を決定しております。その後、必要に応じて関係機関で個別ケース検討会議を開き、今後の対応、支援の検討及び協力体制の確認を行っております。

なお、虐待の早期発見として、役場健康保険課にあります乳幼児健診、新生児訪問等による母子保健事業との連携をとり、早期発見に努めております。

また、行政や関係機関だけによる対応ではなく、地域住民の方々の協力を得るために、毎年11月の児童虐待防止月間に併せて、啓発ポスターやリーフレットの設置を行い、児童虐待の早期発見に努めております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） きょうもよそであっておりましたが、3歳の幼児に熱湯をかけて放置してパチンコに行きとった、きょうニュースでありました。要するに、千葉県野田市でしたが、悲惨な事件がおきましたけれども、やっぱり沖縄の出身の人がこうやって点々と移住してきてですね、その沖縄の住んだ区役所から、市役所から、移転先の行政のほうへの連絡が非常に不十分だったということとかが言われておりますし、この児童相談所の対応についても非常に不適切というような

ことでいろいろと言われております。今説明がございましたけれども、本町においても、ほとんど表面には出てない部分が多いと思いますけれども、かなり実際はしつけの限度を超えて、長期にわたって繰り返しやっぱり暴力を振るわれるということもないとは限りません。ですから、今後、今言われましたようにやっぱり早期発見で、役場内におきましても福祉課だけでなく教育委員会、学校、関係の課と充分連携を密にされまして、未然にこの防止をする、場合によっては警察への通報、児童相談所との連携、こういったものを十分とって、本町におきまして虐待の事案が起こらないように、起きても早期に発見されて対応がされますように、ぜひお願いをしておきたいと思っております。

次に3点目は、消費増税の絡みですけれども、消費増税に伴いまして、幼児教育無償化の問題が出ております。非常にこれは問題があるというか、2017年の衆議院での与党の選挙公約に盛り込まれたものでございまして、2017年の12月8日に閣議決定され、新しいこの政策パッケージとして出されたものであります。消費増税分のうち、社会保障充実分の拡大による1.7兆円と企業拠出分の3,000億により財源を確保すると、こういうことになっております。このうち、幼児無償化については8,000億を充当するというところでございしますが、2018年秋に認可外保育所などの無償化に関する負担を巡りまして、国と地方の厳しい折衝が行われたところでございます。当初は国が3分の1、市町村が3分の2というような提案でございましたが、市長会、町村会も含めて、地方側の反発がありまして、公立幼稚園・保育所を除きまして、国が2分の1、県4分の1、町村4分の1ということで、かなり押し返しはしましたけれども、ただこれは本来、この消費税の増税に伴ういわゆる選挙の公約で出されまして、当然これは国が全部みるものとみんな思ってたわけですね。ところがいつの間にかずっと地方に負担がしわ寄せされてきてまして、今言ったような初年度の負担割合はそういうことになりましたけれど、2019年10月以降実施される無償化分の初年度分として3,882億、地方負担が2,349億ですが、この初年度分のみ、国が子ども子育て支援臨時交付金ということで全額をみるということになっておりますが、その来年度以降については何ら財源の保障をしておりません。そういうことで、非常にあとでも述べますが、こういう類の問題がいろいろ出てきているわけでございます。

そういうことで、この幼児教育無償化の地方負担についてどのようにお考えになっておるかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 本年10月から実施されます幼児教育の無償化につきましては、地方負担について国と地方との間で意見が一時対立をいたしておりまして、おりま

した。最終的には平成31年度につきましては、全額国費で対応、平成32年度以降につきましては、地方財政計画において、地方負担分を全額計上し、一般財源総額を増額確保することで決着したところでございます。併せて、全国町村会からも国と地方の協議の場において、地方負担分については地方交付税をはじめ、一般財源総額を増額確保するよう要請がなされたところでございます。

しかし、これは例えば大都市では、受け皿が準備できないのではないかと。あるいは保育士の確保をどうするのかというような問題もまだまだ残っているところがあります。こういうことを鑑みて、国に対しましては、自治体財政に影響を及ぼすような国の施策の形成につきましては、地方との十分な協議を経て実施していただきたいと強く思うところでございます。

なお、幼児教育無償化関連の予算につきましては、平成31年度予算（案）には現在のところ計上いたしておりませんが、詳細な内容が把握でき次第、対応してまいりたいと思いますし、その後の予算の確保につきましてもしっかりと注視していききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 今言われましたように、結局地方負担、本年度は国で措置すると、来年度以降についてはこの地方交付税でって言われますけど、このまた交付税の基準そのものが非常に疑問な点がございます。いつの間にかうまく国のほうで、いつの間にか地方に負担をさせられとったということがないように、ぜひ注意を払っていただきたいと思いますし、結局それ以前に、今出ましたように待機児童の増大とかですね、あるいは以前にですね、これは政府が約束しておりますが、保育所の配置基準とか保育所の処遇改善をしますと言って、その部分はまだ置き去りにされておるわけですね。ですからもう少しやっぱ、ちゃんとするとやったことはやった上でですねしてもらわないと、非常に問題があるところのように考えますので、ぜひその点についても取り組み方、要請方よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、重点課題対応分ということですが、2016年度からこの重点課題については自治体情報のシステム化、高齢者の居場所づくり、森林吸収減対策ということで盛り込まれております。特に2019年4月から、森林環境譲与税ということで導入されますけども、自治体の私有林、森林管理経費として譲与税相当額200億円が加算されたということでございます。あと、そういう重点課題対応分として町の予算にどのように反映されておるのかですねお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

地方財政計画におきましての重点課題対応分につきましては、平成28年度に創

設されました既存分に加えまして、平成31年度地方財政計画におきまして新たに森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の経費200億円が追加されまして、合わせて2,700億円という額が計上されているところでございます。

本町におきましては、従来からの重点課題対応分の自治体情報システムの構造改革、あるいは高齢者の生活支援、森林吸収源対策への対応につきましては、情報セキュリティ対策、あるいは住民が主体となる高齢化対策への支援など、必要経費を31年度予算に計上いたしているところでございます。

平成31年度の地方財政計画で新たに計上されました森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等への対応につきましても、このあとのご質問とも関連いたしますけれども、林地台帳の整備、あるいは森林所有者の調査、林業専用道路や林道整備など従来からの森林吸収源対策と併せまして必要経費を31年度予算（案）に計上させていただいているところです。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、わかりました。まあ投資的経費についてはまだ一般会計の予算の中に計上されておりますけれども、この景気対策で一時的に増加をしております、今年度ですね、13兆200億ということで、対前年比12.1%ということで、消費税増税対策として2019年度から2020年度まで防災減災国土強靱化のための3カ年、緊急対策及び関連の単独事業が盛り込まれております。その分は当然一般会計のほうに計上してあるというふうに考えております。

最後の1点お尋ねですが、水道下水道の広域化の推進ということがうたわれております。水道下水道のインフラ、維持、更新、投資の拡大を見据えて、広域化等で経費効率化をするということですが、公共事業債100%充当して、一部を交付税で措置するところといったことになっております。ただ現状としては、なかなかその本町におきまして、将来的にはわかりませんが、なかなか地域の維持管理が難しくなって、広域的に管理していかなければなかなか難しい状況が出てくるかもしれませんけれど、ただ今現状としてこの水道下水道の広域化という部分が出ております。この点についてどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） ご説明いたします。

水道事業の広域化におきましては、施設等の老朽化に伴います大量更新期の到来や人口減少に伴う料金収入の減少により、経営環境は厳しさを増しており、経営の健全化が求められております。そのため、熊本県におきましては、水道事業の基盤を強化するため、さまざまな方策について協議等を行い、住民の生活に欠かすこと

のできない安全・安心な水の将来にわたる安定的な供給を図ることを目的に、熊本県水道事業基盤強化推進協議会を平成30年5月に設置されております。美里町の地域におきましては、5市2町2団体が構成されます環不知火海地域協議会において、水道事業の広域連携に関する検討が行われているところでございます。現時点におきましては、現況と課題等について検討を行っております。今後あらゆる手法等について検討をすることとなっておりますので、31年度の当初予算におきましては、広域連携に向けた予算計上は行っておりません。

また、下水道事業につきましては、現在県の重点地域において広域化の検討が行われており、31年度より県内市町村において検討が行われる予定と聞いております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、関連で最後に1点、まあ要望もありますが、先ほどの幼児無償化の関連もありますけれど、要するにその国において財源付与をされないまま仕事だけ自治体に押し付けると、こういったことがいくつかございます。で、この中期的に国の政策の地方への負担転嫁ということで、幼児教育無償化もしかりです。今年度は国の予算で最終的に裏付けをしましたけれども、来年度以降地方交付税でみますよといっても、本当に全額国が負担するかどうかちゅうのは疑問符がついております。それから、この国土強靱化関連についても100%起債充当ということになっておりますけれども、これについても後年度の交付税措置、元利償還補填するということになっておりますが、幼児教育無償化と同様、懸念材料があります。

それと、森林環境譲与税についてもあとでまた申し上げますが、地方財政計画に計上されておられません。必要経費は計上すべきであるところのように思いますが、このいくつかそういう類似の点については、町村会等通じまして国にぜひ意見をきちんと上げていただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

続きまして、このフォレストアドベンチャーの民間委託のあり方についてお尋ねをいたします。

フォレストアドベンチャーにつきましては、平成27年5月にフォレストアドベンチャー・美里がオープンをいたしまして、28年5月にジップトリップ、ダム湖横断のジップトリップコースが運用を開始されました。トイレの新築とかいろいろ取り組みがされまして、非常に今、1万2,000を超える利用人員、収入が5,000万を超える収入を得て、非常に順調に今進んでいるところのように考えております。当初から直営でずっといくというのはなかなか難しいかなというのは予想はし

ておりましたけれども、ここで昨日関連の条例改正も行われまして、いよいよ指定管理にもっていくということでございますが、その民営化する理由について、まずお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 民営化する理由でございます。民営化することによりまして、民間企業同士での連携、あるいはさまざまなイベントの開催など、さらに今以上に集客力を高めるために、柔軟な、直営ではできない柔軟な営業活動ができるようになると考えております。

併せまして、雇用につきましても就業規則等が定められた民間企業が受託することで、営業利益次第では給料の昇給や賞与等への還元が見込め、従業員のモチベーションの維持向上にもつながると考えております。

また、町といたしましても、経営能力に秀でている団体あるいは企業に受託してもらえれば、新たな雇用の創出も期待できますし、さらに賑わうことで波及効果的に他の産業への誘致にもつながるのではないかと考えているところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） これまで給食の民営化だとかいろいろ、関連ひびきも含めました関連施設の指定管理の問題とか、いろいろ過去にもございましたけれども、基本的に検討する審議会とか委員会とかを設置して、その答申を得てから進めるというのが一つのパターンだったかと思えますけれども、今回の場合はそういう審議会とか検討委員会とか設置されておりませんで、一応関係課職員、関係課で2回か3回か討議をされたというような説明は受けておりますが、これまでの議論の経過について、これは詳しくはおりませんので、要点だけどうなっているかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明いたします。

今議員のほうから言われたとおり、フォレストアドベンチャーの誘致の際に検討しました収支状況がある程度判明した時期を見て、運営委託の検討を図るとする事項から3年目を迎えた平成29年度より、ダム湖周辺施設活用の観点から、関係課による5回ほどの運営委託検討会を開催しました。内容としまして、民間委託への方向性が示されたということになります。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） えっと、全国に20何箇所か、要するにフォレストアドベンチャーのフランチャイズ契約ですか、そういったものでやっているところがございませうけれども、全国の成功例というのはどういうことになっているかお尋ねをいたしま

す。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明いたします。

全国には28施設がございますが、自治体所有の施設は本町を含んで5カ所であり、その中で指定管理をしているのが2カ所、直営が2カ所、貸付が1カ所となっております。すべての施設の収支状況は把握しておりませんが、自治体所有の5施設については黒字経営と聞いております。本町が27年5月にオープン後、さらに13施設がオープンし、3月には新たに2施設がオープンするということもあり、需要もあり、成長が見込まれるという施設であると思われま。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） えっと、それではこの間、27年の5月にオープンをして、この間、トータルの利用人員というのは何万人でなるわけですけど、利用者のアンケート、要望、アンケートなどは取っておりますでしょうか。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明いたします。

開場から2年目までは体験後の感想をお聞きするため行っておりましたが、現在は行っておりません。しかしながら、意見を聞くということは非常に大事なことでありますので、次年度から再開する方向で進めてまいります。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 今、2年間は取ったということですかね。そのオープンから2年間に取ったその集約、どういった意見が出たて、なんか集約したものは何か出ているんですか。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明いたします。

詳細のほうはですね、主にどういうまあ状況、遊び方がこんなふうに面白かったとかですね、そういう内容な簡単な状況でですね、あとはそうですね、まあ金額の面、料金の面が高いとか低いとか、そすとほかにはない施設はどうだったとか、そういうところお聞きしている内容が出ていたものです。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、なぜ聞いたかと言いますと、大体利用する人は、小学校4年生以上ですかね、4年生以上ですよ。そすとそれ以下の人たちは家族で来ても遊び場がないとかですね、そすとトレイについてもいろいろ要望があったけん新設したですよ。そういうことで、あと食事、弁当とかですね、今いろいろ聞いて

おりますのはご飯を食べるところがないで、弁当屋はあります。そすとまああとで言いますが、ダム周辺施設との一体的な管理という言うならば、家族旅行村に前レストランがあったですよね。そういったものをやっぱり将来的に利用するとか、やっぱりそういったものも含めてやっぱり考えたほうが良いと思ってですね、だからアンケートの中身についてももう少し工夫をして、どういうところにお客さんが不満を持っているかも十分把握できるようにぜひ、そういう取り方をさせていただきたい。そしてそれをやっぱり改善することによってリピーターも増えるしお客も増えるというふうに思いますので、ぜひその点をお願いしておきたいと思います。

最後に、委託先の企業について、まあ冒頭に町長のほうから若干ございましたけれども、委託先の企業についてはどう考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） はい、この前のご質問のアンケートに関しましても、やはり来られる方々がどういう要望を持っていらっしゃるのかというのをしっかり聞けるようなアンケートにさせていただければと思っております。

そして、委託先の企業とはどう考えているのかというご質問でございますが、受託意欲のある団体を一定の期間、広くまずは公募をさせていただきたいと思っております。その際には周知を徹底をいたしてまいります。その後、指定管理者選定審議会、これは昨日の条例改正に盛り込ませていただいたものでございますが、その審議会において十分に検討をしていただき、運営委託先を決定したいと考えております。なお、例えば福利厚生がしっかりしていて経営能力もある、そんな企業や団体が応募していただければと思っておりますし、併せまして町内雇用促進の観点から、町内の人材を優遇する、そういう措置なども公募の条件に盛り込んでいけないかということも検討したいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 一応、説明会のときもいくつか質問はしたんですけど、基本的にこの、まあ今のところ5,000万以上の収入があつて黒字ということですが、将来的にずっとそれが保障されているかというところとまあわかりませんが、今のところ非常にまあドル箱というかですかね、町の施設の中ではこれだけ収入を得るのは少ないわけですね、今のところ。だから先ほどから担当課長も言われますように、この職員の中の議論の経過も聞かせていただいておりますけれど、緑川ダム周辺施設の一体的な管理ということで、非常に一つの要素だと思うんですね。家族旅行村、あるいはB&Gとか、ダム湖の湖面は昔ありました。湖面にボートを浮かべて云々とかですね、そういうことも含めてやっぱり一体的にダム湖は大きな観光資源ですから、これを生かした構想をぜひプレゼンテーションをされる企業には、そ

うということも含めて提案がされるような、提案できるような企業をぜひ見つけていただきたいとこのように思います。

また、雇用、一番私が考えますのは雇用の問題です。今、佐俣の湯がございませう。佐俣の湯も町が半分以上出資した有限会社でございませうけれど、ここに従業員がおられます。幹部の方は別にしてほとんど臨時パートの方は別です。それ以外の幹部、中堅的な仕事をされている方はほとんど町外の方なんです、実は。町内の方は、前おって甲佐に住んでおるとか1人おられるようですけど、やっぱり基本的にやっぱり町内、町が関与している施設について、できるだけ町内の人を雇用するということが前提でなければならないと私は思うんです。ですから、そういう雇用を拡大する、地場の地元で雇用の場があるということは非常に大切だし、しかもそのなぜその佐俣の湯に地元の出身の人がおらんのか、少ないかと、ちょっと原因はまだ十分分析しておりませうけれど、ただ一つはやっぱり労働条件と思うんです。やっぱり基本賃金、今さっき言われました福利厚生、やっぱりちゃんと夫婦で結婚して子どもを育てられるぐらいの、やっぱり自活できる賃金、これは高過ぎなくてもいいんです。300万なら300万でいいです、例えば。で、そしてちゃんとした厚生年金、健康保険、きちんとした福利厚生をきちんと従業員にできるような会社をきちんとやっぱりぜひ持ってきてほしい。そういうことによってやっぱり雇用が定着しますし、やっぱりそこに家族を持って住んでいこうということになるわけですから、そういうことをぜひ念頭に置いた会社、委託先の選定と、これをぜひお願いをしておきたいと、このように思います。

続きまして、この森林環境税、森林環境譲与税の関係でお尋ねいたします。

この地方財政計画上、森林吸収源対策で200億円加算されたら、先ほど総務課長の説明でもございませう。現在、実は県税で水と緑の森づくり税というのがあるんです。これは1人500円というのがあるんです。ですからこの新たにこの目的はやっぱりそういう水源のかん養とかいろいろ書いてあります、目的は。ですから、この県税の水と緑の森づくり税と、この森林環境税というのは、まあ見方によっては重複課税じゃないかと言う人もおられるんです。同じ目的なのに県税も取って国税も取ると。こういう問題も実はあります。で、あとそういうことで、今度一応予算上800万ですか、交付されるのは800万ですか。まあ金額的には多くありませんが、この森林環境譲与税、5年先に税金を取るのに譲与税だけ借金して実際に上げますというのもどうもちょっとうなずけませうけれど、ただこれは特別会計の借入金で充てますと。ゆくゆくは本来の税金が入った段階で借金を返していきますよということですが、本当に複雑な仕組みをつくってあります。そういうことで、今度800万ですか、今予算上は。今度くる森林環境譲与税の使い方につ

いてどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明いたします。

200億円の使い道のうち、平成31年度に交付される譲与税額は約830万円になります。今回の法改正の中で、重要な森林整備については、森林経営計画に認定されていない地域の所有者に、意向調査や説明会などを行い、また既存の林道や作業道等の開設、維持管理のほか、林業機械等の導入により森林整備や特用林産物の生産の振興を図るために活用したいと考えております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） えっと、本年度の分は今お聞きしたんですが、この森林環境税ということはこのことについてはもう学者の間ではもうものすごい不評というかですね、非常に目的が曖昧だと、人頭税じゃないかと、1人1,000円ですか、1人、住民1人1,000円の一律にかけるとこういうこととかですね、結局税金を納める上位100団体を調べてみるとですね、そのうちの7団体がその自治体の予算に林業費がゼロと、これは大都会です。名古屋市とか横浜市とかほとんど森とか林がない自治体にも交付金をやるわけですね。だけん非常にこれはまあ財源、要するに財源を都会から中山間地のほうに移動させるという意味はわかりますけど、ただ現実的には100団体中7団体が自主的に森とか林がないところにもお金をやるというのが一つ問題であります。それから、1人あたり林業費が多く計上されておっても、譲与基準が低いところも、そういう自治体もあります。また、空間的に林業率というのがその交付基準にありますけど、林業率が高くても、いわゆる私有林が少ないところにはお金が少なくいくわけですね。そういった矛盾とかいっぱいですね、この税金については矛盾だらけです。本税が5年後に実質的に環境税というのが施行されますが、その前の環境譲与税はさっき言った特別会計の借入金をもって充てて自治体に交付すると、どうしてそこまでおかしなことをやるのかなとも不思議でなりませんけれども、ただ、そういう制度ができておりますのでですね、まあ使わんといかんわけですが、ただ申し上げたいのは、県でですね、県の水と緑の森づくり税というのは先ほど言いました。で、なら片方が森林環境税が導入されるからこっちが廃止されるかというところではないですね。それと県が今林業大学校ということですね、これは県と公益財団の林業従事者育英基金というのが共同で、今、今年度からですか今年度、新年度から発足させますけれども、受講料は無料ということで、林業に関心のある人、自伐林家、それから新規就業者、こういったものを対象にやりますよと。大体18歳から50歳まで県内の就業希望者については、

200日の講義を無償で行います。おまけに月12万5,000円の県が助成をすると、こういうありがたい制度なんですね。だから、やっぱりぜひ検討していただきたいのは、今からその間伐は何だって、森林バンクだなんだっていろいろありますけれども、ぜひこういう県が実施する林業大学校、無償で月々12万5,000円もお金をもらって行けると、こういったところにやっぱり計画的に、人づくりですから、町の林家の人とかをやっぱ計画的に派遣をするだとか、ぜひこれは検討していただきたいと思いますし、今年度は800何十万かきます。ずっと来年、再来年とずっとこの森林、5年間は森林譲与税、森林環境譲与税、それから森林環境税の交付金とこうなりますが、この先5年、10年のその計画、こういったものはどういうふうを考えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明いたします。

譲与税が満額交付される2025年度から、森林整備や作業道開設などの事業が本格化することから、まずはこの今後5年間、森林バンクに登録する上で必要な情報収集や森林アドバイザーによる助言、先ほど言われました今春開校する林業大学校からの人材受け入れ態勢づくりなど町内の森林を適正に管理していくための基盤づくりを行い、今後は充実した森林資源を循環利用することで効率的かつ安定的な林業経営を推進していく構想でございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 議員がおっしゃいますように、この森林環境税はそもそも論からいけば、山を管理する市町村にということだったんですが、最終的には都道府県にもいきますし、山がないところにもいくようになったと、本当に残念で今のところ残念な方向にいつているような感じがいたします。

ただ、先ほどおっしゃいましたように、この林業大学校に関しましては、やはりまだまだ情報が少ないのかもしれないので、こういう仕組みがあるということも併せて周知ができればと思っているところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい。森林環境譲与税については以上で、次に移ります。

次の地籍調査のあり方についてお尋ねをいたします。

ここ数年、何件かいわゆる境界争いというかですね、境界で紛争が生じている案件で、何件がちょっと遭遇いたしましたので、その点いろいろとちょっと気づいた点といいますか、気がかりになった点についていくつかありますのでお尋ねをいたします。

まず、このいわゆる筆界と所有権界というのはありますけど、筆界というのは不動産登記法で定められております公法上の境界ということで、土地の区画を示しておりますし、登記をしなければ筆界は移動しないということでございます。また、所有権界といわれますものは、民法で定められておりますところの司法上の境界ということで、所有の範囲を示す、所有者の同意があれば移動ができると、こういう二つ、筆界と所有権界という大きな地積については用語がございまして。この確定した登記図面の変更があるのかないのか、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 中嶋税務課長。

○税務課長（中嶋春彦君） ご説明いたします。

登記図面、地積図になりますけど、の変更につきましては、例といたしまして、現地の状況から境界線を縦に引く必要があったものを図面上横に引いていた。また、文筆漏れが生じていた、合筆誤りがあったと、明らかに現地状況と地積図において相違がある場合には地積の修正申し出により修正を行うこととなります。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 大体苦情、今まで私が聞いたのでは、例えば、民地と民地の境界争いには基本的にもうタッチしない、タッチしないというのが建前なんですけど、この民地と道路、公有地ですね、そういうことの境界もめというのが非常に何件か聞いております。そういうことで、第一次的にはこの道路の所管の建設課、建設課のほうでいろいろその苦情が、建設課に申し立てがありますね。そうした場合には、今度はなら図面を管理、地籍はほとんど地籍調査は終わっていると聞いておりますけれど、その図面を管理しておりますのは税務課、法務局にあります公図と同じものを基本的には税務課に保管しているということですので、税務課で確認をしてくださいと、こういうふうに言われて行きます。そすと、税務課はいろいろ説明はしますけれど、今GPSで鉛筆1本で40センチ、50センチとずれはありますよとかいつも何回か聞いたことはありますけれど、それによって今度は、それでも納得しない人がおられますと、今度は福祉、社協で行っている、これは総務課の所管かどうかわからんけれども、心配事相談の行政相談に行ってくださいと、ですね。その中で特に役場職員、OBの方が担当されているときに、何月何日に行ってくださいとこういうことで、要するにたらいまわしですね、建設課から税務課に行って、今度は心配事相談に行って、それがその相談表が担当課に上がって、またこうこう、そういうのがいくつか聞いております。そういうことで、やっぱり基本的にこの、何年かかかっているところもありますけれど、最終的にこの苦情処理ですね、苦情処理のあり方、そういう年々、1件もないかもしれないけれども、これ

はしょっちゃう頻繁に起こるようなことじゃないと思いますけれど、苦情処理の体制について、やっぱりきちんとしてないからたらいまわしになっているんじゃないかと私は思うわけですよ。ですから、私は、司法書士の方、あるいは基本的には境界もめというのは弁護士が入ってするということになっておりますが、弁護士は実務的にはわからない場合が多いわけです。実際的には土地家屋調査士か司法書士の方が一番詳しいわけですね。だけんそういう方で、私が知っております方も、法務局においてですね、筆界の担当をされた方が司法書士になっている方もおられます。そういう人を報酬のある常設の委員会でもなくとも、例えば相談員とかですね、なってもらって、何か問題が起きたときには来てもらって相談にのってもらおうとか、何かそういう苦情処理の体制ですね、それをぜひつくっていただくことはできないかということでお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 苦情処理の対策はどう講じていくのかという中での、そういう体制をつくったらどうだというようなお話でございます。確かに、これは地籍の件でありますけれども、その地籍にかかわらず日常の業務においてはさまざまな苦情をいただいております。毎月月初めの職員朝会では、行政サービスは町民の目線に立ってというような話をしておりますけれども、そういうことがあったというのは非常に残念であります。そういった意味では、今後たらいまわしや問題の放置等がなされないように、横のつながりの徹底、それから問題の共有化、それから関係各課が集まっての対応会議開催等のシステム構築、それからそのときに、例えば専門家の話を聞くというような場を設けるというのも、今のご指摘を受けまして、考え、検討すべき課題だろうというふうに思ったところでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） 紛争解決の方法はいくつかございますけれど、この筆界特定制度とか裁判であります筆界確定訴訟とか、所有権の確認訴訟とか、要するにもう裁判とか調停に持ち込まないと解決しないと、そういうことじゃいかんと思うんですよ。最終的にはそのどうしてもいかんときは、その調停とか裁判にならないといかんかもしれんけど、その前段でちゃんと専門家も入れて解決できるというふうに思いますし、裁判外の救済制度も、土地家屋調査士会で救済センターというのがあります。そういったところに土地家屋調査士の専門の方が相談に応じるとかいろいろ制度があるので、やっぱりきちんとその辺りを、やっぱり担当課も頭に入れて、苦情処理については必ずやっぱ専門家を入れてやらないとこれは解決なかなか難しいと思うんですよ。ですからそういった点は、ぜひ要望しておきたいと思います。

最後に骨髓バンクでございます。

ご承知のように、水泳の金メダリスト、池江璃花子選手が自らのツイッターで白血病だということを公表されました。一日も早い回復を願うところでございますけれども、それによってこの骨髄バンクの登録者が非常に今ものすごく増えていると、このように聞いております。本町におきましても、ちょうどタイミング的にも、今そういう大きな全国的にも話題になっていることでもございますし、このぜひこの骨髄等の移植ドナー支援事業、このことについてどのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） ご説明申し上げます。

骨髄等移植ドナー支援事業につきましては、平成31年度一般会計予算におきまして、骨髄等移植ドナー支援助成金を計上しております。支援事業の概要としましては、骨髄等の提供を行った者に対し、上限14万円で骨髄等の提供に係る通院、入院及び面接をした日数に2万円を乗じて得た額の助成金を支給するものでございます。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、非常にタイミングがいいというか、非常にいい時期にこういう制度をつくられたということで、非常にこれ評価をしておきたいと思えます。ぜひ、実施要項はこれから予算が通ったあと、実施要項とかがつくられると思えますけれども、まあ近いところでは宇土市がですね、宇土市の例はちょっと聞いておりますけれども、非常に県下的にもまだこういう事業を新設するところはまだ少ないというふうに思えますし、非常に先駆的な取り組みだとこのように評価をいたしまして、質問を終わります。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、坂田竜義君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を11時10分とします。

-----○-----

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、8番、吉田起登君の一般質問を行います。吉田起登君。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 8番、吉田起登です。通告にしたがって、平成最後の一般質問をさせていただきます。地域に密着した質問になるかと思いますがよろしくお願

申し上げます。

まず最初に、防災対策について。美里町の防災マップを参考に、私が今実際に感じていることについて質問をいたします。

最初に、南校区はすべての地域において家屋のほとんどが山際にあります。防災マップのとおりであれば、がけ崩れ、地滑り等による土石流も警戒をしなければならぬ地域であることが見て取れます。南校区は坂本、弘川、椿、中、中園のすべての地区が特別警戒区域の中にあり、急傾斜で崩壊の恐れがあり、さらには避難所でさえ警戒区域の中にあります。このことに対して、町はどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 特別警戒区域内にある避難所の考え方についてのお尋ねでございます。防災対策で防災マップを見てというお話でございます。議員からご指摘がありましたように、中央地区の南校区は防災マップでもわかりますように、道路、それから河川に面した斜面の大部分が土砂災害の警戒区域、あるいは特別警戒区域となっております。その中で、元気の森かじかをはじめ、地域の公民館もそのほとんどが指定区域内にありますので、地域防災計画におきましては避難所として、湯の香苑並びに中央庁舎を指定しているところでございます。町といたしましては、災害の発生する恐れがある場合には、地域と連携し早めの避難を呼びかけるとともに、平時から指定避難所へ避難していただくような防災意識の啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、急傾斜地の崩壊を防止するための工事、急傾斜地崩壊対策事業の対応が考えられる場合は、これは県への要望を必要とするものではございますが、町でも把握しておく必要がありますので、ぜひ一度ご相談いただければと思っているところでございます。

いずれにしましても、早い段階で、先ほど言いましたように、中央庁舎あるいは湯の香苑に避難をしていただく、そういう啓発に努めてまいりたいと思っております。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 今、町長が言われたように、湯の香苑と中央庁舎あたりが避難区域ということでございますけれども、やはりもうある程度のことは、地域のほうにもつくっておく必要がありはしないかと私一人思っているところでございます。この現実、起こるであろう災害に対して怯えながら暮らしている人も少なくはありません。今現在、スギ、ヒノキ、クヌギ等の雑木林が相当な勢いで大きくなっておりまして、手入れもできなくなっております。以前にも熊日の一面で坂本区で

地滑りがあり、崩壊の恐れがあるということで町をあげてそのことに対して翻弄された経緯があります。そのあとはもう災害防止対策もきちんとされていますし、町としては警戒区域であるという指定はしても、その先、今先ほど町長が言われましたが、その先が見えてくる現実的な行動をする必要に迫られているのではないかと思っているところです。避難第一を念頭に置きながら、避難場所をどこにするか、きちんと決めてありますけれども、その上で今後の行動が最も大事になってくるのではなかろうかと思えます。

3月の3日の熊日でちょっと見ましたけれども、ハザードマップについて確認したことがある人が全国で61%ある、それから防災活動に参加している人は35%止まりということで、被災の恐れがあると感じている人が77%にもなっているようでございます。自分の家族の身を守る、その動きと地域全体の災害対策に大きなギャップがあるということが言われております。今後は地域で必要に応じて、俊敏に動くことのできるような体制づくりを地域としてもしなければならぬと、そんなことを思っておるところでございます。今から少しでも区長さんあたりと話を続けておく必要があると、現時点ではあるかと思っておるところでございます。

やはりこの災害に対しては、もう本当に地域をあげて取り組まなければならない事件でありますので、町でもそれをきちんと見据えた上での対策をお願いをしたいと思っております。

次に、資料は議長のご許可を得て、皆さんのお手元にあると思えます。防災マップによりますと、南校区全体がこの緑川断層帯に入っています。今後発生が予想される地震についての対策はどうされるのかを伺いたいと思えます。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今後発生が予想される地震対策についてのお尋ねでございます。本町に影響を及ぼすと考えられる断層帯は、ご承知のとおり布田川断層帯、それから日奈久断層帯が地震発生率の比較的高い断層帯として知られておりましたが、議員からご指摘がありました緑川断層帯は、美里町を東西に横断するもので、震災後の平成29年2月に主要活断層として新たに選定されたものでございます。防災マップに緑川断層帯が活動した場合の想定規模等を記載しておりますが、現状では地震後経過率等の評価が十分にできているものではありません。

しかしながら、今年に入って発生した和水町の地震の例もでございます。地震は活断層帯だけでなく、いつどこで発生するかわかりませんので、町といたしましても熊本地震の教訓を踏まえ、防災意識の啓発等に努めてまいりたいと考えております。併せまして、戸建て木造住宅耐震診断や改修事業補助金等の制度につきましても、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 今、町長の説明がありましたように、やはり緑川断層帯というのは、新たに見つかった断層帯であったかと思います。私は以前から専門家とかその人にちょっと聞いたところ、佐俣のほうから鶴木野のほうに抜ける線と、それからそこから甲佐岳のほうで断層帯が止まっている線しかないというお話を聞いておりました。以前はこの緑川ダムは、断層帯の中に入っていないという話を聞いておりましたので、それでこのダムができたという話を聞いておりましたが、佐俣のほうから甲佐岳にかけてはあったんでしょうけれども、そのお話が、今度新しくできた話が現実なら、今後は大変なことになるんじゃないかなろうかという、そういった予想もしております。この緑川断層帯につきましては、弘川から線がありますけれども、下草野、黒仁田、柏川の本村を通って、洞岳を結ぶ線と、それから木早川内より一直線でありますけれども、岩野小長の栗崎、船津、内園、コウショウジ、北野を結ぶ線で、幅が3キロぐらいですかね、もうこの中に緑川ダムはすべてこの緑川断層帯の中に入っています。図面上に私が皆さんのお手元に表していますがけれども、これは確実なものではありませんけれども、砥用もですね、砥用地区の方も3分の2以上がこの中に入っているように感じられます。震度6強から震度7ぐらいの地震が発生する可能性があると考えられております。すぐすぐには起きないかもしれませんが、起こるであろうこの災害に対しては、このマップに載せてある以上はそれなりの対策というものを町ではとっておく必要がありはしないかと思うわけですがいかがでしょうか。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まず緑川ダムについてでございますが、熊本地震におきましても、その緑川ダムにアクセスする道路等に亀裂が入ったというような報告も上がりましたし、その後その道路を耐震化、強度を強めて、そういう強めるような工事も行われているところでございます。もし地震が起きたときにこのダムも耐えうるだけのダム堰堤、本体自体は耐えうるだけの強度を持っているんだろというふうに思いますが、その辺も含めて確認はさせていただきたいと思っております。ただ、台風あるいは豪雨災害とは違いまして、地震は本当にいつ起きるかわかりません。まず町として町民の皆さんにお願いをしたいのは、まず自分の、自身、自分の命を守るということをまずしっかりとやっていただく。それから、自主防災組織あるいは地域の皆さんでその場を乗り越えていただくといえますか、要は自助・共助・公助に基づきまして、もちろん町もしっかりサポートはさせていただきますが、まずは、とにかくまずは地震が起きたときに、地震が起こるという想定が、町が地震が明日起こりますよというのはこれはわからない話でありますので、起こったときにはまず

は自分の身を守っていただくというようなことを、周知をさせて、周知を町として周知をしていくということをやらせていただきたいというふうに思います。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） やはりこの地震対策に対しては、やはり町としては一番大事なことじゃなかろうかと思えます。今回の地震でも相当な被害を受けておりますし、砥用地区でもあってはおります。この緑川断層帯の影響があったかどうかわかりませんが、やはりその点々と砥用地区のほうでは地震の被害があつておりますので、そういう対策は町としても少しずつでも、地域に浸透するような意見を述べておく必要がありはしないかと思っております。

次に、神園から原田地区までの通称瀬戸山道路の周辺は、山砂地形と言われております。堅志田城周辺も同様であります。今後地球規模で発生しているこの気象変動に対し、この防災マップには記載されておりましたが、集中豪雨がこの地区を襲い、大量の土石流が発生した場合の下流域に対しての対策はいかなされるのか伺いたいと思えます。

○議長（吉田美好君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

ご指摘がありました神園から原田地区まで山砂地形ということでございますけれども、昨年度町が作成しました防災マップに掲載しております危険箇所の情報につきましては、既に県が調査し、危険箇所に指定した情報を基に掲載をしているところでございます。さらに県につきましては、平成35年度までに土砂災害警戒区域の指定を完了させるとしておりますので、また議員からご指摘がありました原田地区から、正確には梶まで、梶地区まででございますが、現在土石流を対象とした県の基礎調査が行われているところでございます。今後の進捗状況次第では、危険箇所のほうに指定があるのではないかというふうに思っております。併せて防災マップの見直し等々も考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

ただ、地域は山砂地形ということでございますので、基準雨量に達しなくても土石流等が発生する可能性もございます。下流地域の方々におかれましては、町や関係機関が発する情報にまずは注意をしていただきたいということ、それから異常現象が発生するおそれがあるときには早めに避難をしていただく、そういうのが大事になってくるのではないかというふうに考えております。町としましても、平時から防災意識の啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、地域の危険箇所を知っていただくという意味では、県の防災マップ、これはホームページ等でも見られますけれども、県の防災マップ、あるいは町が作成し

ました防災マップを基に、地域が主体となって地域版の防災マップを作成していただくということも有効ではないかというふうに考えております。そのお手伝いにつきましては、町としましても協力をしてまいりたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 私の質問はある程度、この地域に密着した質問になっておりますけれども、今、浜戸川は葦が茂っていて流れが相当悪くなっております。浚渫はもう現在進んでいますが、常日頃からある程度土砂がきた場合でも、深さはもう2メートルぐらいしかありませんね。こういった状態であること自体が、水害が起きた場合には大変になってくるのではないかと考えております。ちなみに、大沢水川、大沢水川の水路につきましてはですね、以前は10年に一度は建設業者にお願ひし、1メートル以上の堆積物の除去作業をしてきましたが、今では堆積物は一切溜まっています。それは水路を三方コンクリートにしているからだと思っております。それに大沢水川の地区の人たちがきちんと管理をしておられるので、このような結果が出ているのではないかと思います。執行部もそういうところを見に行っていただけならいいのではないかと考えております。いつも見る光景が当たり前に思っている私たちでありますけれども、見る人によってはきちんと手入れがしてあるように見えるはずであります。それがこの災害対策に少しでもつながっているのではないかと考えております。この問題につきましては、浜戸川の改修が進まない以上はいつまでたってもよくはなりませんけれども、下流域に対しての対策として、瀬戸山方面か打吹川周辺に大規模な砂防ダムを計画し、形成する必要があるんじゃないかと思っております。それも一つの方法だと思っております。

それから三方コンクリート主体。川土を深く掘り下げ、土砂が溜まらないような対策をしてほしいと思っております。そうすることによって流れもスムーズになるのではないかと考えているところです。

津波があったところは津波対策をする、水害があったところは水害対策をするということが必要であるかと思ひます。

次に、資料として議長の許可を得て他町の自動堰の状況の写真を提出してありますので、それをご覧になっていただきたいと思ひます。有安、妙見地区の自動堰の改修は、災害対策として検討されたのか。また今後の方針はいかがか伺いたいと思ひます。

○議長（吉田美好君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

浜戸川の有安地区につきましては、地元からの要望によりまして平成24年度に現在の幅6メートルの自動堰に加え、幅3メートルの自動堰を増設して改修する計画を立てたところでございますが、地区予算の都合によりまして取り下げられた経緯がございます。その後、地元地区からは要望は出ておりませんので、今のところ農業関連事業での整備は計画しておりませんし、災害対策としての自動堰の改修は、改修の検討は行っていないというのが実情でございます。

なお、議員がお考えのように、自動堰の部分を広くすれば水位が上がる可能性は低くなると思います。ただし、有安地区より下流域の流れが悪かったり、平成28年、29年のように時間100ミリ以上の大雨が降ったりした場合は、河川の断面の容量が不足するため、どうしてもあふれてしまうということでございます。

また、県におきましても豊野地内の河川改良の計画を検討しておられるとも聞いております。下流域の整備が進まないと、自動堰の効用が十分に発揮できないとの懸念もありますので、その進捗を見ながら進めていく必要があると考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 今、課長が言われましたように、下流域の流れが悪くなるということでもございましたけれども、私がちょっと調べた結果、そこに別に別枠で自動堰をつくっても何ら差し支えがないような感じを受けたところです。実際には高低の高低ははっきりしていませんけれども、1メートルから1メートル50は最低は下がるような感じを受けたところです。その下の豊野地区の水位には、自動堰はあんまり影響がないようなことを今感じ取っているところでございます。浜戸川の部分的な自動堰をつくっていることにより、大沢水川はもう大雨のときはもう、大水害のときはもう水が止まってしまって、バックウォーターという現象が起きています。水が逆戻りするということでありますが、水の流れが悪くなりますし、この水路の除去作業をいつもしていても、水田自体がかん水する状態になりまして、農作物には大きな被害をもたらす原因になっていると思っております。近隣の町の自動堰を見てわかりますように、やはり川幅全体が自動堰になっていますし、川の通路として魚道もきちんとつくってあります。この妙見地区の部分的な堰に関しては、町民の方、水田を持っておられる人たちも、県も町も納得してつくられたものではあるかわかりませんが、完全にこの地区の、この妙見の自動堰を私は見直す必要があるんじゃないかならうかと思えます。これは水田耕作者だけではなく、水田耕作者だけの問題ではなく、民家に影響を及ぼす、大きく言えば災害対策の一つの方策として、町できちんと協議をしていただきたいと思います。私は今思っているところで

す。川幅全体を自動堰にすることによりまして、水害のときにそこで一気に水位を下げる事ができ、ある程度本来の流れを確保するようにできるようにしなければ、今後起こるであろうこの災害に対応できないのではないかといつもいつもこの水害が起こるたびに、町に対しての苦情があるのではないのかと思っております。苦情があるということは、実際に起きているから、実際的事实でありますから、町も真剣に考えてほしいと思います。

この浜戸川に対しては、やはり県のほうでやられてます浜戸川改修期成会の中で話を特に進めてほしいと思っております。やはり一番大事な事だと思っております。やっぱり水害があるたびに、この妙見地区の状況を見ると、その水害の判断ができるようでは、やはり町も進化しないんじゃないかなと思うと思っております。町としてこの期成会のほうに、特にこの意見を町長あたりが述べてほしいということをおっしゃるところでございます。

次に、観光事業につきまして。石段に来られる人たちの把握は十分にできているのか伺いたいと思っております。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明いたします。

登段のための受付箇所を設けておらず、十分に把握しておりませんが、町及び民間の駐車場利用者並びに200段に設置しております記帳簿を集計し、約5万人の方が登段されていると思われま。

以上です。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） やはり相当な人たちが、今この石段のほうに来られているようでございます。やはりそういったところを考えてみますと、来られたらそのあとにすることは何ですかと、私は質問したいと思っております。一番大事なことはトイレの掃除ではないのか。そのあとはその周りの清掃をいかにするかということでございます。この新しいトイレが現在できておりますけれども、また廃止されたトイレのところにもやはりどうしてもつくってほしいという意見がこの前聞いたことがあります。やはりどうしてもそこでできなかった場合には、そっちにまたお願いをしたいという話が出ておりますので、それも町でまた考えてほしいということをおっしゃっております。それにこの石段周辺の美化というのは相当必要だと思っておりますし、イベントがあったときは必ず、特に必要でしょう。そういったことに対して、この年間を通じた作業計画を町として考える必要があるのではないかとおっしゃると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 年間を通じた、あるいはいろんな方のご要望をお聞きして、中長期的な計画を立てるといいうのも必要だというふうに思っておりますし、今担当課のほうでは年間の計画と申しますか、いろいろなご意見をいただいたその意見を精査しながら、一つひとつ対応している状況だというふうに考えております。ただ、議員がおっしゃいますように、年間というよりも中長期的な計画というものは必要だろうというふうに考えます。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） やはり5万人も来られるということでございますので、やっぱりそういったところのきちんとした受け皿というのは、町としてしておいてほしいということをおもっております。

次に、坂本公民館横の旧観光案内所及び石段途中の休憩所など、老朽化した東屋の改修計画というものはあるのでしょうか。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） 説明いたします。

平成29年3月に示された公共施設マネジメント計画策定時において、現時点で建物の性能、利用、運営状況も低く、廃止の評価が出ております。現時点での改修計画はございません。

以上です。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） やはりそういう計画、そういう考えがございましたらば、廃止であるならば廃止をするような方向で、壊れているところはきちんと対処、きちんと廃止する方向でもっていった方がいいんじゃないかならうかと思っておりますが、この旧観光案内所はもう私が議員になりましてもう17年ぐらいになりますけれども、そのことについては一切質問をいたしませんでしたが、トタンの錆の具合なんかやはり、もうそのまま皆さんもう見慣れておりますので、そのまましてあったんですけども、ああいった大きな建物は廃止する方向に持っていかなくても、ちゃんと塗装剤を塗っておけばまだ、まだ10年、20年は完全に持つはずでございますので、そういったところはきちんと考えてほしいということをおもっておりますが、いかがですか。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今、担当の課長のほうからも説明がございましたが、平成29年公共施設のマネジメント計画というのが、これは町内全域、いろんな施設を調べて出たその計画がございます。それによりますと、先ほども説明がありましたように、建物の性能、あるいは利用状況、あるいは運営状況もしっかりされていないと

いうことで、現時点での改修計画はないというようなことであります。それを例えば、以前に遡ってすればよかった、では今はもう、今の世代を生きる我々といましては、今現時点で言えるのは、改修計画はないということだけでございます。以前そういう議論があったのであれば、そういう使い方ができたのかもしれませんが、そういう議論がなかったので今のような状況になっているんだというふうに理解しております。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） もう十何年もしております、今ようやくその意見を述べたわけでございますから、やはり地元のことについてはあんまり言いたくはなかですよね。やはりまちとしっかりわかるもんだと、役場あたりもこういったところはわかるもんだと思っておりますけれども、それにちょっと疎かたかなという感じを受けております。やはり前の町長も選挙戦で戦ってきておられますが、やっぱりその中での一つの自分が主張する中では、この石段なんかを利用したいろんな対策を、そういった意見を述べられておりますので、そういったところはきちんと自分の政策の中に入れてもよかったんじゃないかなろうかとも思いますし、その廃止の計画がなされてことによって、その廃止するならば、その今朽ち果てているような感じのところは早く対策を講じていただくほうがいいんじゃないかなろうかと思っております。

次に、厳しい質問ではありますけれども、石段の登段者のほうから登段料をいただく、少額でもいただく考えがあってもいいのではないかと今思っているところです。そのことによって、石段をきれいに守り、また美里町や熊本の宝として位置づくのではないのでしょうかということを質問いたしておりますかいかがでしょうか。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 日本一の石段も完成から30年が経過し、さまざまな箇所でも老朽化が進んでおります。確かに石段に登られる方から少額でも徴収できれば、本当にありがたいことではございますが、ここに例えば人員を配置して登段料を取るとなると、これはマイナス、逆に赤字になってしまう可能性もありますので、なかなかそういうわけにはいきません。そこで、以前は賽銭箱を設置してあったというふうに伺っておりますので、例えば、石段に登る寸前のところに、善意による募金箱等を設置できないか検討を進めてまいりたいというふうに考えております。この皆さんの善意によって、この石段はきれいに保たれておりますと、例えばそういう文言を書いた賽銭箱といいますか、雨に濡れないようなそういう募金箱みたいなやつを置けないかということを検討してまいります。

なお、一番下であれば、防犯面においても人の目につきやすいですし、盗難等を

防ぐためにも一番下であればそういうのが可能ではないかなと今考えているところ
でございます。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 今、町長のお答えのとおりでありますけれども、やはりそうい
ったところはやはりいいことで、善意の寄付というような形になりますけれど、皆
さん方が、石段に登られた人たちが善意で少しでもそれをしていただければいい
んじゃないかと思うております。

しかしながら、やはり以前、坂本地区でその管理、お賽銭なんかの管理をしてお
りましたときには、相当な盗難になっております。賽銭箱自体が1メートル角であ
っても、ステンレスでつくっていても、そのまま持ち去られてカッターで切られた
経緯がありますけれども、今の現在の状況を見ますと、やはりその駐車場を管理
しておられます方が、ある程度のときに賽銭に入っている中身をやはり回収して来
られて区のほうにやっておられるようで、今幸いなことであるんじゃないかろうか
と思うておりますので、そういった下のほうにだけでもいいですから、そういったこ
とをきちんとされて、やはり少しでも地域に沿ったお金が、それがあればまだまだ
部落の人たちでも、一生懸命地域を守ろうとするようなことができるんじゃないかろ
うかと思うております。

それから、この石段の作業、イベント等があるときは、部落の人たちはもう何も
苦も無く頑張っておられますけれども、やはりその清掃なんかをする場合は年々年
がいておりますのでですね、そういったこともやはり考えていかなければならな
い時期にきているんじゃないかろうかと思っているところでございます。

次に、この石段のことでございますけれども、この環境美化や眺めをよくする対
策というのは現在どのように考えておられるのか。そういった東屋なんかを廃止さ
れるような計画であれば、あまりお金を投入したくないというようなこともありま
すけども、どういう考えを持っておられるのか伺いたいと思います。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明いたします。

施設内にあるトイレは、現在業務委託を結んで定期的に清掃管理をしていただい
ております。また石段については、地元の方や愛好会などのボランティアにより清
掃が行われております。

眺めの対策、よくする対策といたしまして、例えば眺望のいい場所としまして、
2,200段付近を選定し、地権者の同意を得ながら間伐や伐採を進めてまいりた
いと思っております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 少し補足をさせていただければと思います。

休憩所あたりにもう予算がつかないというようなお話がございましたが、先ほどその現時点での改修計画がないというのは、観光案内所でございます。要は公民館の横の観光案内所は改修計画はございません。ただ、石段途中の休憩所あたりはこれは登られている方々が休憩される場所でありますので、そういったところはもちろん使いやすい、きれいな環境というのを維持していく必要があると考えております。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 今最後に改修計画がないということでございましたけれども、観光案内所だったところだと思いますけれども、そこはやはりトタンが赤さびておりますし、まだ水漏れは、雨漏りはないと思いますけれども、その上の部分だけでもきちんとしておく必要は私はあると思います。やはりある程度のお金はかかりますけれども、まだその下の骨格の部分はきちんとしておりますので、そういったところは、また町のほうで考えていただきたいというような考えを持っております。

この石段が完成してもう30年以上、先ほど話されましたけれども、ようやく今になってこの賑わいを見せております。地域をあげて守り続けていくにふさわしい日本一の石段であるかと思いますが、先人がどんな思いでつくり上げ、どのような形をもってこの地域に浸透させようとしていたのか、その思いを感じ取って守ってこそ、町を引き継いだ人に課せられた宿命ではなかろうかと今思っております。石段をよくするという考えを心に刻まれて、町長にはこの石段につきましても頑張っていたいただきたいと思っております。

次に、若者住宅関連について。宮の前団地の飲料水の状況について、町としての今後の対策はいかがになっているのでしょうか、お願いをいたします。

○議長（吉田美好君） 下田企画情報課長。

○企画情報課長（下田幸輔君） ご説明申し上げます。

宮の前住宅団地における生活用水につきましては、平成25年の団地造成に併せて、団地内に飲用水用の井戸を掘削しまして、世帯数16戸への生活用水の供給を行っております。ご質問の件につきましては、1月の議会全員協議会の中でも当該団地の生活用水の状況と、不定期的な濁りの発生と経過処置についてご報告をさせていただいているところでございます。

まず、水道水の不定期的な濁りの発生と経過につきましては、平成30年、昨年4月に宮の前団地水道組合より、水の濁りに関する対応について要望がございました。これを受けまして、同年5月に原水を採取しまして、全項目51項目の検査を

行い、貯水槽の清掃と団地内の配水管の各泥抜き栓を開栓しまして泥抜きを行い、同年10月に2回目の原水の全項目検査、そして貯水槽内の沈殿物の検査、貯水槽清掃を行いまして、併せて各月ごと定期的に泥抜き栓の開栓を実施してきたところでございます。

以上のように、年2回の水質検査を行いまして、年間の水質の変動を観察、井戸の水質の内容を確定したところでございます。

結果、家庭内で見られました黒褐色の濁りにつきましては、マンガンによる濁り及び沈殿物の発生と判断いたしましたところでございます。このため、本3月の補正予算に対策費を計上いたしまして、原水ポンプの施設内にろ過機を設置しまして、住宅団地内に居住されている方の生活の不安解消を図ることとしているところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 水質基準値を上回るマンガン量である状況に対し、町としての早急な判断であったと理解しております。この宮の前団地定住住宅団地水道施設改修工事費ということで、昨日1,480万円の補正が決定されております。やはり若者住宅であることを考えますときに、町としては将来を担う若い人たちの住宅でありますし、その子どもたちも育っていくわけでありますから、将来にわたって健康被害がないようなこの処置が十分な対策であってほしいと思っております。今後はこの美里町にとって、この中央地区にとりまして、砥用からのいろんな住宅をつくる場合です。砥用からの上水道を堅志田まで延長するか、この中央地区にもっときれいな水が必ずどこかにあります。あるところがあります。そういったところで今後は探索、検討されて、若い人たちが住みやすい、この人口減少が起きないようなまちづくりを目指してほしいと思っております。

次に、強靱化緊急対策事業につきまして質問をさせていただきます。

国の強靱化緊急対策事業が発表され、県及び市町村にも通知があっていると思いますが、町に対する予算額はどうなっているのか。その事業、農業関係ではございますけれども、その事業に対して、町でもまた別枠で補填する考えはあるのか伺いたしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災減災国土強靱化のための緊急対策の中で、農業用ハウス強靱化緊急対策事業が実施されることとなりました。平成30年度第2次補正では、国の予算は5億円で、現在では県や町に対しての配分は決まっ

ておりません。平成31年度当初予算でも5億円計上される予定で、平成32年度までの3カ年事業となっております。

事業内容としましては、県が定める被害防止計画に基づき、老朽化等によって十分な耐候性がなくなった農業用ハウスの補強や防風ネットの設置等に、2分の1以内の補助を行うものでございます。実施主体は各生産部会を予定しております。

現状としましては、各部会を通じて2月末で農家からの要望を取りまとめているところであり、現在、9件の事業費の申請が出ていると聞いております。事業費が固まり次第、予算要求をさせていただきたいと思っております。

また、要件を満たせば、町機械等導入補助制度によりまして1割以内の町の補助金交付も可能であると考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） この強靱化対策事業につきましては、衆議院の先生方がきちんとと言われておりましたが、やはり熊本あたりですね、県あたりの取り組みが最も強かったんじゃないかなと思うところでございます。やはりそういうすることによって、この農業が、今までもう農業をやめたいような若い人じゃなくても、若い人であってもやめたいように考えておられた方が、その強靱化することによってハウスなんかのハウスの構造あたりがですね強くなることによって、またこれは台風ではやられない、もう本当にもうまだ今からずつつくられるような感じを受け止めておられるようなそういった感じをしております。この町には大きなメリットにはなると思いますが、そうすることによってやる気を起こす若者も増えて、その手助けをすることによって地域に貢献できる若い力、またさらには今後それに期待し、私たちは頑張っていかなければならないんじゃないかなと思うのですが、この9名あたりしか出ていないということを考えますときに、やはりほかの方策でまだ若い人が一生懸命農業をやろうとするということに対して、また町もこういった方策で申請したらいかがでしょうかということはもう本来は出てこないんでしょうかですね。若い人たちが新しくするというのには別の補助金等があると思っておりますけれども、その補助金等にはこの強靱化対策というのは取り入れられないんですかね。

○議長（吉田美好君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

今回のこの農業用ハウスの強靱化緊急対策事業につきましては、既存のハウス、そして長年使っておることによって耐候性が保たれなくなったものだけが対象でございますので、新しいハウスの導入等につきましては別の国なり、県の事業が活用

できると考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 吉田起登君。

○8番（吉田起登君） やはりこの強靱化対策事業が、この美里町にとって最高にた
めになるような対策事業であってほしいということを思っております。やはり地域に
若い人たちがいろんなやる気を起こさなくなるような体制じゃなくて、やる気を起
こす、そういった姿勢で町としても取り組んでいただきたいと思います。

それでは、私の一般質問を終わります。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、吉田起登君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を1時とします。

-----○-----

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、一般質問を続けます。

次に、1番、高田美千子君の一般質問を行います。

高田美千子君。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 1番議席、高田でございます。通告にしたがいまして、1点
目、防災減災について、2点目、景観の保全と美化について、3点目、高齢者施策
について質問をしてみたいと思います。よろしく願いいたします。

さて、この春は元号改正という大きな節目のときです。4月1日に新元号が発表
され、5月1日から新しい元号の新時代が始まります。時代がどう変わろうとも、
みんなが安心して暮らせる平和な社会であってほしいと願うばかりです。

振り返ってみますと、平成30年は世界各地で、また日本列島でも自然災害が相
次いで発生し、多くの尊い命と大切な財産や安心な暮らしが奪われました。災害列
島とか災害級の猛暑とかいう言葉さえ生まれました。被災地における一日も早い復
興を心から祈るばかりです。

一方、私たちにとりましても、熊本地震から間もなく3年目。まだまだ復興半ば
ではありますが、先日の熊本城マラソンには全国から1万4,000人もの参加が
あり、熊本県民はとても元気づけられました。

美里町でも町内2カ所の復興住宅が完成し、待ちに待った入居をされております。
しかし、まだまだ被災者の方の生活再建は十分とは言えません。これからも被災者

の方たちに寄り添ったケアと支援がなされますようお願いいたします。

さて、先日の関東周辺の巨大地震発生確率が高まったという報道を聞いて、再び身近な災害が起きはしないかと不安を覚えた方たちも多かったのではないのでしょうか。防災について何ら深い造形を持たない私ですが、今、誰もが気がかりな点といたしまして、美里町における防災減災の取り組み状況についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 防災減災につきましては、震災後、地域防災計画の見直しを目的に初動対応、被災者支援、関係団体との連携、施設整備、自助・共助の対応など、それぞれの項目において検証を行い対応をしてきたところでございます。例を挙げますと、これまで2年に1回実施しておりました避難訓練を毎年実施することとし、昨年11月には県の防災訓練に参加させていただき、各地区の自主防災組織との情報伝達訓練や職員参集訓練を行ったところでございます。

また、プッシュ型物資の受け入れに対応できるよう集積機能を備えた備蓄倉庫も整備しておりますし、そのほかにも飲料水以外の生活用水として活用できる耐震性貯水槽や、平成31年度予算（案）に計上しております非常用電源設備、消防車両の整備など、緊急防災減災事業を有効に活用し、設備の充実、それから意識の向上、周知を図っているところでございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ご説明をいただきありがとうございます。ただいまお話の中に出てきました備蓄倉庫につきましては、いざというときの住民の大きな支えになると思います。充実した備品倉庫となりますように期待をしております。

防災におきましては、自助・共助・公助という言葉がよく聞かれますが、町の取り組みは公助として、町民が等しく頼りとするところです。今後も町民の大事な命と安心な暮らしを守る取り組みをお願いいたします。これからの防災を考えたとき、自助・共助がより大事になってまいります。自分の命は自分で守る、地域みんなが協力し合って、お互いの命を守り合うということです。一人ひとりが防災意識を持って、防災の知識を身につけることはとても大事だと思います。私の住む集落では、区長さんを中心に集落の防災計画が立ててあり、その活動として、大人も子どもも参加して、年1回の消火訓練を行っております。消防団員の方のお話を聞きながら、消火栓からホースをつないで放水するまで自分たちでやっており、この消火訓練体験は大変貴重だと思っております。ほかにも消防士を招いて救急救命講座が実施されております。ほかの地域でも取り組みがなされていると思いますが、今町内における自主防災組織の組織率と活動状況はどのようになっていますでしょうか。また、今後自主防災組織の充実を図るための取り組みについてお尋ねをいた

します。

○議長（吉田美好君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

自主防災組織につきましては、平成25年度から県の補助事業を活用いたしまして、その設立に向けた取り組みを始めているところでございます。本年2月1日現在で56団体、56の自主防災組織に活動をいただいているところです。組織率につきましては、行政区の数の割合で見ますと約65%ということになっております。自主防災組織につきましては、今後も引き続き未設置地区への啓発と既設組織の活性化を図りまして、防災訓練の実施や自主防災組織を主体とした地域住民の意識向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ありがとうございます。

高齢者や要支援者がおられる地域におきましては、災害への不安もなおさら大きいことと思います。各自主防災組織での防災訓練計画や、子どもも高齢者も参加できる防災教室とか防災セミナーなどの開催も検討していただけたら幸いです。

では、次の質問に移ります。

美里町では昨年、防災マップ保存版が全戸に配付されました。日頃の防災対策から応急手当の仕方、自主防災組織や特別警報など、災害対策に関する詳細な役立つ情報が満載されております。その内容がよく周知されて、防災への理解が深められるように、また各家庭においても有効に活用されることを期待するところです。

ところで、高齢者や要支援の方たちにとっては、移動しやすいより身近な避難場所が必要かと思えます。そういう場所の安全の見直しも含めて、日々新しい防災情報や環境の変化等もあるわけですので、今後の防災マップの見直しについてお考えをお聞かせください。

○議長（吉田美好君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

現在の防災マップにつきましては、平成29年度に作成をいたしました。全戸に配付をしているところでございますけれども、防災マップの内容につきましては、まず何といたっても危険箇所の情報だろうというふうに思っております。この危険箇所につきましては、県のほうが平成35年度までに土砂災害警戒区域の指定を完了させるということにしておりますので、その状況、進捗状況を見ながら併せて防災マップの見直しを考えてまいりたいと思えます。

また、その他防災に関するさまざまな情報も掲載させておりますので、状況の変

化等を見ながら、見直すべきところは見直していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ありがとうございます。将来にわたる防災の備えとしてお尋ねをさせていただきました。

防災に関する最後の質問は、防災士の育成についてです。先般参加いたしました議員研修におきまして、防災士の資格を持った方とお話をいたしました。防災士という資格については、そのときに知ったわけですが、身近に防災士がおられたら日常的に防災に関する情報を聞かせてもらったりして、地域の防災力が向上するのではないかと感じました。町には消防団の各分団があり、火災等の災害発生時には消火活動や救助活動に頑張っておられます。今は春の消防点検を控えて、遅くまで練習をされている姿には頭が下がります。女性消防隊の皆さんの活躍についても同じ思いであります。

一方、防災士の役割は、普段の防災意識の啓発活動や防災学習の指導者としての活躍が期待されます。今、美里町に防災士が何名おられ、地域においてどのような役割を果たしておられるのかわかりませんが、美里町に一人でも多くの防災士が誕生し、活躍の場が生まれることは、防災減災における地域のパワーになるはずだと思います。そこで、防災士の育成についてのお考えをお聞かせください。

○議長（吉田美好君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

防災士の育成ということでのご質問でございます。

まず、防災士の資格を取得することについて若干説明をさせていただきます。まず、防災士の資格を取得するためには、日本防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士養成研修講座を受講していただいたのち、防災士資格試験を受験していただくという手順になります。熊本県におきましては、県が主催します火の国防災塾を受講していただきますと、必須科目の救急法を合わせまして講習修了者となり、防災士資格試験を受験することができます。火の国防災塾は、自主防災組織のリーダー候補を受講生として推薦する市町村枠と、一般募集枠とがあります。本町に今現在何名の防災士がおられるかは把握はしておりませんが、今後は火の国防災塾の市町村枠を活用しながら、本町の防災士を増やしていく。そしてその方々が、自主防災組織のリーダーとして活動していただく、そういうことも考えてまいりたいと思っております。

また、きょうの熊日新聞だったかと思いますが、他の自治体で町内の防災士会を

結成したという記事がありました。本町も将来的にはそういうこともできればというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ありがとうございます。

美里町において、防災意識がどんどん向上して、みんなの自主防災組織が充実してくることを期待するところです。

それでは、次の質問です。

景観の保全と美化についてお尋ねをいたします。美里町を訪れた人は誰もが美里町の美しい景観を褒めてくださいます。美里はうるわしの里、美しい里という町の名前そのものが宝ですよと話された方がありました。今月の末には、緑川ダム湖畔の桜フェスタが開催されますし、これからの季節はわざわざ町外から美里の桜を見に来られる方も少なくはありません。ところが、その桜の木々が今ピンチだと感じております。テングス病や何本ものカズラが巻き付いた桜、立ち枯れが心配な箇所もあります。桜の木の管理について、町はどのような対策を行っておられるかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明いたします。

今議員が言われますとおり、町内の道路沿いとか植栽された桜が多くあります。樹齢ももう50年を経過して、テングス病やカズラを巻いた桜が目立ち始めております。緑川ダム湖周辺については、あぜ道会等に依頼し駆除を行っております。被害の大きい老木等につきましては、伐採し、更新しなければなりません。今後は関係地区や緑川ダム管理所などと協議し、更新や間引きにより環境、景観が損なわれないよう管理していきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 車で通るときに見かけるんですが、佐俣周辺は特に佐俣の湯がありますので、観光で訪れる方とか一般の方たち、大変頻繁に往来があるわけですが、あの周辺にやっぱり50年、60年経っている木かもしれませんけれども、もうカズラが本当に巻き付いて、何とかしてあげたいと思うような桜がずっと並んでおります。それから、津留川沿いにおきましては、それほど老木というのではないんですけれども、福祉センターとかあの周辺とか、みんなの家周辺の桜においてもやっぱりカズラが巻き付いたりしているのもありますので、地区の方たちが本当だったら手入れをなさるところかもしれません、もうどちらも同じよう

に手入れをしてくださる地区の方たちが高齢化ということで、なかなかそういう作業も難しくなっているという点もありますので、ぜひ町の方たちには見回りをしていただいて、そういう目立つ箇所につきましては手入れのほうを検討していただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） 今そういった予算というものは確保してありません。ただ、町の、例えば道路パトロールとかする中で、そういったところもちょっと見せていただいといますか、気をかけるようにさせていただいて、そして地区回りとも話し合って、そしてやっぱりしっかりとした景観が保たれるように、そういったどういやり方がいいのかっていうのを、そのまましておくのではなくて、そのままにしておいて枯れていく、あるいはカズラが巻いてもう見る影もなくなっている、そういうことを待つのではなく、ただ見ておくのではなくて何か対応ができないかっていうのは検討させていただきたいと思います。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） 今、前向きに検討していただけるようお話がありました。ありがとうございます。やはり美里の桜は美観を誇る私たちの町の宝の一つだと思いますので、これからも管理をよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

さて、最近空き家や空き地が徐々に増えている美里町ですが、長い間放置された結果、老朽化して倒壊の危険や空き家火災の心配がある家屋も見られます。空き地につきましても雑草が覆い茂ってしまった箇所が目につきます。解体を依頼しようにも長くなりますと所有者が確認できないというケースがこれから増えるのではないかなと心配をしております。美里町の景観、美観の保持の面からも、その対応についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） まず、老朽化した家屋についてでございますが、現在美里町では美里町老朽危険空き家等除去推進事業といたしまして、空き家になって1年以上経過した危険な家屋を対象に、解体費用の3分の2、上限100万円の補助を行っております。ちなみに平成30年度の実績で、30年度だけですね、平成30年度の実績で4件がこの事業を使ってもう既に解体をされております。

次に、空き地についてでございますが、農地であれば、農地であればさまざまな補助事業がございます。荒れていたならそれをまた農地に戻すとか、そういう補助事業がございますが、これが宅地あるいは雑種地でございますと非常に対応が難しくなっております。空き家もこれ同じなんです、本来は持ち主がいらっしゃるわ

けであります。持ち主がいらっしゃるということはその方の財産になるわけであり
ます。であるならば、やはりその持ち主が第一義的な責任を負って管理をしなけれ
ばなりません。とは言え、先日これはもうテレビやニュースやあるいは新聞でもあ
りましたけども、熊本市が所有者不明の危険家屋を市が負担をして、そして解体す
るといふ、行政代執行というものがニュースになっておりました。本町におきまし
ても、所有者が不明になっている物件もあると思います。あるいは家や土地といっ
た財産を放棄をされている、全くその他の町村、あるいは全然違う都道府県に住ん
でらっしゃって全く管理をされないというような形で荒れている物件があるという
ことも把握をしております。しかしながら、現行法の下では、そのような物件に対
して即効性のある有効な手立てがないというのが実情です。例えば、景観に悪いか
らここを勝手に、前もって切っておこうと。切ったあとに持ち主が来て何で切った
んだというような話になってもいけませんし、その持ち主がわからない家屋を勝手
に、例えば解体しとって、あの財産は必要だったと言われてもこれはいけません。
非常に難しいような状況でございますし、いろいろな対応の仕方があるというふう
に思っております。そういった中で、地区に、あるいはそれぞれの地区にそのよう
な物件があつて、地区での対応がなかなか取り合ってくれないとか、これはもうず
っと遡って、誰が所有しているのかというところから調べねばならないとか、そう
いう地区での対応が困難な場合は、ぜひ町の建設課のほうにご一報いただければと
いうふうに思います。個別個別に対応を、しっかりと対応をさせていただいて、そ
ういう、例えば遡って所有者を調べる、あるいはそういう方々にあたる、そういつ
た対応を取らせていただきたいと思っております。

ただ、例えば、所有者までたどり着いても、なかなかご理解をいただけずに解体
ができないというような場合があるというのも現実でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ご説明いただいてありがとうございました。

こういった問題は美里町のみでなく、近隣の市町村もそうですけど、全国的に今
から多くなってくる課題だと思いますので、きっと今後検討されて、そういった解
決の仕組みづくりみたいなのもまたできてくるのではないかと思います。どうぞよ
ろしくお願いいたします。

次に移ります。

最近、若者の間でインスタ映えという言葉が流行っておりますが、美里町にも
インスタスポットといいますか、そういう景観のいい観光施設や観光箇所がたくさ
んあります。町を訪れる多くの人たちがそれぞれ観光を楽しんだり、イベントや交
流を楽しんだりされております。訪れた多くの方たちがより満足して帰っていただ

けるように、そういった観光施設の周辺のごみやトイレの整備、雑草の手入れなどはきちんとなされているか。美観を損なうものはないかなど、町は観光箇所等の美観の維持について、どのように取り組んでおられるかをお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明いたします。

観光施設に対しては、観光施設のある対象地区等と委託契約を締結し、施設の維持管理を行っていただき、景観維持に努められております。メインであります石橋、石段については、ボランティアによる清掃活動及びその利用者からの情報により、職員が対応するというようにしております。

しかしながら、将来的には人口減少、当然ながら高齢化等の要因で契約の履行というのも非常に困難になると予想されます。将来的には民間委託等というのも必要かと考えております。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） これからも職員の方が定期的ということではありませんけど、町のそういったスポットを巡回されまして、美観維持の手立てを絶やさずに続けていただきたいと思っております。そして、いつまでもこの美しい美里町の美観、景観が守られて、次世代に伝わることを願っております。

それでは、次の質問をさせていただきます。

昨年10月から実施をされました美里バスは、高齢化が進む美里町の5年、10年先、もっとその先を見据えた持続可能な公共交通網の構築を目指してスタートしました。不具合があれば改善を図りながら、より成熟した公共交通に育てていくという町の考えが示されております。しかし現在、聴力が低下して電話の対応が困難な方や足腰が弱くなった方たちにとっては、バスの予約や路線バスへの乗り換えが難しいという声も多く、町も対策を検討されているところだと思います。一日も早く課題を集約していただき、対策を講じていただきたいと願っているところです。

そのような状況も踏まえまして、次に高齢化施策についての質問をさせていただきます。

個人差はありますけれども、誰でも高齢になると心身機能が低下して、暮らしに不便さが出てきます。大事なのは自分でできることは自分で、頑張っていたきながら、それが無理になったときは周りが支援をするということです。周りのちょっとした支援がその方の、周りのちょっとした支援でその方の自立した在宅生活が継続できる、そういう高齢者の皆さんが今の美里町にはたくさんおられます。

そこでお尋ねをいたします。後期高齢者といわれる75歳以上の方は、現在町内にどのくらいおられますでしょうか。また、支援を必要とされている高齢者に対し

て、どのような在宅支援のサービスが提供されていますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明申し上げます。

本町で75歳以上の方は、本年1月末現在において2,583名おられます。また、支援を必要とされる方々に対しまして、本町では美里町生活支援体制整備事業を行っております。この事業は、介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、介護保険による自立支援だけではなく、地域における互助支援を推進し、地域住民が主体となった生活支援、介護予防サービスが図られるように、地域全体で高齢者の生活を支える支援体制づくりを推進しております。

また、生活ボランティアを養成するため、美里町生活支援ボランティア、当然見守りも入っております。養成講座を行っております。この講座は平成28年度から始まり、現在までに23名の方が受講され認定されております。養成講座を受講された方が、生活支援サービスを必要としている方に、生活支援サービスの提供を行っております。生活支援サービスの内容としては、買い物支援、ごみ出し支援、見守り支援、ほかにも全般的な日常生活の支援を行うことができます。なお、平成30年度の実績としまして、ごみ出し支援、リサイクルも含みます、8件ございました。買い物支援、1件ございました。布団干し等の支援、1件です。計の10件の支援が行われております。また、生活支援のサービスの要望等につきましては、美里町包括支援センターで行っております。

今後の課題等につきましては、関係機関と連携を今以上に密にとり、生活支援サービスの必要な方の掘り起し及び生活支援サービスの内容の検討等を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ありがとうございます。

制度が移行するときは、新しい制度に馴染むまで何らかの経過的な支援が必要です。制度の狭間で暮らし辛さが生まれないように、支援を必要とされている方たちに町の在宅支援のサービスが、今ご説明いただきましたようにいろいろあることをしっかり周知されますようお願いいたします。その方に合った適切なサービス利用で、自立した安全で安心な暮らしが継続されます。

先日、買い物に行けない高齢者の方たちの応援をしていますという方のお話を聞きました。これからの時代にとって大事な地域の自助・共助の形だと思いました。支援を必要とされている方たちの高齢者の在宅生活を支える新しいサービスのあり

方について、みんなで知恵を出し合って考えなければならない時代がきていると感じたところです。

それでは、最後の質問になります。

現在福祉課が取り組んでおられる百歳体操について質問させていただきます。

この体操の効果や実施の方法、各地域の取り組み状況についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） ご説明申し上げます。

本町では、高齢になっても住み慣れた地域で元気に暮らせるように、生き甲斐づくり、健康づくりを目的とした事業を行っております。しかし、今後これまで以上に少子高齢化が進むと考えられる中、つながりのある地域づくりが必要と考えられます。そのため、平成30年度から住民主体によるいきいき百歳体操による通いの場を立ち上げに取り組みました。また、通いの場を立ち上げるために週1回以上の集まり、町内在住及び半数は65歳以上、5名以上の集まりなどの決まりがございます。なお、平成30年度モデル地区につきましては、希望地区15カ所ありましたが、年度内開催は6カ所、9カ所については平成31年度開催となっております。通いの場を立ち上げることにより、体力増強だけではなく、地域の人々との触れ合いをとおして、社会的孤立の防止、生き甲斐づくり、見守り、認知症予防等につながると考えております。

また、百歳体操の効果といたしましては、通いの場を11月から開設し、3カ月の実施期間を終了された方、11名を対象に体力測定を行った結果、11名中7名の方が握力、片足立ち、歩行速度等の項目で、当初の測定を上回る結果となっております。体の動きが楽になった、筋力アップを実感するなど、体力面の向上をしたとおっしゃる方々がたくさんおられました。また、体力面だけではなく、外に出る機会が増えた、みんなと話すことが楽しいなどの精神的な安堵感を覚える方もいらっしゃいました。

このように地域の方々とのつながりの強化にもなっていると思われまます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 高田君。

○1番（高田美千子君） ますます少子化、高齢化が加速する中、高齢化率は現在県内3位の美里町です。あと5、6年もしますと、団塊世代が後期高齢者の仲間入りを果たし、2人に1人が高齢者という時代がやっ来てまいります。健康保険料や介護保険料が今よりさらに高くなるようにするためにも、介護予防がますます大事になってまいります。百歳体操のような筋力保持、健康維持のための運動や、地域の

コミュニケーションづくりなどさまざまな活動に積極的に取り組むことが、自分自身の自立した暮らしの実現につながります。一人ひとりと地域、行政が一体となつて、高齢化の波に負けないまちづくりがこれから進められることを願っております。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（吉田美好君） これをもちまして、高田美千子君の一般質問を終わります。

以上で、通告されておりました一般質問は全部終了をいたしました。

これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開を２時００分とします。

-----○-----

休憩 午後１時３９分

再開 午後２時００分

-----○-----

○議長（吉田美好君） それでは、再開します。

皆さんにお諮りします。

日程第２、議案第１４号、平成３１年度美里町一般会計予算から、日程第８、議案第２０号、平成３１年度美里町簡易水道事業特別会計予算までの７案件についてを、一括して議題といたしまして、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第２、議案第１４号から、日程第８、議案第２０号までの７案件を一括して議題とし、本日は内容説明のみを行い、質疑・討論・採決は最終日に行うことに決定いたしました。

-----○-----

日程第２ 議案第１４号 平成３１年度美里町一般会計予算

日程第３ 議案第１５号 平成３１年度美里町国民健康保険特別会計予算

日程第４ 議案第１６号 平成３１年度美里町土地取得特別会計予算

日程第５ 議案第１７号 平成３１年度美里町介護保険特別会計予算

日程第６ 議案第１８号 平成３１年度美里町生活排水特別会計予算

日程第７ 議案第１９号 平成３１年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

日程第８ 議案第２０号 平成３１年度美里町簡易水道事業特別会計予算

○議長（吉田美好君） それでは、日程第２、議案第１４号から、日程第８、議案第２０号までを一括して議題とします。

まず、議案第１４号、平成３１年度美里町一般会計予算の内容説明を求めます。

吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 議案第14号につきましてご説明申し上げます。

別冊の一般会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第14号、平成31年度美里町一般会計予算。

平成31年度美里町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77億1,300万円とする、と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は15億円と定める。

歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

7ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為でございます。

総合行政システムサーバー機器リース料（平成31年度契約更改分）、住民基本台帳ネットワーク機器等リース料（平成31年度契約更改分）、学校ICT環境保守委託料（励徳小）、以上3事項の債務負担行為を設定いたしております。期間及び限度額につきましては、記載のとおりでございます。

次に、8ページでございます。

第3表、地方債でございます。

臨時財政対策債から、9ページの一番最後でございます。過年発生農地農林施設等補助災害復旧事業まで、合計25事業、限度額の総額10億5,733万円の地方債を予定いたしております。目的ごとの限度額、起債の方法、利率、償還の方法

につきましては、記載のとおりでございます。

12ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入でございます。

始めに町民税でございます。町民税につきましては、前年度比2,070万円増の3億490万1,000円を計上いたしております。次に、固定資産税につきましては、前年度比313万3,000円減の4億3,359万2,000円を計上いたしております。

13ページをお開き願います。

上から5つ目の枠でございます。31年度から新たに創設されます森林環境譲与税につきましては832万5,000円を計上いたしております。

14ページをご覧願います。

2つ目の枠でございます。地方消費税交付金につきましては、一般財源分を1億54万4,000円、社会保障分を8,598万7,000円計上いたしております。

15ページをお開き願います。

2つ目の枠でございます。こちらも31年度新たに創設されたものでございます。環境性能割交付金につきまして734万1,000円を計上いたしております。

次に、同じページの4つ目の枠でございます。地方交付税につきましては、普通交付税を27億4,968万8,000円、特別交付税を1億3,000万円それぞれ計上いたしております。

16ページをご覧願います。

上から2つ目の枠でございます。款の13使用料及び手数料、項の1使用料、目の4観光使用料の森林体験公園施設使用料につきましては5,250万円を見込んでおります。

19ページをお開き願います。

上から2つ目の枠でございます。款の14国庫支出金、項の1国庫負担金、目の5災害復旧費国庫負担金の節の1公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、平成28災豪雨分、平成30年災害分、合わせまして1億3,102万円を計上いたしております。

次に、同じページの3つ目の枠でございます。款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の2民生費国庫補助金のプレミアム付商品券事務費補助金につきましては409万2,000円を計上いたしております。

20ページをご覧願います。

1つ目の枠でございます。款の14国庫支出金、項の2国庫補助金、目の3衛生費国庫補助金の緊急風しん抗体検査事業補助金につきましては152万5,000円を計上いたしております。

21ページをお開き願います。

2つ目の枠でございます。款の15県支出金、項の2県補助金、目の1総務費県補助金の平成28年熊本地震復興基金交付金につきましては、被災宅地復旧支援事業、すまいの債権支援事業などに係る交付金としまして4,949万3,000円を計上いたしております。

23ページをお開き願います。

款の15県支出金、項の2県補助金、目の4農林水産業費県補助金の農用地等災害復旧事業補助金につきましては、28災分、29災分、30災分合わせまして2億7,473万4,000円を計上いたしております。

26ページをお開き願います。

2つ目の枠でございます。款の16財産収入、項の2財産売払収入、目の2物品売払収入の立木売払収入につきましては、町有林の立木売払分といたしまして400万円を計上いたしております。

27ページをお開き願います。

1つ目の枠でございます。款の17寄附金、項の1寄附金、目の1一般寄附金のふるさと応援寄附金につきましては、前年同額の1,000万円を計上いたしております。

2つ目の枠でございます。款の18繰入金、項の1基金繰入金、目の1基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金から公共施設整備基金繰入金まで合わせまして4億9,582万7,000円を計上いたしております。

31ページをお開き願います。

31ページにつきましては、町債でございます。町債につきましては、総額10億5,733万円を借り入れる予定といたしております。

次の32ページからは、3、歳出となっております。

33ページをお開き願います。

上の枠でございます。議会費でございます。節の15工事請負費の議会議場音響設備等改修工事につきましては、機器の不具合を改修するため2,120万円を計上いたしております。

36ページをお開き願います。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節の13委託料でございます。下から4つ目です。会計年度任用職員システム構築委託料396万円につき

ましては、2020年4月施行に向けて新たに電算システムを構築する経費でございます。

39ページをお開き願います。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の3財政管理費、節の25積立金の地域振興基金積立金につきましては、普通交付税の合併算定替えの縮減額に相当する分2億213万1,000円を計上いたしております。

41ページをお開き願います。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の5財産管理費の節の15工事請負費の中央庁舎非常用電源整備工事につきましては5,540万円を計上いたしております。その次の喫煙所整備工事費250万円につきましては、本年7月1日に施行されます受動喫煙対策の強化に伴い、喫煙所の整備を図るものでございます。

43ページをお開き願います。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の6企画費の節の13でございます。下から2つ目、第2期総合戦略策定支援業務委託料609万4,000円につきましては、2020年度からの第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するための経費でございます。それから、その下でございます。美里バス運行改善支援業務委託料225万円につきましては、課題の整理あるいは拠点のダイヤ等の検討を行うものでございます。

44ページをご覧願います。

節の19負担金、補助及び交付金の下から6つ目でございます。美里バス運行費補助金につきましては1,845万6,000円を計上いたしております。それから、一番下でございます。地方創生移住支援事業補助金100万円につきましては、首都圏からの移住世帯を支援するものでございます。

61ページをお開き願います。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の3障害者福祉費、節の13委託料の宇城圏域基幹相談支援事業委託料1,376万8,000円につきましては、総合相談あるいは専門相談を柱とする機関相談、支援センターの設置に係る経費でございます。

65ページをお開き願います。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の8プレミアム付商品券事業費につきましては、消費税率引き上げに伴います低所得者、子育て世帯への影響緩和、消費喚起を目的としたプレミアム商品券事業の事務費といたしまして409万2,000円を計上いたしております。

69ページをお開き願います。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の1保健衛生総務費、節の19負担金、補助及び交付金の骨髄等移植ドナー支援助成金14万円につきましては、日本骨髄バンクが実施する事業において骨髄等を提供した人への助成金として計上をいたしております。

次に、同じページの目の2予防費につきましては、風しんの抗体保有率が低い年齢層の対策といたしまして、合計404万6,000円を計上いたしております。

74ページをお開き願います。

款の5農林水産業費、項の1農業費、目の4農業振興費の節の13委託料でございます。農業振興地域整備計画作成支援業務委託料341万円につきましては、同計画の見直しに係る、5年ごとの見直しに係るものでございます。

78ページをお開き願います。

款の5農林水産業費、項の1農業費、目の6農地費の節の19負担金、補助及び交付金の農業農村整備事業負担金7,008万円につきましては、特定農業用管水路等特別対策事業、中山間地域総合整備事業、農村地域防災減災事業に係る負担金でございます。

81ページをお開き願います。

款の5農林水産業費、項の2林業費、目の2林業振興費の節の13、林地台帳地図等整備業務委託料350万円、森林整備計画業務委託料310万円につきましては、森林整備等への対応経費といたしまして計上いたしております。

それから、同じページの節の19負担金、補助及び交付金の一番下でございます。林業用機械等導入助成金300万円につきましては、森林整備等に対応するため、機器導入に対する補助金制度を創設するものでございます。

同じページの目の3造林事業費、節の13委託料でございます。町有林造成事業委託料610万円につきましては、山ノ神町有林に係るものでございます。

84ページをお開き願います。

款の6商工費、項の1商工振興費、目の1商工振興費、節の19負担金、補助及び交付金の地域通貨補助金につきましては、プレミアム分を20%するための経費としまして600万円を計上いたしております。

85ページをお開き願います。

款の6商工費、項の1商工振興費、目の2観光振興費の節の15工事請負費につきましては、いや川水源屋外トイレ解体工事費を108万円、オートキャンプ場電源工事費を172万円、オートキャンプ場水道工事費を50万円それぞれ計上いたしております。

89ページをお開き願います。

款の7 土木費、項の1 土木管理費、目の1 土木総務費の節の1 9 負担金、補助及び交付金の一番下でございます。危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金につきましては、15 件分の300 万円を計上いたしております。

90 ページをご覧ください。

款の7 土木費、項の2 道路橋梁費、目の2 道路維持費、節の1 5 工事請負費の町道維持工事につきましては、町道7 路線分の3,500 万円。それからその下の社会資本整備総合交付金事業につきましては、町道2 路線分の5,200 万円をそれぞれ計上いたしております。

91 ページをお開き願います。

款の7 土木費、項の2 道路橋梁費、目の3 道路新設改良費、節の1 5 工事請負費につきましては、社会資本整備総合交付金事業、町道改良工事、道整備交付金事業合わせまして2億8,450 万円を計上いたしております。

次に、同じページの目の4 橋梁維持費、節の1 5 工事請負費の社会資本整備総合交付金事業5,200 万円につきましては、2カ所の橋梁の補修に係る経費でございます。

93 ページをお開き願います。

款の7 土木費、項の4 住宅費、目の1 住宅管理費、節の1 5 工事請負費の社会資本整備総合交付金事業（応急仮設住宅利活用事業）につきましては、中央復興団地、くすのき平復興団地における合築内部改修等の経費といたしまして1億2,872 万円を計上いたしております。

94 ページをご覧ください。

款の8 消防費、項の1 消防費、目の1 非常備消防費、節の1 5 工事請負費の防火水槽整備工事費につきましては、町内2カ所に設置予定の工事費としまして1,320 万円を計上いたしております。次に、節の1 8 備品購入費の消防車両購入費（小型ポンプ含）につきましては、消防車両10 台分の更新費としまして6,248 万円を計上いたしております。

95 ページをお開き願います。

款の8 消防費、項の1 消防費、目の4 災害対策費の節の1 1 需用費の消防品費（備蓄品）132 万円につきましては、災害用の備蓄品といたしまして食料、飲料水等を購入する経費でございます。次に、同じページの節の1 3 委託料につきましては、熊本地震記録誌作成業務委託料（復興基金）としまして500 万円を計上いたしております。

96 ページをご覧ください。

上の枠でございます。款の8 消防費、項の1 消防費、目の4 災害対策費、節の1

9負担金、補助及び交付金の地域防災力強化促進事業補助金（復興基金分）95万円につきましては、自主防災組織の設立、活性化を支援するものでございます。その下でございます。被災宅地復旧支援事業補助金（復興基金分）4,480万円につきましては、20件分の経費として計上をいたしております。

次に、99ページをお開き願います。

款の9教育費、項の1教育総務費、目の2事務局費の節の13委託料の下から3つ目でございます。学校ICT機器環境整備委託料、その下の学校ICT支援業務委託料、100ページの学校ICT環境保守委託料、それから100ページの節の14使用料及び賃借料の一番下でございます。学校ICT環境ソフトウェア使用料、その次の節の18備品購入費の学校ICT機器購入費につきましては、励徳小学校のICT関連事業費としまして、合わせて1,505万5,000円を計上いたしております。

108ページをお開き願います。

款の9教育費、項の2小学校費、目の1学校管理費、節の15工事請負費につきましては、中央小学校管理棟の改修及び駐車場の舗装工事、砥用小学校のプールの配管、体育館の改修等、それから学校間の遠隔授業用のLAN工事費などを合わせまして1,147万円を計上いたしております。

115ページをお開き願います。

款の9教育費、項の3中学校費、目の1学校管理費、節の15工事請負費につきましては、中央中学校の自転車置き場の改修工事、砥用中学校の防球ネット改修工事、合わせまして498万円を計上いたしております。次に、同じページの節の18備品購入費につきましては、砥用中学校用のスクールバス購入費といたしまして740万円を計上いたしております。

119ページをお開き願います。

款の9教育費、項の4社会教育費、目の1社会教育総務費、節の15工事請負費の文化交流センター駐車場整備工事1,100万円につきましては、駐車スペースを拡張するものでございます。

121ページをお開き願います。

款の9教育費、項の4社会教育費、目の2公民館費、節の15工事請負費につきましては、中央公民館給水設備改修工事費としまして800万円を計上いたしております。

126ページをお開き願います。

款の9教育費、項の5保健体育総務費、目の2体育施設費の節の13委託料につきましては、下から3つ目でございます。総合運動公園グラウンドトイレ改修工事

設計業務委託料を120万円、カントリーパークトイレ改修工事設計業務委託料を192万円、カントリーパークテニスコート改修工事設計業務委託料を330万円それぞれ計上いたしております。

127ページをお開き願います。

2つ目の枠でございます。款の10災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の1農用地等災害復旧費の節の15工事請負費につきましては、農用地等の災害復旧工事としまして3億円を計上いたしております。

128ページをご覧ください。

上の枠でございます。款の10災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の2林業施設災害復旧費の節の15工事請負費の林道施設等災害復旧工事（過年災）につきましては2,500万円を計上いたしております。

次に、2つ目の枠でございます。款の10災害復旧費、項の2公共土木施設災害復旧費、目の2国庫負担災害復旧費、節の15工事請負費につきましては、災害復旧工事費といたしまして1億7,560万円を計上いたしております。

129ページをお開き願います。

129ページは公債費でございます。公債費につきましては、町債償還元金、それから町債償還利子、一時借入金利子、合わせまして9億8,756万9,000円を計上いたしております。

130ページから148ページまでは付属資料となっております。

以上で、議案第14号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第14号、平成31年度美里町一般会計予算の内容説明を終わります。

次に、議案第15号、平成31年度美里町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第15号についてご説明申し上げます。

別冊の議案第15号、平成31年度美里町国民健康保険特別会計予算書の1ページをご覧ください。

議案第15号、平成31年度美里町国民健康保険特別会計予算。

平成31年度美里町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億3,050万4,000円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により主なものについてご説明いたします。

7ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入でございます。

第1款、第1項国民健康保険税は、県から示されました納付金、標準保険料率算定結果を参考にし、納付金の納付に必要な保険料総額、標準的な収納率、保険税軽減の見込みを基に見積もっております。第1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分を合わせまして2億1,986万4,000円を計上しております。第2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、実際の被保険者で算定した収納予定額により16万9,000円を計上しております。

次に、8ページをご覧ください。

上から3つ目の枠になります。第3款、第2項国庫補助金につきましては、制度改革に伴うシステム改修に対する補助金としまして25万3,000円を計上しております。

次の枠の第1項国庫負担金につきましては、平成30年度の国民健康保険制度の改革により、県が受け入れることとなり、平成30年度予算までは過年度分精算に伴う受け入れ枠として計上しておりましたが、平成31年度予算において廃項としております。

次の枠の第4款、第1項県負担金の第1目保険給付費等交付金につきましては、第1節におきまして保険給付に必要な費用を県が負担する普通交付金としまして9億5,110万6,000円を計上しております。第2節におきまして、特別交付金としまして4,219万円を計上しております。

次に、9ページをお開き願います。

2つ目の枠になります。第6款、第1項の第1目一般会計繰入金につきましては、第1節事務費繰入金から第4節財政安定化支援事業繰入金まで、計1億418万3,000円を計上しております。

次に、10ページをご覧ください。

一番下の枠になりますが、療養給付費等交付金につきましては、平成30年度の

国民健康保険制度の改革により県が受け入れることとなり、平成30年度予算までは過年度分精算に伴う受け入れ枠として計上しておりましたが、平成31年度予算において廃款としております。

次に、11ページをお開き願います。

3、歳出でございます。

まず、第1款、第1項総務管理費につきましては、国民健康保険事業の一般的な管理運営費用でございますが、第1目一般管理費と第2目連合会負担金で計836万円を計上しております。

次に、12ページをご覧ください。

3つ目の枠になります。第2款保険給付費、第1項療養諸費につきましては、被保険者の医療の給付に要する経費になりますが、平成30年度における実績と直近4年間の医療費の伸び率によりそれぞれの区分ごとに推計し、第1目一般被保険者療養給付費から第5目審査支払手数料まで、計8億2,301万6,000円を計上しております。

次に、13ページをお開き願います。

一番上の枠になります。第2項高額療養費につきましては、第1項療養諸費と同様の方法により見積もり、第1目から第4目まで、計1億3,099万円を計上しております。

次に、14ページをご覧ください。

2番目の枠でございます。第3款国民健康保険事業納付金、第1項医療給付費分につきましては、医療の給付に係る県への納付金になりますが、県の算定により第1目と第2目合わせまして、計2億5,540万5,000円を計上しております。

次の枠でございますが、第2項後期高齢者支援金等分につきましては、後期高齢者医療の支援金に係る県への納付金になりますが、同様に県の試算により第1目と第2目合わせまして、計5,867万円を計上しております。

15ページをお開き願います。

一番上の枠でございます。第3款、第3項介護納付金につきましては、介護納付金に係る県への納付金になりますが、同様に県の算定により1,662万8,000円を計上しております。

次に、同ページの一番下の枠でございます。第5款、第1項特定健康診査等事業費につきましては、受診者を1,300人と見積もり1,201万7,000円を計上しております。

次に、16ページの2つ目の枠でございます。第5款、第2項保険事業費につきましては、第2目疾病予防費におきまして、未受診者の訪問指導及び特定保健指導

に従事する管理栄養士等の非常勤職員に係る費用をはじめとする疾病予防に関する諸費用を944万6,000円計上しております。なお、本事業に係る特定財源として、特別調整交付金（市町村分）に含まれますヘルスアップ事業の助成金を見込んでおります。

18ページをお開き願います。

予備費につきましては1,110万9,000円を計上しております。

19ページ以降につきましては、予算に関する付属資料でございます。

以上で、議案第15号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第15号、平成31年度美里町国民健康保険特別会計予算の内容説明を終わります。

次に、議案第16号、平成31年度美里町土地取得特別会計予算の説明を求めます。吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） 議案第16号につきましてご説明申し上げます。

別冊の土地取得特別会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第16号、平成31年度美里町土地取得特別会計予算。

平成31年度美里町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の2、歳入でございます。

財産収入につきましては、土地開発基金利子を7,000円計上いたしております。

それから2つ目の枠、繰越金につきましては、前年度繰越金を1,000円計上いたしております。

次に3、歳出でございます。

款の1諸支出金につきましては、土地開発基金利子繰出金を7,000円、2つ目の枠の予備につきましては1,000円を計上いたしております。

以上で、議案第16号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第16号、平成31年度美里町土地取得特別会計予算の内容説明を終わります。

次に、議案第17号、平成31年度美里町介護保険特別会計予算の説明を求めま

す。中村福祉課長。

○福祉課長（中村武志君） 議案第17号についてご説明申し上げます。

別冊、平成31年度美里町介護保険特別会計予算書、1ページをお開きください。

議案第17号、平成31年度美里町介護保険特別会計予算。

平成31年度、美里町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億1,101万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は1億円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

6ページをお願いいたします。

2の歳入につきましてご説明いたします。

款1、項1、目1第1号被保険者保険料3億1,791万6,000円を計上しております。節1第1号被保険者特別徴収保険料について、およそ470人、2億8,889万5,000円。節2第1号被保険者普通徴収保険料については、およそ110人、2,892万1,000円。節3滞納繰越分普通徴収保険料は10万円を計上しております。

3段目の枠をお願いいたします。款3国庫支出金でございます。項1、目1介護給付費負担金2億9,470万8,000円を計上しております。主に介護サービス等給付費等の事業を行うための交付金です。

次の枠をお願いいたします。款3国庫支出金です。主に介護サービス等給付費、介護予防事業及び総括的支援事業を行うための国庫支出金です。項2、目1調整交付金1億6,243万8,000円、同じく目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）1,779万4,000円、同じく目3地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）1,537万1,000円、同じく目9被保険者機能強化推進交付金50万円を計上しております。この50万円の交付金は、高齢者の自立、重度化防止等に関する取り組みを支援するための交付金です。

7ページをお願いいたします。

4支払基金交付金です。項1、目1介護給付費交付金4億4,758万9,000円、同じく目2地域支援交付金1,921万7,000円を計上しております。主に介護サービス等給付費等及び介護予防の事業を行うための交付金です。

続きまして、款5県支出金です。項1、目1介護給付費負担金2億4,405万7,000円を計上しております。主に介護サービス等給付費等の事業を行うための県支出金です。

5段目、最後の枠をお願いいたします。款7繰入金です。項1、目1介護給付費繰入金2億721万8,000円、同じく目2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）889万7,000円を計上しております。主に介護給付費等を行うための繰入金です。

8ページをお願いいたします。

同じく目3地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）2,805万7,000円を計上しております。これは、介護予防等給付費及び介護予防生活支援サービス事業等を行うための繰入金です。

2段目の枠をお願いいたします。款7、項2、目1介護給付費基金繰入金500万円を計上しております。

5段目、最後の枠をお願いいたします。款9、項2、目1雑入263万5,000円を計上しております。説明欄にありますとおり、食の自立支援事業総合事業等の利用料でございます。

9ページからは、3の歳出でございます。

10ページ、2段目の枠をお願いいたします。款1、項3、目1介護認定調査費1,455万1,000円を計上しております。詳細につきましては、非常勤職員3名、介護保険調査員でございます。賃金及び経費を計上しております。また、節19負担金、補助及び交付金につきましては、宇城広域連合負担金として508万7,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

款2、項1、目1介護サービス等給付費、節19負担金、補助及び交付金15億6,108万円を計上しております。説明欄から主なものをご説明いたします。上から1行目の居宅介護サービス給付費4億6,800万円につきましては、訪問介護、デイサービス等に関する費用でございます。次の地域密着型介護サービス給付費3億円につきましては、グループホーム、小規模多機能型施設のサービス利用等です。次に施設介護サービス給付費6億4,800万円につきましては、特別老人ホームの利用料等です。2行飛びまして6行目にあります居宅介護サービス計画給付費5,280万円につきましては、利用者のケアプランに対するサービス料の費

用等です。最後に特定入所者介護サービス費 8,880 万円につきましては、特定入所者に係る食費、居住費の一部を超えた場合に対する公費の負担分でございます。

次の枠をお願いいたします。款 2、項 2、目 1 介護サービス等給付費、節 19 負担金、補助及び交付金 4,176 万円を計上しております。主なものとしまして、説明欄の 1 行目にあります介護予防サービス給付費 3,000 万円につきましては、要支援への訪問、デイサービス等の費用です。

12 ページ、3 段目、最後の枠をお願いいたします。款 3、項 1、目 1 介護予防・生活支援サービス事業費 3,795 万 2,000 円を計上しております。節 13 委託料として 2,013 万 7,000 円、説明の欄にあります訪問型サービス C 委託料は、理学療法士、介護士等の専門職による訪問サービス、通所型サービス A 委託料につきましては、現行の通所介護を緩和したサービスとなります。通所型サービス C 委託料は、運動機能向上等の指導をします。短時間通所サービス A 委託料は、サービス C を短時間にしたものです。同じく節 19 負担金、補助及び交付金 1,781 万 5,000 円を計上しております。主なものとしまして、説明の欄 1 行目、訪問型サービス費 696 万円、通所型サービス費 1,080 万円を計上しております。同じく目 2 介護予防ケアマネジメント事業費 486 万円を計上しております。節 13 介護予防ケアマネジメント委託料として 216 万円、同じく節 19 負担金、補助及び交付金として、介護予防ケアマネジメント事業費負担金 270 万円を計上しております。

13 ページをお願いいたします。

款 3、項 2、目 1 一般介護予防事業費 5,122 万 8,000 円を計上しております。節 8 報償費 111 万 9,000 円につきましては、通いの場、百歳体操、サークルいいねなどのいきいきサロン等における介護予防サポート及び支援スタッフへの報償費でございます。節 11 需用費 1 万 7,000 円、同じく 13 委託料として 4,969 万 6,000 円を計上しております。主なものとして、説明欄の 5 段目、高齢者生きがい活動支援通所事業委託料、通称温泉デイと言っているものです。2,009 万 2,000 円。次の段、介護予防サロン事業委託料 2,221 万 4,000 円等を計上しております。

14 ページをお願いいたします。

款 3、項 3、目 1 地域包括支援センター運営費、2,873 万 7,000 円計上しております。節 13 委託料 2,872 万 1,000 円につきましては、社会福祉協議会の中にあります地域包括支援センターの運営委託料です。同じく目 3 在宅医療・介護連携推進事業費、節 13 委託料 248 万 8,000 円、同じく目 5 認知症総合

支援事業費委託料 541万9,000円を計上しております。

15ページ、3段目、最後の枠をお願いいたします。款6、項1、目1予備費として34万1,000円を計上しております。

なお、16ページから17ページにつきましては関係資料を添付しております。

以上、議案第17号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第17号、平成31年度美里町介護保険特別会計予算の内容説明を終わります。

次に、議案第18号、平成31年度美里町生活排水特別会計予算の説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第18号についてご説明いたします。

別冊予算書、1ページをお開き願います。

議案第18号、平成31年度美里町生活排水特別会計予算。

平成31年度、美里町の生活排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,700万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は7,000万円と定める。

歳出予算の流用。第4条、地方自治法220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

第2表、地方債でございます。

浄化槽市町村整備推進事業における起債の借入限度額は1,890万円とし、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりとするものでございます。

次に6ページをお開き願います。

歳入についてご説明いたします。

まず、分担金及び負担金の浄化槽市町村整備推進事業受益者分担金につきましては、本年度計画50基として500万円、滞納繰越分1,000円の合計500万1,000円を計上しております。次に使用料及び手数料の浄化槽使用料では、現年度分を7,000万、滞納繰越分を30万円を見込み額として計上しております。

一番下の枠になります。

国庫補助金につきましては、循環型社会形成推進交付金として、補助対象の2分の1の2,263万6,000円を計上しております。

次のページをご覧ください。

県補助金、浄化槽市町村整備推進事業県交付金につきましては、前年度補助対象予定額の6.5%の294万2,000円を計上しております。

次に、繰入金、一般会計繰入金につきましては、歳出財源として7,667万円を計上しております。

繰越金につきましては、昨年同様50万円を計上しております。

最後に、町債につきましては、浄化槽整備事業債として合計1,890万円を計上しております。

次のページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

主なものにつきましてご説明させていただきます。

一般管理費の給料、職員手当と共済費につきましては、職員1名分の人件費を計上いたしております。需用費の308万6,000円につきましては、主に浄化槽の修繕料として300万円を計上いたしております。役務費の696万8,000円につきましては、主に浄化槽法定検査料で1,723基分の654万8,000円となっております。委託料の9,075万8,000円につきましては、主に浄化槽清掃管理委託料の9,064万円でございます。使用料及び賃借料につきましては、総合行政システム利用として34万1,000円を計上しております。

次のページをご覧ください。

事業費の浄化槽市町村整備事業推進事業につきましては、本年度50基の計画に伴い、委託料66万2,000円と工事請負費として6,421万7,000円を計上しております。

次に公債費につきましては、町債償還金の元金に2,131万8,000円、利子に345万6,000円、一時借入金として10万2,000円を計上いたしております。

予備費につきましては50万円を計上しております。

10ページ以降につきましては、予算に伴う資料でございます。

以上で、議案第18号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第18号、平成31年度美里町生活排水特別会計予算の内容説明を終わります。

次に、議案第19号、平成31年度美里町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 議案第19号についてご説明申し上げます。

別冊の議案第19号、平成31年度美里町後期高齢者医療特別会計予算書の1ページをご覧ください。

議案第19号、平成31年度美里町後期高齢者医療特別会計予算。

平成31年度、美里町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,899万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

予算の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により主なものについてご説明いたします。

5ページをお開き願います。

2の歳入でございますが、第1款後期高齢者医療保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の保険料負担金見込み額の8,292万6,000円を計上いたしております。

次に、上から3つ目の枠の第3款、第1項一般会計繰入金でございますが、第1目事務費繰入金につきましては、歳出における総務費の一般管理費及び徴収費分を繰り入れるものでございまして219万3,000円を計上いたしております。第2目保険基盤安定繰入金につきましては、保険料軽減分を一般会計から繰り入れるものでございまして6,226万5,000円を計上しております。

第4款繰越金につきましては、平成30年度の繰越見込み額として150万円を

計上いたしております。

6 ページをご覧ください。

第5款諸収入、第2項償還金及び還付加算金の第1目保険料還付金につきましては、被保険者に支払った保険料還付金について、後期高齢者医療広域連合から同額を受け入れるものでございまして10万円を計上しております。

同ページの最後の枠になりますが、国庫支出金につきましては、平成31年度は事業の実施予定がございませんので廃款としております。

次に7ページをお開き願います。

3の歳出でございます。

第1款、第1項一般管理費につきましては、被保険者証及び保険料決定通知書送付に要する郵便料、後期高齢者医療システムのサポート料、ASP利用料等合わせて213万3,000円を計上しております。

上から3つ目の枠の第2款、第1項、第1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入の後期高齢者医療保険料、保険基盤安定負担金を合わせ、端数調整をした額1億4,519万2,000円を計上しております。

同ページの一番下の枠の第3款諸支出金の第1項償還金及び還付加算金の第1目保険料還付金につきましては、昨年度と同額の10万円を計上しております。

8 ページをご覧ください。

予備費につきましては150万7,000円を計上しております。

9 ページ以降につきましては、予算に関する付属資料でございます。

以上で、議案第19号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第19号、平成31年度美里町後期高齢者医療特別会計予算の内容説明を終わります。

次に、議案第20号、平成31年度美里町簡易水道事業特別会計予算の説明を求めます。北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） 議案第20号についてご説明いたします。

別冊予算書、1ページをお開き願います。

議案第20号、平成31年度美里町簡易水道事業特別会計予算。

平成31年度、美里町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,920万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は6,000万円と定める。

歳出予算の流用。第4条、地方自治法220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

4ページをお開き願います。

第2表、地方債でございます。

簡易水道施設整備事業における起債の借入限度額は3,000万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりとするものでございます。

次に6ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。

分担金及び負担金の、分担金、給水工事分担金につきましては、鶴木野地区拡張工事及び西部拡張の分割納付分としまして46万1,000円を計上しております。

使用料及び手数料の水道使用料につきましては、使用料現年分として1億900万、滞納繰越分100万、水道加入金として拡張工事分と新規加入申込分を含め171万円の歳入見込みとして計上しております。

国庫支出金、簡易水道施設整備費補助金としまして、鶴木野地区拡張工事及び水道台帳整備に伴う補助金としまして、合計2,424万8,000円を計上しております。

繰入金、一般会計繰入金につきましては、歳出の財源として9,763万1,000円の計上となっております。

次に7ページをご覧ください。

繰越金につきましては140万円を計上しております。

諸収入、給水工事受託事業収入につきましては、新規加入11件分300万円、消火栓整備受託事業収入1基分の46万円を計上しております。

町債につきましては、鶴木野地区拡張工事に伴う簡易水道施設整備事業債3,000万円を計上いたしております。

次のページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。

主なものについてご説明させていただきます。

まずは、一般管理費につきましては、3名分の職員の給料、職員手当等、共済費など、合計2,249万3,000円計上しております。需用費1,943万2,000円につきましては、主なものとしまして薬品及び水道メーターなど消耗品費414万4,000円、光熱水費1,100万円、山出浄水場残塩計取替え及び永富第一配水池UPS取替え等に伴います修繕料が369万4,000円となっております。役務費につきましては、総額396万5,000円となっており、主なものとしましては、電話料86万5,000円、水質検査料67万5,000円。

次のページをご覧ください。

膜ろ過装置薬品洗浄手数料88万6,000円、量水器撤去手数料44万1,000円となっております。続きまして、委託料3,007万円につきましては、主なものとしまして、電気計装設備保守点検委託料143万円、水道施設管理業務委託料1,111万8,000円、水道検針業務委託料218万円、拡張工事実施設計委託料660万円、美里町簡易水道事業固定資産台帳作成業務委託料490万円、水道水源電気探查業務委託料200万円となっております。

次のページをご覧ください。

使用料及び賃借料180万6,000円につきましては、主なものとしまして、ASPコンピュータサーバー使用料61万5,000円、ASC水道管理システム使用料101万7,000円となっております。次に、工事請負費につきましては、新規給水工事分として300万、拡張工事分として5,500万、拡張工事給水工事分として360万円を計上しております。公有財産購入費としましては、拡張工事に伴います加圧所の土地購入費として15万8,000円、公課費につきましては、消費税、地方消費税の400万円計上しております。

公債費につきましては、町債償還金の元金1億537万6,000円、利子1,890万4,000円、一時借入金5万円を計上いたしております。

次のページをご覧ください。

予備費としまして100万円を計上しております。

12ページ以降につきましては、予算に伴う資料でございます。

以上で、議案第20号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で、議案第20号、平成31年度美里町簡易水道事業特別会計予算の内容説明を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

皆さんにお諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

またお諮りします。明日7日木曜日は休会とし、午前10時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただきまして、終了後は委員長の指示により散会していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本日はこれで散会し、明日7日木曜日は休会とし、午前10時より各常任委員会を委員長の指示により開いていただきまして、終了後は委員長の指示により散会していただくことに決定をいたしました。

なお、常任委員会の会場は、総務常任委員会が委員会室、経済建設常任委員会が第1会議室、社会文教常任委員会が第2会議室をご利用ください。

明後日8日金曜日は、午前10時から会議を開きます。

それでは、本日はこれで散会とします。

-----○-----

散会 午後3時20分

第 3 号

3 月 8 日 (金)

平成31年第1回美里町議会定例会会議録（第3号）

平成31年 3月 8日(金)

午前10時00分開会

1. 議事日程

- 日程第1 委員会報告及び質疑
- (1) 総務常任委員会委員長
 - (2) 経済建設常任委員会委員長
 - (3) 社会文教常任委員会委員長
- 日程第2 議案第14号 平成31年度美里町一般会計予算
- 日程第3 議案第15号 平成31年度美里町国民健康保険特別会計予算
- 日程第4 議案第16号 平成31年度美里町土地取得特別会計予算
- 日程第5 議案第17号 平成31年度美里町介護保険特別会計予算
- 日程第6 議案第18号 平成31年度美里町生活排水特別会計予算
- 日程第7 議案第19号 平成31年度美里町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 議案第20号 平成31年度美里町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第21号 町道路線（大野原下田線）の廃止について
- 日程第10 議案第22号 町道路線（大野原下田線）の認定について
- 日程第11 議案第23号 町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第24号 災害・工事発注土捨て場用地取得契約の締結について
- 日程第13 同意第1号 美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第2号 美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第3号 美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき同意を求めることについて
- 日程第16 発議第1号 美里町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第17 議員派遣の件について
- 日程第18 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

2. 出席議員（12名）

1番	高田美千子君	2番	光井博幸君
3番	今田政行君	4番	坂田竜義君
5番	上田孝君	6番	松永正憲君
7番	中川政司君	8番	吉田起登君
9番	上村則幸君	10番	福田秀憲君
11番	濱田憲治君	12番	吉田美好君

3. 欠席議員（なし）

4. 説明のため出席した者

町長	上田泰弘君	総務課長	吉住慎二君
教育長	吉永公力君	税務課長	中嶋春彦君
企画情報課長	下田幸輔君	福祉課長	中村武志君
住民課長	山田輝臣君	経済課長	宮寄幸仁君
健康保険課長	松永栄作君	建設課管理係長	立道誠君
林務観光課長	高田浩幸君	会計課長	田上和則君
水道衛生課長	北島浩徳君	社会教育課長	中川幸生君
学校教育課長	坂村浩君		

5. 事務局職員出席者

事務局長	倉田辰実君	書記	津田里美子君
------	-------	----	--------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（吉田美好君） おはようございます。本日の会議を開きます。

ここで、3月6日に行われました一般質問の中で不適切な発言があり、8番、吉田起登君より発言の訂正について申し出がありましたので説明を求めます。8番、吉田起登君。

○8番（吉田起登君） 吉田でございます。5月6日に行いました私の一般質問の中で、部落という不適切な発言をいたしましたことを、ここにお詫びを申し上げたいと思います。併せまして、発言しました部落という表現を地域という発言に訂正したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

失礼いたしました。3月6日に行いました一般質問の中でということに訂正させていただきます。

○議長（吉田美好君） 皆さんにお諮りします。ただいま8番、吉田起登君の申し出のとおり、一般質問中の部落という発言を、地域という発言に訂正したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

それでは、3月6日に行われました8番、吉田起登君の一般質問の中での部落という発言については、地域という発言に訂正をいたします。

次に、3月6日に行われました日程第3、議案第15号、平成31年度美里町国民健康保険特別会計予算の内容説明におきまして読み違いがあり、松永健康保険課長より説明内容についての訂正の申し出がありましたので説明を求めます。松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永栄作君） 3月6日にご説明しました議案第15号、平成31年度美里町国民健康保険特別会計予算におきまして、第2条、一時借入金の借入れの最高額につきまして、2億円と説明すべきところを2,000万円と誤った説明をいたしました。ここにお詫び申し上げます。併せまして、2,000万円と説明しましたところを、2億円に訂正したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（吉田美好君） 皆さんにお諮りします。ただいま松永健康保険課長の説明のとおり、議案第15号、平成31年度美里町国民健康保険特別会計予算、一時借入金でございます。第2条の一時借入金の借入れの最高額2,000万円という発言を、2億円に訂正したいと思っておりますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第15号、平成31年度美里町国民健康保険特別会計予算、第2条、一時借入金の借入れの最高額については2,000万円という発言を2億円に訂正します。

-----○-----

日程第1 委員会報告及び質疑

○議長（吉田美好君） 日程第1、委員会報告及び質疑を行います。

まず、総務常任委員会の報告を求めます。総務常任委員会委員長、今田政行君。

○総務常任委員会委員長（今田政行君） 改めまして、おはようございます。

総務常任委員会の活動報告を申し上げます。

昨日3月7日、総務常任委員会を開催しましたので、その報告をいたします。出席者、執行部より吉住総務課長、下田企画情報課長、中嶋税務課長、山田住民課長、田上会計課長が出席、議会より吉田起登委員、松永委員、濱田委員、私今田の出席のもとに、10時より委員会室にて会議を行い、まず、各課長より所管する平成31年度美里町一般会計予算について説明を受けました。

総務課においては、歳入で新たに始まる森林環境譲与税の説明を受け、歳出では防犯灯の設置工事を国道218号線と国道443号線に順次設置する計画、また、中央庁舎非常用電源整備工事、防火水槽整備工事2カ所、消防車両の入替え、10台分の計画がなされている説明を受けました。ちなみに、現在、消防団の班編成が23班であり、すべての消防車両、2カ年で更新する計画があります。よって、31年度は防災減災事業をメインとする説明がありました。

次に、企画情報課からは、空き家バンク登録成立の説明を受け、移住後の生活設計まで相談にのる必要があるのではないかという意見も聞かれ、また、移住定住対策広告として、東京モノレールに掲示をする件や、地域おこし協力隊を終了された方が美里に残り、起業を目指されていることを聞き、さらなる飛躍を期待するところであります。30年度より運行開始しました美里バスについては、いろんなご意見をいただいております、その検討と今後の見直しの活動を行う報告がありました。

税務課からは、収納率アップを目指す件、住民課からは、住民票の写し等の第三者請求に係る本人通知制度の説明、会計課からは、低金利のための基金の統合を行い、有効的な活用を検討する旨の報告があり、13時30分に会議を終了し、現地視察に向かいました。

まず、備蓄倉庫の新築工事の進捗状況を視察。建物は完成しており、周囲の舗装とスロープの工事を残すのみとなっております。

次に、宮ノ前定住住宅団地水道施設改修工事予定地を視察し、その後、文化交流

センターひびきの駐車場を視察をしました。400人収容する施設に100台未満の駐車スペースでは厳しい状況にあり、現在計画の改修スペースよりそれ以上のスペースが必要ではないかという意見も出ております。

その後、15時30分に中央庁舎に帰り、散会をいたしました。

以上、総務常任委員会の活動報告を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、総務常任委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、各常任委員会委員長に対する質疑は、申し合わせ事項により、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることになっておりますので申し添えます。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

次に、経済建設常任委員会の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長、上田孝君。

○経済建設常任委員会委員長（上田 孝君） 改めまして、おはようございます。

経済建設常任委員会の報告を行います。

昨日3月7日午前10時より、経済建設常任委員会を行いましたので報告いたします。出席者は経済建設常任委員会より、上村委員、吉田美好委員、光井委員、上田の4名、執行部より宮寄経済課長、高田林務観光課長、建設課からは立道係長と高森係長、社会文教常任委員会に出席後に、北島水道衛生課長が出席されております。

まず、平成31年度一般会計予算について、各課より説明を受けております。

経済課では、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払事業交付金については、農地保全のため、国2分の1、県4分の1、町4分の1で実施する有効な補助金であるが、取り組みが不十分な集落もあるため、町から厳格かつ適正な指導、助言を行うとともに、協定見直しの時期がきているので、十分な話し合いが必要ではないかとの意見がありました。農業機械等導入補助金については、17団体への補助が予定されているが、担い手のやる気を促すような補助内容の検討をしていたきたいとの意見がありました。農業委員会費においては、農地集積が進むように各委員の理解と活動の活性化を期待するとの意見も出されております。そのほか、

鳥獣被害防止総合対策事業補助金、農業次世代人材投資事業補助金、町単独土地改良事業補助金については、50件分等の説明を受けております。農用地等災害復旧費は、平成28年災で発注率96.8%、工事完了率で54.3%、平成29年災で発注率82.6%、工事完了率で17.4%、平成30年災においては、発注率7.7%、工事完了率はまだ0%ということであります。

次に、林務観光課においては、まず林業費について、林業用機械等導入補助金は50%の補助で、上限150万円の2件分を計上したものです。林道早楠線開設工事は2工区約600メートルとのことです。林地台帳地図等整備業務委託料、町有林造成事業委託料等の説明を受けたところです。商工費においては、消費税率引き上げに伴い、プレミアム率を20%にした地域通貨補助金、中小企業人材育成補助金、オートキャンプ場電源工事、森林体験公園費等について説明を受けております。

昼食を挟み、午後1時より水道衛生課から、簡易水道施設整備補助金、生活排水特別会計繰出金、簡易水道事業特別会計繰出金等の説明を受けました。中央地区の水源地確保には、これまでも取り組まれてこられたところではありますが、町民に安全な水を供給するためには、今後も幅広く水源を求め、努力していただきたいとの意見がありました。

次に、建設課より説明を受けております。住宅耐震化支援事業補助金は2件分、危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金は15件分とのことです。そのほか、町道維持工事9路線、町道改良工事11路線、橋梁維持工事2カ所、住宅管理費の修繕料はシロアリ駆除等の費用とのことです。応急仮設住宅利活用事業は、中央庁舎仮設団地で合築3カ所、くすのき平仮設団地で合築4カ所等の事業費とのことです。

午後2時に机上での調査を終わり、現地調査に向かいました。まず西山地区の内之浦ため池災害復旧工事の現場を視察しました。工事は順調に進捗しているとのことで、早期の完成が望まれるところです。次に、小筵地区で計画されている水道水源電気探査の予定箇所を視察しました。津留川に隣接した場所なので良好な結果が出ることを強く期待するものでございます。最後に、町道船津今村線改良工事の現場に行きました。工期内の竣工は大丈夫なのかとの質問がありましたが、舗装工事等は含まれていないので大丈夫とのことでした。

視察を終わり、午後3時30分中央庁舎に戻り、視察のまとめとして、年度末も迫り、天候も不順な時期なので、安全管理には十分留意していただくよう要望して委員会を終了いたしました。

以上で報告を終わりますが、報告もれがあれば他の委員さんの補足をお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 以上で、経済建設常任委員会委員長の報告を終わります。

他の委員さんからの補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。

経済建設常任委員会の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。

以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。

次に、社会文教常任委員会の報告を求めます。社会文教常任委員会委員長、坂田竜義君。

○社会文教常任委員会委員長（坂田竜義君） 本定例会期中に社会文教委員会をいたしましたので、その概要報告をいたします。

3月7日午前10時より、第二会議室におきまして福田議員、中川議員、高田議員、坂田、執行部より吉永教育長、坂村学校教育課長、中川社会教育課長、中村福祉課長、松永健康保険課長、北島水道衛生課長、途中、北島課長におきましては別の委員会出席のため中座いたしました。以上のメンバーで会議を開催いたしました。

まず、議案第14号、美里町一般会計予算について各担当課より説明がありました。

福祉課では、湯の香苑の水道工事について、町水道からの導入の件。従来は津留川の伏流水の井戸でございましたけれども、町水道を導入するということでございます。また、こちらはプレミアム商品券は政府が発行いたしますところのプレミアム商品券の関係、それとへき地保育所等について説明がありまして意見がございました。

また、健康保険課では骨髄バンク、骨髄等移植ドナー支援事業について説明があり、また風疹等の関係についての説明がございました。特定健診結果に基づく紹介状に関して意見がありました。

教育課におきましては、中学校統合が見送られたため、当面各学校間の交流事業の件、励徳小の複式学級に伴う学習支援員の導入、ICT教育の先行取り組み、学童保育の取り組み、教育の日講演会等について、また空調設備設置等について説明がありまして、意見交換をいたしました。

社会教育課では、岩尾野城、堅志田城調査など、文化財保護事業、また今度9月の14、15に開かれますところの宇城地域を中心として開催されます県民体育祭の受け入れ、本町におきましては4競技ということで聞いておりますが、受け入れ準備等について説明があり、意見がありました。

以上、報告いたします。

- 議長（吉田美好君） 以上で、社会文教常任委員会委員長の報告を終わります。
なお、今発言の中で常任が抜けておりましたので、追加をしたいと思います。
他の委員さんから補足はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田美好君） 補足なしと認めます。
社会文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。
以上で、社会文教常任委員会の報告を終わります。
これで、委員会報告及び質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第14号 平成31年度美里町一般会計予算

- 議長（吉田美好君） 日程第2、議案第14号、平成31年度美里町一般会計予算を再度上程し、議題とします。

内容説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。本案の質疑は、逐条としますか、一括としますか。

〔「逐条」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田美好君） それでは、本案は逐条質疑で行います。

それでは、逐条で質疑を行います。

まず、1ページ、2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、12ページ、13、14ページ。

はい、福田君。

- 10番（福田秀憲君） ただいま議案第14号について質問をいたします。

14ページですけれども、この地方消費税交付金というのがあります。これは10月には消費税が10%に上がる予定になっております。半年分がありますけれども、その分はちょっと見込んでというのか、ある程度勘案して予算書に上げられているのかお伺いをいたします。

- 議長（吉田美好君） 吉住総務課長。

- 総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

地方消費税交付金の見込み額でございますが、10月1日の消費税率の引き上げに伴う分については、まだ見込みをしておりません。

- 10番（福田秀憲君） 終わります。

○議長（吉田美好君） 15、16ページ、17、18ページ、19、20ページ、21、22ページ、23、24ページ、25、26ページ、27、28ページ、29、30ページ、31、32ページ、33、34ページ、35、36ページ、37、38ページ、39、40ページ、41、42ページ。

10番、福田君。

○10番（福田秀憲君） 41ページで質問をいたします。ここの工事請負費の中で、喫煙所整備工事ということで250万の計上がなされております。これは、7月1日に改正、健康増進法が施行されますけれども、これによりますと7月1日に実施されるのは公的機関は喫煙を禁止と、屋外については原則禁止というふうになって、現代の世間の状況といいますか、それによりますと大体禁煙の方向でいっておりますのに、わざわざこの喫煙所の整備をしなければいけないのかどうか。きょうの新聞あたりにも載ってございましたけれども、トヨタ自動車なんかの企業でも禁煙をしようということでみんな努めておられるわけです。受動喫煙とかなんかありますので、どういう理由でこう、どういう喫煙所を設けられるのか、整備をされるのかをお伺いをいたします。

○議長（吉田美好君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

喫煙所の整備工事につきましては、今ご指摘がありましたように、健康増進法の一部改正が7月1日に施行されます。行政機関につきましては、屋内はもう禁煙でございます。敷地内についても原則禁煙と。ただし、必要な措置が講じられた場合は可能ということになっております。その必要な措置といいますのは、人が立ち入らない場所という制限がございます。この予算につきましては、中央庁舎、それから中央公民館、砥用庁舎、3カ所分に喫煙所を設けるということの予算でございますけれども、庁舎ということで来客等々もあります。会議等もあります。職員だけでしたらまあ敷地外も含めて禁煙という選択肢もあるんだろうと思いますけれども、来客の方、あるいは会議に来られる方もいらっしゃいますので、敷地内、屋外の敷地内の人が立ち入らないところに、ちょっと区画といいますか、壁を付けるというふうなイメージをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 私は公的機関がですよ、モデルを示して、これは禁煙にしますよということになれば、外部から来た人も、わあやっているなということでそれにはやっぱりなんか吸うところがないからということで文句を言う人は私はいないと思うんですよ。だから、率先して美里町から禁煙を、全面的禁煙にしたんです

よというような発信をするような形でやっていったほうが、私はいんじゃないかなという思いがしておりますが、町長どうですか。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） おっしゃられることは、気持ちはよくわかります。ただ、今総務課長の説明にもありましたように、この役場という、まあ役場というか役所はですね、やはり不特定な多数の方が来られます。例えば、これが病院であればやはり病気を患った方、要は体を健康をしにいくために病院に行かれるわけでありまして。そういった意味ではそれぞれの目的がございますし、例えばタバコ農家の方も美里町にはたくさんまだいらっしゃいます。そういったこと、いろんなことを勘案して、やはり法もしかるべき措置をすれば敷地内でもいいというふうに定めてあるのは、やっぱりそういうところまで考えてのことだろうというふうに思っておりますので、吸わない方から見れば、そうしたほうがいいんじゃないかというようなお気持ちはわかりますが、ただ、片方では愛煙者の方もいらっしゃいますので、そういう均衡を図るためにそういう措置を取らせていただきたいということで提案をさせていただいております。ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） 私も相当たばこを吸って、議会に来たときも吸っておりましたけれども、やはり人に迷惑になるなというときには、やっぱりずっと吸わないで我慢をするというかな、そういうふうにやっておりましたけれども、今の時代にですよ、本当にもっと考えてやったほうが私はいんじゃないかなと思う。全体的に自治体を見たときに、美里町がこうやったというやつをアピールするようなあれがいいんじゃないかと私は思っておりますが、まあ予算が計上されておりますので、やっぱりその吸う人の気持ちというのもわかりますけれども、何かな、もっと先に進んだやっぱりところで考えたほうがいいんじゃないかなと私は思います。ぜひ再考していただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（吉田美好君） 41、42ページ、ほかありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 43、44ページ、45、46ページ、47、48ページ、49、50ページ、51、52ページ、53、54ページ、55、56ページ、57、58ページ、59、60ページ、61、62ページ、63、64ページ、65、66ページ、67、68ページ、69、70ページ、71、72ページ、73、74ページ、75、76ページ、77、78ページ、79、80ページ、81、82ページ。

7番、中川君。

○7番（中川政司君） 81ページの19、16番、原材料費、これ宇城の植樹祭の苗木代が出ております。今年は順番で美里町の順番でございますが、これまで植樹祭というのは、町有地にずっと植樹してまいりましたが、民有地あたりでも可能なのか、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明いたします。

以前は議員が言われたとおり、町有地のほうで施行してございましたが、民有地であれば同意を取れば可能かと思えます。その後の管理については、所有者のほうで行っていただきたいと思っております。

以上です。

○7番（中川政司君） 続きまして、19番の負担金、補助及び交付金でございますが、一番下の林業機械導入補助金300万円組んでありますが、これは森林環境譲与税からだというふうに思いますが、これはですね、例えば個人に対しての機械の補助か、それとも組合をつくった場合の補助なのか、そういったところ。それと、鹿ネットあたりにも、山林に対する鹿ネットあたりの補助あたりもこれが出るのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 高田林務観光課長。

○林務観光課長（高田浩幸君） ご説明いたします。

個人でというご質問ですが、今回は補助対象の要件としまして、2戸以上の林業組織ということで、共同というのが条件づけられています。そのほかですが、林業機械の共同利用組合、もちろんございましたら、それも可能でありますし、素材生産会社、製材所等ですね、そういうのも含まれております。

それと、鹿ネットのほうですが、鹿ネットのほうは現在国庫事業で造林事業として補助対象となっております。しかしながら、森林経営計画を認定された場所に限られますので、5年後、一般質問で申しましたが5年後です。造林事業等が区域外で発生した場合は、鹿ネット等の設置のほうも検討したいと思っております。

以上です。

○7番（中川政司君） 議長、終わります。

○議長（吉田美好君） 81、82、ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、83、84ページ、85、86ページ、87、88ページ、89、90ページ、91、92ページ、93、94ページ。

5番、上田君。

○5番（上田 孝君） 5番、上田です。94ページの備品購入費、消防車両購入費についてお伺いいたします。

先ほどの委員長報告の中でちょっと触れてありましたが、31年度とその次の年で全部の車両を更新するということでありましたが、まだ確か十数年しか経ってない車両もあったと思うんですね。それで、更新された、残った前の車両は、下取り等ができるのか、それとあと、もし程度のいい車両があるのであれば、以前、もう随分前ですけど一般質問で質問したことがあるんですけど、両庁舎に消防車両を残して、平日の昼間の緊急時に役場の若手職員等で出動できるような体制をとっておくような方策は考えておられるのか質問をいたします。

○議長（吉田美好君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

消防車両の購入費でございますけれども、今、班が23班ございます。それを2カ年で更新したいということで、新しいもの、日本消防協会からの寄贈分は別としまして、新しいもので確か平成11年ぐらいが一番更新があったのが最後だと思っておりますので、20年近くは経っているかと思えます。ただ、まだ車両もポンプも十分使えるというふうには思っております。更新した後の古いほうにつきましては、地元との相談も必要かと思えますけれども、地元で活用していただくということであれば、地元にもお譲りするような考えは持っております。ただ、運営費については地元で負担していただきたい。で、もう使用しないということであれば、町で引き取りまして、昨年も2台地元から引き取りをしまして、公売等もしたことがありますので、不用ということになれば公売も検討します。それから両庁舎にも1台ずつは置きたいなというふうには思っておりますので、そういう活用をしたいと。まずもって、地元のほうと協議をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○5番（上田 孝君） よろしくお願ひいたします。終わります。

○議長（吉田美好君） 10番、福田君。

○10番（福田秀憲君） 94ページで、今5番議員が質問されましたのとちょっと重なりましたがけれども、私はその上の防火水槽、これ2カ所設置されるということですが、どこにされるのか。というのはですね、美里町は川があるんですけども、ちょっと川が低いんで、川のすぐ横にあるなといっても水利が乏しいところがいっぱいあるんですね。川があるから安心してたらもう届かないというやつで、大分そういう事例も見てきておりますので、どこに設置されるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 吉住総務課長。

○総務課長（吉住慎二君） ご説明申し上げます。

防火水槽の設置工事につきましては、町内2カ所、現在のところ小薙地区と中小路地区を対象に検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） それとですね、以前、一般質問でもしましたけれども、防火水槽があるところの表示といいますか、あれがもう看板がさびてしまっていたりなんかして、なかなかわかりづらいところがありますので、そのあたりも1回点検をして見直していただければと思います。

終わります。

○議長（吉田美好君） ほかありませんか。

3番、今田君。

○3番（今田政行君） 3番、今田です。93ページの節の15工事請負費ですけれども、社会資本整備総合交付事業ということで、これは現在の仮設住宅の改装だろうと思いますけれども、この改装の中身ですね。今現在、2戸長屋を1戸にするとか、3戸長屋になっているところはどういうふうにするのかという内容をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田美好君） 立道管理係長。

○建設課管理係長（立道 誠君） ご説明申し上げます。

まず、中央庁舎仮設団地につきましては、2号棟と3号棟、これは3戸長屋ですけれども、これにつきましては、1DKがあるところだけを合築いたします。ですので、隣に3Kが残りますけれども、2Kと2DKを合築するという。中央庁舎仮設につきましては、3カ所合築を行います。ほかにも周辺の舗装ですとか、フェンス工事も併せて行います。

それから、くすのき平団地につきましては、1号棟から4号棟まで2戸の建物だけですので、2戸をもう一つ、1棟になるという考えです。あと、周りも舗装ですとかフェンス等の工事も併せて行います。

以上です。

○3番（今田政行君） はい、以上終わります。

○議長（吉田美好君） ほかありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に進みます。95、96ページ。

11番、濱田君。

○11番（濱田憲治君） それでは、96ページの13の委託料200万円、教育の日

講演会委託料ですが、昨年大盛会にもうひびきにいっぱいのお客様が来ていただきました。そのようなイメージで今年も、来年度もされるという企画の200万円だと思いますけれども、講師についてどういう考え方、どういう視点で選んでいかれるのかお尋ねいたします。

○議長（吉田美好君） 吉永教育長。

○教育長（吉永公力君） 教育の日の講演会は、教育の重要性についてもう一度見直すということを目的にして実施をしております。一昨年までは、教育の日の講演会を実施してはいましたが、ほかの講演会と日にちが近づいておりましたので、参加者がまばらで、講演される方に非常に申し訳ないなというふうに思ったこともありましたが、昨年から予算をつけさせていただきまして実施しましたところ、非常に議員おっしゃるような大盛会でありました。講師の選考につきましては、業者に依頼をしまして、何名かの候補者に絞って、その中から講演をしていただく方の日程、スケジュールあたりを参考にして昨年決めたわけですが、今年も同じような形で、皆さんがよく知ってらっしゃる方であれば非常に興味もありますし、参加もまた多いんじゃないかなと期待をしているところですが、そういったことを入念に勘案しまして、今年も候補者を、講師の方を選びたいというふうに思っております。

なお、教育の日ということから外れないように、そういったお話を聞かせてもらえるような方、また事前に打ち合わせ等もしっかりやっていきたいというふうに考えているところです。

○議長（吉田美好君） 濱田君。

○11番（濱田憲治君） はい、内容的にわかりましたですけども、今月の20日に宇土市民会館で植松さんという方が講演をされる企画を知っております。ボランティアの人たちが実行委員会をつくって、子ども、また親に植松さんという方のお話を聞かせたいという思いから企画がされておりますけども、そういったところの話も十分に勉強していただいて、有名な人が内容があるのかないのかもいろいろあるかもわかりませんので、ぜひ保護者の声だとか、こういう人がいいんじゃないですかというご意見があれば、そちらのほうにも耳を傾けてもらえればと思っております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） ほかありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に進みます。97、98ページ、99、100ページ。

5番、上田君。

○5番（上田 孝君） 5番、上田でございます。99ページ、100ページ等に学校

I C T環境関連の予算がいくつか載っておりますが、今回は励徳小学校での試みということで、おそらくその後、砥用小学校と中央小学校にも広げていかれると思うんですが、その辺の日程というか、今後の予定等わかっていればお願いします。

○議長（吉田美好君） 坂村学校教育課長。

○学校教育課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

議員お尋ねのとおり、本年度、平成31年度は励徳小学校をモデル校として、学校I C T環境整備を進めるところでございます。国のほうでも2020年度までに新学習指導要領を策定されますけれども、それに向けてのほかの学校につきましても、順次財政方と相談しながら計画的に2小学校、それと2中学校を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 上田君。

○5番（上田 孝君） せっかく美里町の子どもたち、均衡の取れた教育環境をみんなに与えていただきたいと思いますので質問をいたしました。

以上です。終わります。

○議長（吉田美好君） ほかありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に進みます。101、102ページ、103、104ページ、105、106ページ、107、108ページ、109、110ページ、111、112ページ、113、114ページ、115、116ページ。

5番、上田君。

○5番（上田 孝君） 115ページの備品購入費、スクールバス購入費についてお伺いします。砥用中学校にはこれまでスクールバスはなかったと思いますが、これまでは既存の路線バス等を利用されておったと思うんですけど、どういった経緯でスクールバスを導入したことになったのかお伺いをいたします。

○議長（吉田美好君） 坂村学校教育課長。

○学校教育課長（坂村 浩君） ご説明申し上げます。

砥用中学校のスクールバス購入につきましては、平成30年10月1日より、地域公共交通再編に伴いまして、美里バスの運行が開始されたところがございます。そこで、下福良方面を走っていましたがコミュニティバスも併せて廃止になったことを受けまして、コミュニティバスを利用していた洞岳地区の生徒たち、約5名程度でしたけれども、の臨時的な対応としまして、現在ジャンボタクシーを利用して登下校をしているところでございます。

しかしながら、スクールタクシーによりますと、毎月大体平均で約13万円程度

かかるということと、洞岳地区以外の保護者の方からも、そのスクールタクシーの方に混乗できないかという要望がありましたので、それとまた、熊本バスを利用していました、登下校していました生徒、約19名の下校時間と熊本バスの時刻表とちょっと合わないということがありまして、季節では待ち時間が長くなったりとすることがありましたので、ほとんどの保護者の方が迎えに来られていたということもありますので、そこで涌井地区につきましては自転車通学等もされておりますので、涌井地区以外の東砥用地区の生徒たちをスクールバスで送迎させるためのものがございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 上田君。

○5番（上田 孝君） 私の息子たちの時代もですね、PTAの役員等をしておりまして、子どもたちの、当時の校長先生たちと相談しながら、子どもたちをたくましく育てていきたいというような考え方で、自転車通学を推進するような活動をしておりましたが、なかなか砥用地区については坂道等も多いので、活動をやりましたがなかなか推進はできなかったというような経緯もありますが、学校教育課におかれましては、なるべくやっぱりその辺の活動というか、親の思いっていうのは多分今も変わらないと思いますので、たくましい子どもづくりというところも勘案していただいて、活動をしていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（吉田美好君） ほかありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 117、118ページ、119、120ページ。

2番、光井君。

○2番（光井博幸君） 119ページの節の15ですね、文化交流センター駐車場整備工事1,100万円上がっております。収容人数が確か400名弱ぐらいの文化センターであろうと確認しておるところでございますが、今現在の駐車場の台数とこれに工事を終えたあとの台数は何台ぐらいまでもっていくのかというのを教えていただきたいなと思います。

○議長（吉田美好君） 中川社会教育課長。

○社会教育課長（中川幸生君） ご説明をいたします。

文化交流センター駐車場整備工事の1,100万円につきましては、現在下の駐車場につきましては34台ほどの駐車スペースがございます。今回、一応机上上ではございますが、33台ぐらいの駐車場のスペースが確保できるのではないかとということで、全体としまして67台の駐車スペースが確保できるのではないかと

ふうを考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 光井君。

○2番（光井博幸君） えっと、それは下の部分だけの工事、1階部分の、建物の1階部分だけの工事ということになりますか。

○議長（吉田美好君） 中川社会教育課長。

○社会教育課長（中川幸生君） ご説明をいたします。

今回、予定しています駐車場の整備につきましては、文化交流センターの1階の部分の整備になります。一応、67台のですね、合わせて67台の駐車スペースができるのではないかとこのように考えております。

○議長（吉田美好君） 課長、上も含めて総台数で何台になる予定とかというのは。

○社会教育課長（中川幸生君） えっとですね、上の段のスペースにつきましては、ちょっと今のところ確認ができませんので、のちほど確認をさせていただいてご報告をさせていただいてよろしいでしょうか。

○2番（光井博幸君） はい、わかりました。

○議長（吉田美好君） 光井君。

○2番（光井博幸君） 上も40台ぐらい、下が67台、70台、110台というぐらいの台数かなと思いますが、1人でいらっしゃる方、また2人で乗り合いでいらっしゃる方、いらっしゃると思うんですが、設計は終わってらっしゃって予算が上がっているんだろうと思いますが、スペースの有効活用をしながらの33台増という形なのかなと思うんですが、設計変更といいますか、まだいけるという台数があれば、100台ぐらいの駐車スペースじゃ多分文化センターの収容人数に対しての台数は足りないのかなと思うところがございますので、そのあたりも含めて再度徹底的に台数確保が取れるように頑張りたいと思うところです。

以上です。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に進みます。121、122ページ、123、124ページ、125、126ページ、127、128ページ。

7番、中川君。

○7番（中川政司君） 議長、7番です。えっとここです、127、128ページにあります農地用災害復旧工事、経済課と建設課にお尋ねをいたします。15番の工事請負費に農地等災害復旧工事、これは平成28年災ですから地震災、豪雨災害だと思えます。何本ぐらい残っているのか。それと、28年災だけでいいです。

それと下のほうの、128ページの国庫負担災害復旧費、これは建設課だと思いますが、災害復旧費の28年の豪雨分、これも何本ぐらい残っているのか、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（吉田美好君） 宮崎経済課長。

○経済課長（宮崎幸仁君） ご説明申し上げます。

工事請負費の28災分につきましては2億5,600万円を計上させていただいておりますけれども、その内訳としましては、契約済の農地災が72件、それと施設が2件、それとこの予算計上しました時点では未契約分が11件ございましたので、85件分の査定件数で85件分の工事の分を計上させていただいております。この分につきましては28災でございますので、3年以内に終わるとというのが原則でございますけれども、どうしても工事が終わらないというような現状がありますので、国県と協議をしました結果、予算の付け替えをするということでここで計上させていただいております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 立道管理係長。

○建設課管理係長（立道 誠君） ご説明申し上げます。

28災につきましては、地震災42件に対しまして契約済も42件済んでおります。40件工事が済んでおりまして、残り2カ所今施工中でございます。豪雨災害につきましては、193件中、191件が契約済でございます。残り2件が新年度の当初予算に計上させていただいております。施工中がまだ42件ございます。発注率豪雨災に対しましては99%、完了率としまして78.2%ということになっております。

以上です。

○議長（吉田美好君） 中川君。

○7番（中川政司君） えっとですね、まだ経済課、建設課にも28年災が残っているようでございます。そこで、町長にお願いをいたしておきます。おそらく、今大体残っているのはですね、おそらくまあ業者からも敬遠されているような事業ではないかというふうに思っておりますので、今後しっかりと業者、協会あたりに相談をして協力しながら、不調不落がないようにぜひ進めて、そして古いものから先に、なるべく古いものから片付けるようにやっていただきたいというふうに思っております。でなかと、まだ通行止めで大分苦勞しております農家の方がおられますので、その点よろしく願いいたします。

○議長（吉田美好君） 上田町長。

○町長（上田泰弘君） おっしゃるとおりだと思います。今、建設業協会のほうにも再

度お願いをいたしまして、要は不調不落で残っている物件に関しまして、それが終わるまで新たな物件は、中にはどうしてもそのときまでに出さないといけないというやつもありますけども、基本的にその物件が要は落としていただくまでは、新しい物件は出しませんと。ですので、とにかく早くお願いしますというようなお願いをさせていただいているところでございます。

○7番（中川政司君） はい、よろしくをお願いをいたしておきます。

議長、終わります。

○議長（吉田美好君） ほかありませんか。

はい、4番、坂田君。

○4番（坂田竜義君） 4番、坂田です。今、前議長の質問と大体私も同じようなことを質問するんですけど、先ほど経済建設委員長の報告を聞いておりましたら、この28災については、96.8%発注して54.3%完了ということが報告がありました。29災については、82%発注で17.4%の完了と、こういう報告がございました。で、特に127ページに先ほども出ましたように、28災については2億5,600万の予算が計上してございますけれど、基本的に28災についてはもう繰越明許、あるいは事故繰越とか、まあ理由をつけても法令上はなかなか厳しいところが出てきますよね。だから、先ほどの宮寄課長の答弁の中では、予算の付け替えという言葉がありました。具体的にはどうですか。いったん国庫に返してまた付けてもらうということですか。そのあたりどうなってますか。

○議長（吉田美好君） 宮寄経済課長。

○経済課長（宮寄幸仁君） ご説明申し上げます。

28災につきましては、28年の途中でその災害復旧費の85%をいただいております。29年度に残りの15%をいただいております。どちらも28年の補助金として受け入れることになっておりますけども、これが事業が完了しないということで、県のほうに配分がきておる分についてはいったんお返しをして、新たに国のほうから予算をいただくということで整理をしているところでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） うちの町以外も同じような事情を抱えておられると思ひまして、随分心配しておりました。もう明確な法令上言い訳できないことになれば、返さないかんからですね。だから新たに付け替えということでされるということであれば、全体的に建設課の関連のところも同じような取り扱いということですよ。

○議長（吉田美好君） 立道管理係長。

○建設課管理係長（立道 誠君） ご説明申し上げます。

同じ災害復旧工事ですので、先ほど宮寄経済課長が申しましたとおり取り扱いは同じでございます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 坂田君。

○4番（坂田竜義君） はい、わかりました。ただ、先ほど報告がありましたように、29災についても完成率が17.4%ということで、8割以上がまだ29災についても残っているというようなこと。30災については完了ゼロということで、非常にまだ災害復旧がかなりそういった意味では、理由はわかります。業者がもう抱えるしこ、仕事を抱え過ぎている、人夫がいない、機械ない、理由はわかりますけども、いずれにしましても、できるだけ早くですね、先ほどもありましたように建設業界と、もうやりたくない工事もあるかもしれんけれども、建設協会と充分協議をさせていただいて、一日も早い復旧・復興をお願いして終わります。

○議長（吉田美好君） ほかありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に進みます。129、130ページ、131、132ページ、133、134ページ、135、136ページ、137、138ページ、139、140ページ、141、142ページ、143、144ページ、145、146ページ、147、148ページ。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第2、議案第14号、平成31年度美里町一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、日程第2、議案第14号、平成31年度美里町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をします。時間を、再開を11時25分とします。

-----○-----

休憩 午前11時12分

再開 午前 11 時 25 分

-----○-----

○議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、先ほど 2 番、光井議員より質疑のありました議案第 14 号、平成 31 年度美里町一般会計予算の内容について、中川社会教育課長より内容説明の申し出が
あっておりますので説明を求めます。中川社会教育課長。

○社会教育課長（中川幸生君） ご説明をいたします。

ただいまの文化交流センターひびきの駐車場のスペースにつきましては、現在 7
3 台の駐車場のスペースがございます。今回計上しております改良工事の整備工事
につきましては、33 台の計画をしております、合わせまして合計 106 台の駐
車場スペースが確保されるものと考えられます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 次に進みます。

-----○-----

日程第 3 議案第 15 号 平成 31 年度美里町国民健康保険特別会計予算

○議長（吉田美好君） 日程第 3、議案第 15 号、平成 31 年度美里町国民健康保険特
別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

皆さんにお諮りします。本案の質疑については、一括質疑で行いたいと思いま
すが、ご質疑ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括質疑で行いま
す。質疑
ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第 3、議案第 15 号、平成 31 年度美里町国民健康保険特別会計予算は、原
案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、日程第3、議案第15号、平成31年度美里町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第16号 平成31年度美里町土地取得特別会計予算

○議長（吉田美好君） 日程第4、議案第16号、平成31年度美里町土地取得特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

お諮りします。本案の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括質疑で行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第4、議案第16号、平成31年度美里町土地取得特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、日程第4、議案第16号、平成31年度美里町土地取得特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第17号 平成31年度美里町介護保険特別会計予算

○議長（吉田美好君） 日程第5、議案第17号、平成31年度美里町介護保険特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

お諮りします。本案の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第5、議案第17号、平成31年度美里町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、日程第5、議案第17号、平成31年度美里町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第18号 平成31年度美里町生活排水特別会計予算

○議長（吉田美好君） 日程第6、議案第18号、平成31年度美里町生活排水特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

お諮りします。本案の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

これから質疑を行います。質疑は、一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第6、議案第18号、平成31年度美里町生活排水特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、日程第6、議案第18号、平成31年度美里町生活排水特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第19号 平成31年度美里町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（吉田美好君） 日程第7、議案第19号、平成31年度美里町後期高齢者医療特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

お諮りします。本案の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第7、議案第19号、平成31年度美里町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、日程第7、議案第19号、平成31年度美里町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第20号 平成31年度美里町簡易水道事業特別会計予算

○議長（吉田美好君） 日程第8、議案第20号、平成31年度美里町簡易水道事業特別会計予算を再度上程し、議題とします。

これから質疑を行います。

お諮りします。本案の質疑については、一括質疑で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。本案の質疑は一括質疑で行います。質疑ありませんか。

10番、福田君。

○10番（福田秀憲君） 議案第20号について、質問をいたします。

10ページをお願いします。

ここで、工事請負費として拡張工事が5,500万を計上されております。これは鶴木野地区の拡張工事じゃないかなと思っておりますが、その何件あって、全員がこれに加入されるというふうになっているのかどうか。

それと、この工事の開始時期、いつ頃されるのか、教えていただければと思います。

○議長（吉田美好君） 北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） ご説明いたします。

工事費につきましては5,500万を計上いたしております。世帯数につきましては15世帯、そのうち申し込みは15世帯っております。

それと、墓の給水も申し込みがあってまして、給水戸数としては16戸の予定となっております。

開始時期につきましては、新年度になりまして準備ができ次第すぐ発注をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） すぐ発注していただいて、工事はどれぐらいかかって、いつ頃のめどでその給水を開始されるのかを伺いたいと思います。

○議長（吉田美好君） 北島水道衛生課長。

○水道衛生課長（北島浩徳君） ご説明いたします。

工事発注につきましては、まだ実施設計の方が完了しておりませんので、まず実施設計を行いまして、その後、実施設計完了後発注というふうな形になるかと思えます。年度末までには完了しまして、年度末に仮給水の点検を行いまして、本給水は32年度からになるかと思えます。

以上です。

○議長（吉田美好君） 福田君。

○10番（福田秀憲君） やはりもう給水、結構ですね、水道のほうで迷惑というかな、もう困っておられますので、早い時期に開通というかな、給水していただければと思いますのでよろしくお願いします。

終わります。

○議長（吉田美好君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第8、議案第20号、平成31年度美里町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、日程第8、議案第20号、平成31年度美里町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第21号 町道路線（大野原下田線）の廃止について

日程第10 議案第22号 町道路線（大野原下田線）の認定について

○議長（吉田美好君） 日程第9、議案第21号、町道路線（大野原下田線）の廃止について及び日程第10、議案第22号、町道路線（大野原下田線）の認定についての2案件を一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9、議案第21号及び日程第10、議案第22号を一括して議題といたします。

内容説明を求めます。立道管理係長。

○建設課管理係長（立道 誠君） それでは、議案第21号並びに議案第22号についてご説明いたします。

今回の提案につきましては、同一路線に係る廃止及び認定についての提案でございます。

始めに、議案第21号、町道路線（大野原下田線）の廃止について。

道路法第10条第1項の規定により、町道路線を別紙のとおり廃止する。

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。町道名越谷線の改良工事に伴いまして、起点の位置が変更されたことによるもの及び終点の県道囲砥用線の改良後に、地番が地籍調査の再調査に伴いまして、現地確認不能となっております。そのため、終点の地番も変更になったことにより町道路線の廃止が必要となりますため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき提案するものでございます。

次のページの別紙をご覧くださいと思います。

廃止する路線は、町道大野原下田線です。起点は、美里町三加字西台地54番地先から、終点の美里町三加字中畑503-1番地先までの476.1メートル、幅員が2.0メートルから13.0メートルでございます。

続きまして、議案第22号、町道路線（大野原下田線）の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、町道路線を別紙のとおり認定する。

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。町道名越谷線の改良工事に伴いまして、起点の位置が変更されたことによるもの及び終点の県道囲砥用線の改良後に地番が地籍再調査に伴い現地確認不能となったため終点の地番も変更になったことにより、再度認定が必要になりました。それにより道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものでございます。

次のページの別紙をご覧ください。

認定する路線は、町道大野原下田線、起点が美里町名越谷字原3805番地先、終点が美里町三加字川向324-1番地先、延長が506.2メートル、幅員が2.0メートルから13.0メートルでございます。

お配りしております資料をご覧くださいと思います。

A3の2枚ありますが、まず1枚目の左の図が廃止する路線の見取り図でございます。右の図が今回認定する路線の見取り図でございます。変更している箇所を赤の丸で囲っております。2枚目の資料をご覧くださいと思います。左が廃止する改良前の起点側です。右が認定する改良後の起点側です。それぞれ左下に終点側の図も付けております。終点につきましては、地番の変更のみですので、道路区域につきましてはの変更はございません。

以上で、議案第21号並びに議案第22号の説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第9、議案第21号、町道路線（大野原下田線）の廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、日程第9、議案第21号、町道路線（大野原下田線）の廃止については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について採決をいたします。

日程第10、議案第22号、町道路線（大野原下田線）の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、日程第10、議案第22号、町道路線（大野原下田線）の認定については、原案のとおり認定されました。

-----○-----

日程第11 議案第23号 町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の締結について

○議長（吉田美好君） 日程第11、議案第23号、町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容説明を求めます。立道管理係長。

○建設課管理係長（立道 誠君） それでは、議案第23号について、ご説明申し上げます。

議案第23号、町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の締結について。

次のとおり町道柏川朝見線災害復旧工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

1、契約金額 6,292万800円

2、契約の相手方 熊本県下益城郡美里町遠野268番地1

岩田建設株式会社

代表取締役 岩田龍裕

提案理由でございます。町道柏川朝見線災害復旧工事に係る請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

次に、添付資料をご覧くださいと思います。

添付資料といたしまして、工事内容の主な工種、数量を記載しております。復旧延長が18.1メートル。復旧概要ですけれども、軽量盛土工18.1メートル、鉄筋挿入工106本、路側防護柵工19メートル、コンクリート舗装工83平米、構造物の取り壊しが17立米でございます。

次に、2ページ目の図面をご覧ください。

右上の位置図が今回の施工箇所となっております。図面左がその施工箇所の平面図です。図面右下が標準断面図となっております。

以上で、議案第23号の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田美好君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第11、議案第23号、町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、日程第11、議案第23号、町道柏川朝見線災害復旧工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 2 4 号 災害・工事発生土捨て場用地取得契約の締結について

○議長（吉田美好君） 日程第 1 2、議案第 2 4 号、災害・工事発生土捨て場用地取得契約の締結についてを議題とします。

内容説明を求めます。立道管理係長。

○建設課管理係長（立道 誠君） それでは、議案第 2 4 号について、ご説明申し上げます。

議案第 2 4 号、災害・工事発生土捨て場用地取得について。

次のとおり災害・工事発生土捨て場用地を取得したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

平成 3 1 年 3 月 5 日提出 美里町長 上田泰弘

- 1、取得用地 美里町畝野 6 0 6 番地外 3 4 筆
- 2、契約の相手方 熊本県下益城郡美里町遠野 2 5 6 番地 2
岩田武司外 9 名及び登記名義相続人 9 名

3、取得面積 1 万 2, 9 5 0. 7 6 平米

4、取得金額 3, 8 8 5 万 2, 2 8 0 円

提案理由でございます。災害・工事発生土捨て場用地の取得について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものでございます。

説明資料をご覧ください。

1 枚目が今回取得する筆数の合計になります、一覧になります。3 5 筆でございます。

2 枚目をご覧くださいと思います。今回取得する用地の範囲につきましては、オレンジ色の線で囲ってある部分でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で内容説明を終わります。

ただいまの議案第 2 4 号の説明の中で、災害・工事発生という言葉がありますが、文字がありますが、これは議案については発注と思いますので、事務方より訂正をお願いしたいと思います。

はい、上田町長。

○町長（上田泰弘君） すみません。ただいま議案第 2 4 号の説明をさせていただいたところでございます。その説明の中では、災害・工事発生土捨て場用地取得につい

てという説明がございました。なお、きょうの日程、議事予定表、そしてこの議案書の議事予定表の中には、工事発注土捨て場と書いてあります。正しくは工事発生、今説明があった工事発生のほうが正しいということでございますので、訂正のほうをよろしくお願いを申し上げます。

申し訳ございませんでした。

- 議長（吉田美好君） ただいま執行部のほうから訂正をとということでありますが、皆さん方にお諮りします。発注を発生ということで決定をしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田美好君） はい。

それでは、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第12、議案第24号、災害・工事発生土捨て場用地取得契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

- 議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、日程第12、議案第24号、災害・工事発生土捨て場用地取得契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をしたいと思います。再開を午後1時とします。

-----○-----

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

-----○-----

- 議長（吉田美好君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第13 同意第1号 美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき同意を求めることについて

○議長（吉田美好君） 日程第13、同意第1号、美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第1号につきましてご説明申し上げます。

同意第1号、美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき同意を求めることについて。

美里町職員懲戒審査委員会の委員に下記の者を命じたいので、地方自治法施行規程第17条第5項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所 [REDACTED]

氏名 鷲山 啓

生年月日 [REDACTED]

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由でございます。懲戒審査委員会の委員を命ずるときは、地方自治法施行規程第17条第5項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

鷲山啓氏の任期につきましては、平成31年3月31日までとなっておりますが、引き続き委員に任命させていただきたくご提案申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田美好君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第13、同意第1号、美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがいまして、日程第13、同意第1号、美里町職員懲戒審査委員会の委員を

命ずることにつき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

日程第14 同意第2号 美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき同意を求めることについて

○議長（吉田美好君） 日程第14、同意第2号、美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき同意を求めることについてを議題とします。

内容説明を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 同意第2号につきましてご説明申し上げます。

同意第2号、美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき同意を求めることについて。

美里町職員懲戒審査委員会の委員に下記の者を命じたいので、地方自治法施行規程第17条第5項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所

氏名 上田隆信

生年月日

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。懲戒審査委員会の委員を命ずるときは、地方自治法施行規程第17条第5項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

上田隆信氏の任期につきましては、平成31年3月31日までとなっておりますが、引き続き委員に任命させていただきたくご提案申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田美好君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第14、同意第2号、美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき

同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(吉田美好君) 全員起立です。

したがいまして、日程第14、同意第2号、美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

-----○-----

日程第15 同意第3号 美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき同意を求めることについて

○議長(吉田美好君) 日程第15、同意第3号、美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。本案件の当事者である総務課長の吉住慎二君に退席を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田美好君) 異議なしと認めます。

したがいまして、吉住慎二君の退席を求めることに決定をいたしました。
吉住慎二君に退席を求めます。

(総務課長 退席)

○議長(吉田美好君) 内容説明を求めます。上田町長。

○町長(上田泰弘君) 同意第3号につきましてご説明申し上げます。

同意第3号、美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき同意を求めることについて。

美里町職員懲戒審査委員会の委員に下記の者を命じたいので、地方自治法施行規程第17条第5項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所 [REDACTED]

氏名 吉住慎二

生年月日 [REDACTED]

平成31年3月5日提出 美里町長 上田泰弘

提案理由をご説明申し上げます。懲戒審査委員会の委員を命ずるときは、地方自治法施行規程第17条第5項の規定により議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

現委員の任期が、平成31年3月31日までで満了するにあたり、新たに吉住慎二氏を委員に任命させていただきたくご提案申し上げます。よろしくお願

申し上げます。

○議長（吉田美好君） 以上で内容説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第15、同意第3号、美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（吉田美好君） 全員起立です。

したがって、日程第15、同意第3号、美里町職員懲戒審査委員会の委員を命ずることにつき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、吉住慎二君の入場を許可します。

（総務課長 入場）

-----○-----

日程第16 発議第1号 美里町議員会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（吉田美好君） 日程第16、発議第1号、美里町議員会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。3番、今田政行君。

○3番（今田政行君） それでは、ただいま上程中の発議第1号につきましてご説明をいたします。

発議第1号、美里町議員会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を別紙のとおり美里町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をします。

平成31年3月5日提出

提出者 美里町議会議員 今田政行

賛成者 美里町議会議員 吉田起登

美里町議会議長 吉田美好様

提案理由でございます。美里町議会広報誌の編集発行に伴い、広報委員会の設置に関して、地方自治法第100条第12項の規定に基づき、新たに規定するものがあります。

次のページをお開きください。

美里町議会会議規則の一部を改正する規則。

美里町議会会議規則（平成16年美里町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別途配付しております発議第1号資料の新旧対象表をお開きください。

この新旧対象表は、美里町議会会議規則の目次の部分であります。左側が改正前、右側が改正後となっております。

右側の表、改正後の下から3行目、下線部分の第15章全員協議会（第121条）の次に、新たに第16章として、「広報委員会（第122条）」を加えるものであります。これによりまして、左側の表、改正前の第16章第122条以下に、章及び条ずれが生じますので、改正前の「第16章 議員の派遣（第122条）」を「第17章 議員の派遣（第123条）」に、「第17章 補足（第123条）」を、次ページ、右側、改正後の表をご覧ください。「第18章 補足（第124条）」に改正するものであります。

以下には、附則としまして、今回美里町議会会議規則の本文中に新たに規定をします「第16章 広報委員会（第122条）」の条文及び第17章以降の改正部分についてお示しをしております。

議案書の美里町議会会議規則の一部を改正する規則をお開きください。

附則でございます。この規則は、公布の日から施行することとしております。

以上で、発議第1号についての説明を終わります。

○議長（吉田美好君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、本案に反対の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 次に、本案に賛成の方の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立により行います。

日程第16、発議第1号、美里町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者 起立)

○議長(吉田美好君) 全員起立です。

したがいまして、日程第16、発議第1号、美里町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議員派遣の件について

○議長(吉田美好君) 日程第17、議員派遣の件についてを議題とします。

皆さんにお諮りします。別紙のとおり、議員を派遣したいと思います。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たに派遣が必要となった場合等の判断は、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田美好君) 異議なしと認めます。

したがいまして、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

また、派遣決議後に派遣内容の変更等がありました場合、及び次の議会までに新たな派遣が必要となった場合等は、議長に一任していただくことに決定しました。

-----○-----

○議長(吉田美好君) 日程第18、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について、及び日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件についてを一括して議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田美好君) 異議なしと認めます。

よって、日程第18及び日程第19を一括して議題とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第18 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査の件について

日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査の件について

日程第18及び日程第19を一括して議題といたします。

皆さんにお諮りします。各常任委員長、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田美好君) 異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は全部議了しました。

したがいまして、会議規則第8条の規定により、閉会したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田美好君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。

閉会に先立ち、上田町長に挨拶を求めます。上田町長。

○町長（上田泰弘君） 閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、提案をさせていただきましたすべての議案、あるいは同意事項に関しまして、すべてにご承認を賜りまして誠にありがとうございました。

また、議会中はいろいろとご指摘、あるいはご意見、あるいはいろんなご提案をいただきました。とてもためになるご指摘、ご提案、ご意見だったというふうに思っております。

平成最後の今定例会になったわけでありますが、ある意味、非常に感慨深いものがあります。新年度もあと1カ月程度で新しい年度になりますけども、また議員の皆さんと一緒に、しっかりと行政サービスを提供し、美里町をつくっていきたいと思っておりますので、どうぞ新しい年度もよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

まだ寒い、朝晩はまだ冷えますので、どうぞお体にはご自愛いただきますようお願いを申し上げまして御礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（吉田美好君） 以上で、町長の挨拶を終わります。

それでは、これをもちまして、本日の会議を閉じ、平成31年第1回美里町議会議定例会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。

-----○-----

閉会 午後1時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名いたします。

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会議員

美里町議会会議録
平成31年第1回定例会

平成31年3月発行

発行人 美里町議会議長 吉田美好
編集人 美里町議会事務局長 倉田辰実
作成 株式会社アクセス
電話 (096) 372-1010

~~~~~  
美里町議会事務局

〒861-4492 熊本県下益城郡美里町馬場1100番地  
電話 (0964) 46-2111